

中央大学法科大学院

自己点検評価報告書 2018

中央大学法科大学院

第1分野 運営と自己改革

1－1 法曹像の周知	1
1－2 特徴の追求	6
1－3 自己改革	11
1－4 法科大学院の自主性・独立性	20
1－5 情報公開	22
1－6 学生への約束の履行	25

第2分野 入学者選抜

2－1 入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>	27
2－2 既修者認定<既修者選抜基準等の規定・公開・実施>	36
2－3 多様性<入学者の多様性の確保>	41

第3分野 教育体制

3－1 教員体制・教員組織（1）<専任教員の必要数及び適格性>	45
3－2 教員体制・教員組織（2）<教員の確保・維持・向上>	49
3－3 教員体制・教員組織（3）<専任教員の構成>	52
3－4 教員体制・教員組織（4）<教員の年齢構成>	54
3－5 教員体制・教員組織（5）<教員のジェンダーバランス>	56
3－6 教員支援体制（1）<担当授業時間数>	58
3－7 教員支援体制（2）<研究支援体制>	61

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4－1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）<FD活動>	64
4－2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）<学生評価>	72

第5分野 カリキュラム

5－1 科目構成（1）<科目設定・バランス>	76
5－2 科目構成（2）<科目の体系性>	80
5－3 科目構成（3）<授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し>	84
5－4 科目構成（4）<法曹倫理の開設>	85
5－4 履修（1）<履修選択指導等>	87
5－5 履修（2）<履修登録の上限>	92

第6分野 授業

6－1－1 授業（1）<授業計画・準備>	95
6－1－2 授業（2）<授業の実施>	98
6－2 理論と実務の架橋（1）<理論と実務の架橋>	105
6－3 理論と実務の架橋（2）<臨床科目>	108
6－4 國際性の涵養	114

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）<クラス人数>	119
7-2 学生数（2）<入学者数>	121
7-3 学生数（3）<在籍者数>	123
7-4 施設・設備（1）<施設・設備の確保・整備>	125
7-5 施設・設備（2）<図書・情報源の整備>	130
7-6 教育・学習支援体制	133
7-7 学生支援体制（1）<学生生活支援体制>	135
7-8 学生支援体制（2）<学生へのアドバイス>	140

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価<厳格な成績評価の実施>	143
8-2 修了認定<修了認定の適切な実施>	148
8-3 異議申立手続<成績評価・修了認定に対する異議申立手續>	151

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成<総合評価及び適格認定>	153
-----------------------------------	-----

別紙 6-1-2 授業（2）1（1）授業の実施、（2）到達目標との関係

■憲法分野	163
■行政法分野	166
■民法分野	168
■商法分野	171
■刑法分野	174
■民事訴訟法分野	178
■刑事訴訟法分野	182

第1分野 運営と自己改革

1－1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

中央大学（以下「本学」という。）の歴史は、1885年に増島六一郎をはじめとする18名の少壮法律家が創設した「英吉利（イギリス）法律学校」に始まる。英吉利法律学校設置時の広告には、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神が示されており、そこには、法の叡智を学び、これを社会に生起する具体的な事件の解決のために用いて、人々に奉仕する修練の体得こそが肝要とする精神の原点を見てとることができる。この「実学の精神」は今日まで脈々と受け継がれ、本学は、130年を超える歴史の中で数多くの人材を法曹界に輩出してきた。

中央大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という。）は、こうした本学の伝統と実績を継承し、今後とも実学の精神を貫くべく、次の4つを「教育理念」として創設された。

- ① 市井にあまねく法律サービスをいきわたらせるため、市民が必要としている身近なホームドクター的な法曹を養成する。そのため、ホームドクター的な法曹に期待される、市民の日常生活に関わる法分野における幅広い法律知識、問題解決能力を養うとともに、豊かな人間性及び高い倫理観を涵養する。
- ② 高度化・多様化した現代社会のニーズに応える専門法曹を養成する。かかる法曹に必要とされる、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を涵養する。
- ③ 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力をもつ法曹を養成する。
- ④ 国民のニーズに十分応え得るレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、前述のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する本学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

このように本法科大学院においては、養成する法曹像として、幅広い法律知識と問題解決能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観を備えることで、高度化・多様化した現代社会のニーズに応え得る法曹を掲げている。

この4つの教育理念に基づき、本法科大学院は、その「養成する法曹像」のモデルとして次の6つを提示している。

- ① 市民生活密着型ホーム・ローヤー
- ② ビジネス・ローヤー
- ③ 渉外・国際関係法ローヤー

- ④ 先端科学技術ローヤー
- ⑤ 公共政策ローヤー
- ⑥ 刑事法ローヤーである。

養成する法曹像として具体的なモデルを提示することは、個々の学生がより明確な目的意識を形成し、自主自律的に学修する契機として機能している。そして、本法科大学院においては、様々な取り組みを通じて個々の学生の目標実現に向けて強力なサポートを展開している。

(2) 法曹像の周知

設置認可申請書¹において示した前述の「教育理念」「養成する法曹像」は、「CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK」(以下、本文中では「ガイドブック」という。)に毎年掲載して学内外に配布しているほか、本法科大学院 Web サイトにも掲載しており、これらのこと方法を通じて、在学生、教職員、入学志願者、その他への周知を図っている^{2、3、4}。

また、本法科大学院 Web サイト、ガイドブック及び履修要項において、これらの法曹像に即した6つの科目履修プラン(以下、「履修モデル」という。)を掲載している^{5、6}。ガイドブックでは、6つの法曹像それぞれの分野で活躍している修了生法曹を紹介し、養成する人材像を具体的にイメージできるようにするとともに、志願者自身のキャリア意識を高めることも企図している。加えて、3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム及びディプロマの各ポリシー)におけるディプロマ・ポリシーでも、養成する人材像として、これらの法曹像を明記し、本法科大学院 Web サイト及び履修要項に掲載し、周知を図っている^{7、8}。

さらに、本学のロゴマークを基礎として、いわゆる六法(Constitution, Civil law, Criminal law, Commercial law, Civil procedure, Criminal procedure)の英語頭文字でもあるCを6つ組み合わせて本法科大学院のロゴマークが考案された。これは、本学の新しい歩みと六法(法の支配)の広がり、本法科大学院が養成をめざす6つの法曹像を重ねてイメージしたものであり、以来、このマークをシンボルとして学内外に発信することで、「養成する法曹像」の周知を図っている。

ア 教員への周知、理解

教員(専任や兼担、兼任を含む)・事務職員等に対しては、毎年度発行されるガイドブック、履修要項及びFD研究集会等によって周知、理解を図っている。

イ 学生への周知、理解

学生に対しては、履修要項にて周知を図るとともに、年度初めのオリエンテー

¹ 「中央大学法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」『中央大学大学院法務研究科(法科大学院)設置認可申請書』 pp. 1-3

² CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 1, 5

³ 本法科大学院 Web サイト「中央大学法科大学院とは」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/about/

⁴ 本法科大学院 Web サイト「養成する法曹像」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/cultivation/

⁵ CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp. 16-17

⁶ 履修要項 2018 pp. 8-13, 22-27

⁷ 本法科大学院 Web サイト「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/

⁸ 履修要項 2018 pp. (1)-(4)

ション、キャリアガイダンスにおいて、その都度6つの法曹像を示しているだけでなく、実務家講演会等においては、特定の領域に偏することなく多様な法曹を招いてこれを実施することにより、「養成する法曹像」についての理解を促進している。また、履修要項には、6つの法曹像に即した履修モデルを掲載している。さらに、ロゴマークを本法科大学院内に掲示することによっても、日常的に理解の促進を図っている。とりわけ、各学生自習室のドアや掲示板に6つの法曹像を掲示していることから、通学する日は、ほぼ毎日、視覚的に擦り込まれている状況である。

加えて、本法科大学院においては、裁判所、検察庁からの派遣教員を中心に、教員のイニシアティブのもと、裁判所、検察庁、証券取引等監視委員会、公正取引委員会等への見学会を開催しており、このことも6つの法曹像について具体的なイメージを想起させるものとなっている。

このほか、入学者選抜における特別入試枠で入学した学生に対しては、入学後に別途ガイダンスを実施し、それぞれの枠に即した履修指導を行っており、また進級時ごとに各特別入試枠の担当教員と面談を行っている。特別入試枠（詳細については、「第2分野2－1」を参照。）は、6つの法曹像に基づく多様性の確保を企図した入試制度として設けたものであり、一般法曹枠の学生以上に将来の法曹像について意識・理解させるよう努めている。

ウ 社会への周知

入学志願者を含む社会全体に対しては、各種広告、ガイドブック（無料配布）及び本法科大学院 Web サイトにて周知を図っている。また、ガイドブック及び本法科大学院 Web サイトでは、多様な方面で活躍する修了生法曹に対するインタビューのほか^{9、10}、6つの法曹像に即した履修モデルも掲載している。なお、ロゴマークは名刺に印字されており、教職員が利用しているだけでなく、在学生や就職活動等においては修了生も活用している。

一方、本法科大学院への入学を検討している者に対しては、これらの方法に加え、本法科大学院又は外部機関主催の入学説明会において周知を図り、また入学者選抜合格後については、入学申込手続を行った入学予定者に対して、入学前説明会を開催して周知を図るとともに、入学直後のオリエンテーション時に実施している「新入生アンケート」により、その認知度を把握している¹¹。

このように、本法科大学院では、教育理念において示す養成する法曹像について、6つの法曹像という具体的なモデルを提示し、それぞれに対応する多様な展開・先端科目を豊富に設置するなど、入学後のミスマッチを極力なくす諸方策を講じている。その結果、2018年度入学者においては、本法科大学院への入学に満足している者の割合が87.6%と、高い数値を示している¹²。

（3）特に力を入れている取り組み

6つの法曹像を踏まえ、多様な進路選択を意識させる方策として、例えばオリエンテーション期間に学年ごとのキャリアガイダンスを行い、法科大学院のキ

⁹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp.6-11

¹⁰本法科大学院 Web サイト「OB・OG 法曹から（インタビュー映像）」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/voice/voice02/

¹¹2018年度法科大学院新入生アンケート実施報告書

¹²2018年度法科大学院新入生アンケート実施報告書

キャリア支援に特化した専属のキャリア・コンサルタントから、それぞれの時期に応じたキャリア支援及び就職活動の説明を行っているほか、正規科目（「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」等）、各種セミナー、講演会及び「ランチ＆トーク（参加者が各自で用意した昼食をとりつつ、タイムリーかつ専門性の高い内容の短時間の講演を聴き、講演後に質疑応答のセッションを行う「昼食持ち寄りの懇話会」）」などの企画を通じて、本法科大学院修了後における進路の多様性を伝えることで、6つの法曹像の理解に努めている。

修了生の実際の進路先としては、裁判官、検察官、法律事務所弁護士（司法過疎地の弁護士等特徴的なものも含む）、国家公務員、企業法務部など多様であり、一定の成果をあげている。

（4）その他

本法科大学院を修了し、多様な方面で活躍する修了生法曹に対するインタビュー動画を本法科大学院 Web サイトに掲載しているほか、本学の附属学校（中学校、高等学校）が実施する法教育や模擬裁判等への協力並びに全国各地の高等学校からの「模擬講義」における講師派遣依頼（2018 年度は 2 件）への要望に応じること等を通じて、本法科大学院の理念・目的を社会に浸透させるための活動を積極的に展開している。

さらに、本学公式 Web サイト「Chuo Online」（読売新聞「YOMIURI ONLINE」と連動）においても、本法科大学院教員をはじめ、多様な方面で活躍する修了生法曹からの寄稿記事を紹介し¹³、理念・目的の周知に努めている。

2 点検・評価

本法科大学院の「教育理念」及び「養成する法曹像」は、法科大学院の制度設計の過程における各種の議論や外国における法曹養成制度の状況を十分に参照しつつ、本学の伝統を踏まえて設定された明確なものである。それは、一定数以上の学生を擁する法科大学院にふさわしい総合性と専門性をあわせもつ適切な内容になっており、また、理論教育と実務教育をともに重視し両者を架橋する姿勢に立脚するものである。

このような教育目標に対応し、カリキュラムでも、法律基本科目の充実（63 単位必修）、実務基礎科目の最大限の重視（10 単位必修）、基礎法学・外国法・隣接科目の充実（6 単位必修）、展開・先端科目の多様性の確保（17 単位必修）等について配慮するとともに、ガイドブック、本法科大学院 Web サイト及び履修要項において、6つの法曹像ごとの「履修モデル」を提示し、学生が各自のめざす法曹像を明確化することで、これに即した履修を自律的に進めることを促進している。

「養成する法曹像」の周知状況に関して、学内に対しては、ガイドブック、本法科大学院 Web サイト、履修要項及び全学生が利用する各学生自習室のドアへの掲示等を通じて、専任教職員、非常勤教員及び学生もその内容を十分に認識している。そのため、入学後に、自分の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はない。

対外的には、入学志願者を含む社会全体に対しては、各種広告、無料配布のガ

¹³Chuo Online <http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/>

ガイドブック及び本法科大学院 Web サイト等で周知を図っている。また、本法科大学院への入学を検討している者に対しては、本法科大学院又は外部機関が主催する入学説明会において、さらに入学予定者に対しては入学前説明会において、それぞれ周知を図っている。なお、ガイドブックについては、当該情報へのアクセスが容易となるよう、本法科大学院 Web サイトにデジタルパンフレットを掲載している。

これらの工夫によって、本法科大学院の「養成する法曹像」は、本法科大学院の関係者等に周知・理解されていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

2017 年度、本欄には、「開校以来 10 余年を経て、法曹養成制度や法科大学院を取り巻く状況も変化していること等に鑑み、本法科大学院では、2019 年度以降示される全学的な指針をふまえ、養成する法曹像に修正を加える必要の有無について、研究科長をはじめとする執行部（研究科長、研究科長補佐 3 名の合計 4 名）が中心となって検討する予定である。」と記した。2018 年度に受審した 3 回目となる法科大学院認証評価では、これまでと同様、「本法科大学院の養成しようとする法曹像はきわめて明確である」という趣旨の評価を受けたが、他方、文部科学省の公的支援のための補助金加算プログラムの審査では、当法科大学院が提案する種々の取組みが「総花的で、なぜ中央大学がそのような取組みをするのかが伝わらない。」といった趣旨の指摘を非公式に受けたことが多い。6 つの法曹像とは、法曹の出口としてそのような職種がある、ということを示したもので、いわば多様な法曹を養成することではあるが、たとえば、「国際感覚豊かな法曹」とか、「ビジネスセンス豊かな法曹」といったような、教育する学生に共通させようとするアイデンティティが示されていない。これは、「多数の学生を集め、多数の法曹を輩出する」という本学の伝統的な思考ゆえのものであろう。

法科大学院制度は、予備試験に学生を奪われ、本法科大学院は、競合校に入学者選抜の上位層のほとんどをさらわれ、定員充足率は開校以来はじめて 50% を割った。全国的な法曹志願者の減少には歯止めがかかる兆しが見えているものの、法曹志願者数が劇的に増加する見込みはまずなく、本法科大学院への入学者数も予断を許さない。本法科大学院修了者の司法試験合格者数も当面減少を余儀なくされるであろう。

他方、2022 年度法科大学院入学者を対象として、法科大学院制度には法学部との 5 年一貫教育、法科大学院の在学中受験という制度変更が予定されており、現在その対応に追われている最中である。こうした一連の動きの中で、本法科大学院が養成する法曹像が旧態依然のままでよいのかの検討が必要とされる。

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」を体現するものとして創設された本法科大学院には、以下の3つの特徴がある。

第1の特徴は、「個性と多様性の尊重」である。本学は、増島六一郎をはじめとする18名の少壮法律家によって創立された英吉利法律学校以来、東京法学院、東京法学院大学を経て、今日の中央大学にまで至るまで、多様な人材を積極的に受け入れ発展してきたという歴史を有する。多様な背景をもつ学生たちが互いの個性を尊重しつつ学びあい、高めあうことは、本学創立以来のDNAであり、本法科大学院はこれをしっかりと受け継いでいる。

第2の特徴は、「ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育」である。本法科大学院では、教育活動における特色を表すキーワードとして「ハートフル・メソッド」という表現を用いている。ここでいうハートフル・メソッドとは、個々の学生の多様な個性を尊重しつつ、法曹として求められる高いスキル・マインドと豊かな人間性を涵養するために、本法科大学院が展開する教育活動並びにきめ細かな学修支援のことである。これらは、本学の学風である「質実剛健」「家族的情味」を、現代において体現する特徴といえる。

第3の特徴は、「伝統に基づく強力な法曹ネットワーク」である。本学OB・OG法曹による強力なネットワークは、ハートフル・メソッドの1要素として掲げている事項であるが、本法科大学院の教育活動を強力に支え、各種の取り組みを特徴づけているものであることから、単独の特徴として掲げるものである。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

上記(1)に掲げた特徴を追求するために、以下の取り組みや工夫を行っている。

ア 個性と多様性の尊重

①学生の受け入れにおける取り組み（多様な学生の受け入れ）

多様な学生の確保については、法学未修者の入学者選抜において、他学部出身者又は社会人が入学者の一定程度を占めるように努めるとの入学者選抜方針を立て（アドミッション・ポリシーを参照）、さらに、地域法曹、女性法曹及び国際法曹の特別入試枠を設け、多様性の拡大を図っている（詳細については「第2分野」を参照）。また、多様な背景をもつ学生の積極的な受け入れにつなげるべく、高等学校や地方の大学、女子大学等への訪問をはじめとする学生募集活動にも力を入れてきたが、上述のとおり、入学する学生数自体が減少し、特別入試枠で入学する学生はいないか、きわめて少ないのが現状である。とりわけ、多様性を維持する可能性の高い未修者の減少が著しい。

②教育活動における取り組み

多様なリーガル・キャリアの形成に向け、教育課程においても様々な工夫を行

っている。主に展開・先端科目において、様々な分野のリーガル・スペシャリストの養成に必要な科目を豊富に開設している。ガイドブック、本法科大学院 Web サイト及び履修要項には 6 つの法曹像それぞれに対応する履修モデルを提示し、各自のめざす法曹像に即した履修の仕方をより理解しやすくしている。加えて、「リーガル・クリニック」の授業においては、この 6 つの法曹像に対応した実践的な授業を提供している。

展開・先端科目についても、その教育課程において、多彩な科目を展開している。各分野の法律科目だけでなく、複数の分野を横断した科目、企業活動を対象にファイナンスや税務の知識を涵養する科目、より高度な研究を希望するニーズに対応した科目等を豊富に設置し、学生の多様なリーガル・キャリアに応じた履修が可能となっている。

その中でも、「4 群特講（地域と法）」は複数の地方大学との連携により実施する特徴的な科目である（詳細については「第 6 分野 6-1-2（2）」を参照。）。この科目では、それぞれの地域固有の法的課題を取り上げたテーマを扱う授業を、ICT を活用した遠隔授業にて実施しており、学内外から高い評価を得ていると同時に、地方で活躍する法曹養成にも寄与している。

このほか、法曹リカレント教育も本法科大学院の重要な社会的使命と考え、一般財団法人新日本法規財団から経済的支援を得て、税務等に関する短期セミナーを実施し、前述の ICT を活用した遠隔授業システムを通じてその内容を連携する地方大学にも配信する取り組みを行っている¹⁴。これも、多様な教育スタッフを有する本法科大学院ならではの特徴であり、強みでもある。

③多様なリーガル・キャリア

就職支援にあたっては、本法科大学院専用の就職支援窓口を設けて専属スタッフ（キャリア・コンサルタント）を配置し、本法科大学院修了生向けの求人開拓及び本法科大学院修了生（及び在学生）への求人情報の提供を行うほか、多様な進路（裁判官、検察官、弁護士、国家公務員及び企業法務部）に即したセミナーや講演会、法科大学院修了生（及び在学生）向け採用説明会等を企画・開催し、社会の各方面で活躍する多様な法曹の輩出に注力している。

イ ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育

① 充実したカリキュラムと高い教育力

質の高い法曹教育は、教育研究に十分な実績をもつ研究者教員（47 名）に加え、実務をリードする実務家教員（16 名）及び兼担・兼任教員（80 名）の合計 139 名によって提供されており、開講されている科目数は、236 にのぼるが、学生の関心は司法試験関連科目に偏る傾向があり、履修者のいない科目も一定数ある。

カリキュラムは、「基礎から応用へ」という積み上げ方式を重視しつつ、理論と実務の架橋にも十分配慮した構成となっている。とりわけ、全国各地において多方面で活躍する本学OB・OG 法曹の協力を得て全国の法律事務所、企業法務部等で行われる 3 週間の「エクステーンシップ」は、生きた法律学を学ぶよい機会となっており、量的にもきわめて充実している。

また、教育活動の展開にあたっては、法科大学院全体としての取り組みはも

¹⁴ 〈新日本法規財団寄付講座〉CLS 法曹リカレント・無料セミナーのご案内

とより、科目単位や分野単位のFD活動を積極的に展開し、教育内容や授業方法の組織的な改善・向上に努めている（詳細については「第4分野」を参照。）。したがって、本法科大学院における授業内容は、質・量ともに全国最高レベルのものであることは自負しつつも、学生数の減少に伴い、司法試験科目の学習効果をあげるため、展開選択科目を整理統合すると共に、2年次以降のクラス数を開設当初の6クラスから4クラスとし、前期・後期で半数のクラスが異なる科目を履修する時間割を廃止して、全クラスが通年で同じ科目を履修する制度変更の実施に向け準備中である。

② 万全の学修支援

本法科大学院では、専任教員によるクラス・アドバイザー制度をはじめ、実務講師によるフォローアップ演習の実施やクラス・サポーター制度の導入に加え、学修成果分析会を通じた個々の学生の状況把握と指導への活用等、入学定員200名の大規模ロースクールにもかかわらず、個々の学生に正面から向き合った、きめ細かな学修支援を行っている（詳細については「第5分野」～「第7分野」を参照。）。このような学生と教員・実務講師との関係性の結果、法曹として不可欠なマインドである豊かな人間性と高い倫理感の涵養につながっている。

ウ 伝統に基づく強力な法曹ネットワーク

中央大学は、130年を超える歴史の中で、数多くの法曹を輩出してきた伝統を有する。これを背景に、本学出身の法曹から組織されたOB・OG組織である「中央大学法曹会」は、全国に5,000名を超える会員を擁し、本法科大学院における実務基礎科目や展開・先端科目の担当教員（兼任教員）の派遣、本法科大学院学生のエクスターンシップの受け入れ、成績優秀者への奨学金（法曹会奨学金）の原資提供など、物心両面から学生に対する様々な支援を行うことで、本法科大学院における教育活動を強力に支えている。

また、本法科大学院を修了した若手弁護士を「実務講師」として多数招聘しており、フォローアップ演習の実施やクラス・サポーターとしての活動等、身近な先輩としての立場から日々の学修支援を行う体制を構築している（詳細については「第6分野」及び「第7分野」を参照。）。

（3）取り組みの効果の検証

これらの取り組みの効果の検証については、関連委員会（入試・広報委員会、教務委員会、FD委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会など）が担当し、その検証結果は、本法科大学院の執行部会議（研究科長及び研究科長補佐により構成）、運営委員会（執行部及び教授会が互選する者により構成）を経て、教授会に報告され、種々の改善・改革へとフィードバックされている。

これに加え、本法科大学院においては、毎年度、自己点検評価委員会が取り纏めた自己点検評価報告書の内容について、外部の有識者によって構成されるアドバイザリーボードの意見を徴することを通じて、本法科大学院の活動全般を毎年検証する仕組みを備えている（詳細については「第1分野1－3」を参照。）。

2018年度には、3回目となる法科大学院認証評価を受審し、「適合」の評価を得た。

(4) 特に力を入れている取り組み

上述のとおり、科目の統廃合やクラス数の減少に伴う時間割の変更を準備中である。

(5) その他

これらの特徴に基づく諸活動は、充実した教育環境によって支えられなければならぬが、以下の例年の記述にあるとおり、ソフト面での教育環境は他学に引けをとらないという自負があるものの、ハード面での教育環境の老朽化はもはや一刻の猶予もならない状況となっており、このことが入学者選抜優秀層の流出の原因の一つとなっていることは疑いがない。

市ヶ谷キャンパスには本法科大学院以外の教育研究組織が所在していないことから、法科大学院の教育活動、学生生活に特化した環境整備を行い、アメニティの充実に努めている。その具体的なものとして、裁判員裁判に対応した法廷教室の設置、学生各人に対する専用自習席とロッカーの提供、必要とされる文献等がそろえられたローライブラリー、授業で使用するレジュメ等を準備するためのPC自習室（印刷は無料で枚数制限なし）、自主ゼミを行うためのゼミ室、保健センター、談話コーナー、食堂、書籍売場を有する生活協同組合店舗等の設置を挙げることができる。また、設備面だけでなく、事務組織として設置されている法科大学院事務課は、学生に対しては履修や学籍・成績管理、入学者選抜、奨学金やキャリア支援、修了生組織の窓口等の学修・学生生活全般に係る支援を行い、また、教員に対しては授業実施、研究科としての管理運営、研究支援等、幅広い分野の支援をワンストップで担っており、本法科大学院の特徴の伸長・追求にあたり、きわめて有効に機能している。

このほかの特徴的な取り組みとして、市ヶ谷キャンパスでは、教員による自主的な読書会、研究会等が多数開催され、学生の参加も推奨されている。これら多くは小規模なものであり、参加した教員・学生相互がきわめて近い距離で議論を展開する場となっていることから、インフォーマルなものではあるが、ハートフル・メソッドを構成する重要な要素のひとつとなっている。

また、翌年度の司法試験受験生に向けて、教員有志がメッセージを送っていることなどは、「面倒見の良い中大」、を体現するものである。

2 点検・評価

本法科大学院は、①個性と多様性の尊重、②ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育、③伝統に基づく強力な法曹ネットワークという3つを特徴として掲げており、それぞれの特徴の追求に向けた取り組みをそれぞれの活動を所管する委員会を中心に組織的に展開している。これらの特徴は、いずれも、英吉利法律学校以来の長い歴史と伝統に裏付けされたものであり、法曹に求められるマインド・スキルの涵養、本法科大学院の掲げる6つの法曹像にかなった人材養成において、一定の成果を上げてきた。しかしながら、現状の司法試験合格率、合格者数とともに、本法科大学院の目標とするところから大きく乖離している。たしかに、入学者選抜の上位層を他学にさらわせてなお、一定の司法試験合格者を出していることは、教職員一同の努力の賜物ではあるが、それが、本法科大学院に寄せられる期待に応えるに十分かといえば、そうではないことは率直に認めなければならない。

3 自己評定

B

4 改善計画

おそらく最後の制度改正となる、いわゆる3+2制度の導入と新キャンパスへの移転は、法科大学院制度にとっても本法科大学院にとっても決定的に重要な契機であり、これに合わせて、本法科大学院がどのような特徴をもつ法曹養成校としてモデルチェンジすべきなのか、将来構想委員会等を通じて検討する。

検討対象としては、同一キャンパスを使用する可能性の高いビジネススクールとの連携、学費および奨学金のあり方、基礎法科目のカリキュラムのあり方、そのうえでの特徴を追求するための外国法や展開先端科目のあり方、学部との共同開講科目や共通人事、後継者養成のあり方、などが考えられる。

1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不斷に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院では、法曹養成教育の状況等を検証し、その検証結果を踏まえ、その社会的使命を果たすべく、研究科の内部において点検及び自己改革を行う組織と外部から意見を聞く組織とを設けている。

まず、本法科大学院では、中央大学専門職大学院学則¹⁵(以下、「学則」という。)第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、教授会の下に自己点検評価委員会を設けている¹⁶。また、その他にも、自己改革を目的として設定され、恒常にこれに取り組む組織として、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会及び人事計画委員会等の常設委員会があり¹⁷、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、必要があれば関係部署にフィードバックし、改善・改革に努めている。このうち、自己点検評価委員会は、2018年5月1日現在、専任教員9名により構成され(公法系2名、民事系3名、刑事系1名、実務系1名、基礎法学・外国法・隣接系1名、展開・先端系1名。うち、研究者教員8名、実務家教員1名)、本法科大学院における①運営と自己改革、②入学者選抜、③教育体制、④教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み、⑤カリキュラム、⑥授業、⑦学習環境及び人的支援体制、⑧成績評価・修了判定、⑨法曹に必要なマインド・スキルの養成などに関する点検・評価を毎年行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会(執行機関)の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」として取り纏める役割を担うものである。

また、本法科大学院は、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザリーボード」を設置して、毎年、このアドバイザリーボードに自己点検評価報告書を提

¹⁵中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

¹⁶中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

¹⁷中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

出し、その評価と助言を受けている¹⁸。アドバイザリーボードは、外部の有識者5名(弁護士3名、公認会計士1名及び企業関係者1名)によって構成され、本法科大学院の自己点検評価報告書及びその他必要資料をチェックし、本法科大学院の教育・運営全般について、改善のための忌憚のない意見や助言を提供することをその役割とするものである。本法科大学院は、このアドバイザリーボードによる評価結果を自己点検評価報告書に反映させたうえで、本法科大学院 Web サイトにおいて広く社会に公表している¹⁹。

なお、アドバイザリーボードは、学校教育法および専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、その構成を見直し、法務研究科長が指名する本学教職員を含め、教育課程連携協議会へと改組されることとなった。これに伴い、従来の役割のみならず、以下の事項について審議し、学長又は法務研究科長に意見を述べるものとしている。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

このほか、全学的な自己点検・評価システムが構築されており、本法科大学院も法務研究科組織別評価委員会を組織して、全学の枠組みのもと、法科大学院の活動を対象に点検・評価を実施するとともに、諸活動の分野ごとに設置される分野系評価委員会に委員を参画させている。全学の自己点検・評価活動においては、学外の有識者から構成される外部評価委員会による外部評価も行われており、評価結果は教授会において報告され、毎年度の自己点検・評価活動に反映している²⁰。

(2) 組織・体制の活動状況

ア 法科大学院における活動状況²¹

① 自己点検評価委員会

主として、各分野の自己点検評価を取り纏め、これを点検のうえ、自己点検評価報告書の作成を行っている。自己点検評価報告書は、毎年度4月から作業を開始し6月までに完成している。具体的には自己点検評価報告書の各項目の原案を、原則として研究科長、FD委員会、教務委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等の各種常設委員会の責任者、さらに各科目群の取り纏め役の教員が、それぞれに関連する活動状況に即して点検・評価しつつ執筆し、自己点検評価委員会でこれらをさらに点検のうえ、自己点検評価報告書として取り纏めている。

② FD委員会

FD活動の企画推進を行っている。研究科長補佐の1名を委員長とし、教育研究活動を支援するため教育研究支援室を設置して、教育内容・教育方法の向上と

¹⁸中央大学法科大学院内規集No.3 中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規 第6条

¹⁹本法科大学院 Web サイト「自己点検・評価と認証評価」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/accreditation/

²⁰中央大学大学評価 Web サイト「大学評価」

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/>

²¹教授会・各種委員会の議事録等

改善を図る体制を整備している。

F D 委員会の組織と所管事項を定める内規²²に基づき、2018 年度は、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員 9 名が委員を務めている（公法系 2 名、民事系 2 名、刑事系 3 名、基礎法学・外国法・隣接系 1 名、展開・先端系 1 名。うち研究者教員 6 名、実務家教員 3 名）。なお、2018 年度は持ち回りを含めて 6 回の F D 委員会を開催した。（活動の詳細については「第 4 分野」を参照。）

③ 入試・広報委員会

入学者選抜の基本方針の原案策定及び広報活動に関する企画立案を担っている。研究科長補佐の 1 名を委員長とし、基本的には年に 4 回程度、定期的に委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に委員会を開催し、さらなる改善に資するべく見直し及び検討を継続的に行っていている。（活動の詳細については「第 2 分野」を参照。）

④ 教務委員会

研究科長補佐の 1 名を委員長とし、必要に応じ委員会を開催して、主に、開講科目、担当者の決定、科目履修、授業運営、学期末試験、成績評価、進級・修了判定制度の導入及び進級・修了基準の改定、「ランチ＆トーク」、実務家講演会等の企画・運営に関して審議・検討をしている。また、カリキュラム改正が必要な場合には、カリキュラム・進級制度検討委員会等と合同で委員会を開催している。なお、2018 年度は持ち回りを含めて 5 回の教務委員会を開催した。（活動の詳細については「第 5 分野」、「第 6 分野」を参照。）

⑤ カリキュラム・進級制度検討委員会

入学者の学修到達の度合いに照らして、より学修効果の見込めるカリキュラムを検討している。またカリキュラムの改正については教務事項も多く含まれているため、教務委員会と合同で委員会を開催している。なお、2018 年度は 3 回のカリキュラム・進級制度検討委員会を開催した。活動の詳細については「第 5 分野」、「第 6 分野」を参照。）

⑥ 人事計画委員会

研究科長を委員長とし、毎年 1 回以上開催して、カリキュラムの実現に必要な教員体制を検討している。

⑦ 将来構想委員会

研究科長を委員長とし、本法科大学院の法曹養成や法科大学院制度全体を見渡して、中長期的な視野から将来構想について検討を行う会議体であり、検討の必要性が認識された際に隨時開催する²³。2016 年度においては、全国的な法曹志願者の減少、入学者選抜の倍率低下、実入学者の減少、司法試験合格率の伸び悩みなどに鑑み、入学定員のあり方について検討を行い、2018 年度より入学者定員を 200 名とすることとした。

²²中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院 F D 委員会内規 第 2 条

²³Chuo Law School Vision 2016-中央大学法科大学院中期構想

イ アドバイザリーボードの活動状況

原則として毎年度終了後3ヵ月以内に定例会議を開くこととなっている。2018年度までは、自己点検評価委員会が取り纏めた自己点検評価の結果について報告を受け、審議・助言をしている²⁴。

2018年度は7月11日に定例会議を開催し²⁵、2017年度の自己点検評価の結果を報告書に基づき審議し助言を行った。

2019年度以降は、前述の改正に伴い、授業の開設またはカリキュラム編成等についても審議・助言を行う予定である。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

① 教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

カリキュラム、授業、教員体制等については、教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会等において、改善のための検討を常時行っている。

前回認証評価以降の改善・改革に向けた取り組みについては、大きく次の2期に分けて示すことができる。

i) 恒常的な取り組みの強化〔2016年度まで〕

主として、前回認証評価において問題点として指摘を受けた事項を含め、本法科大学院における恒常的な教育活動の精度向上及び改善を図ることを目的とした取り組みを検討・展開した。

- ・中央大学法曹リカレントプログラムとして、法曹有資格者を対象とする科目等履修制度及び短期セミナーを開始〔2014年度〕
- ・中央大学法科大学院FD委員会内規を改正。委員構成を見直し、各分野から委員を参画させることで、委員会機能を強化〔2014年度〕
- ・「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を策定。成績評価の厳格化を徹底〔2014年度〕
- ・ICTを活用した教育の実践に係る調査研究に着手（文部科学省・先導的大学改革推進委託事業）〔2015年度〕

※本取り組みについては、地方に所在する大学との連携による遠隔授業の実施〔2017年度〕に発展。

- ・法律文書作成を通じた基礎力の醸成をねらいとする科目（「中級事案研究」）の新設や効率性向上の観点から既存科目の一部組み換え（「実務行政訴訟I」及び「実務行政訴訟II」（各2単位）を「実務行政訴訟」（2単位）に統合、「国際法総論」（2単位）を「国際法I（基礎）」及び「国際法II（応用）」（各2単位）に改編）の実施〔2015年度〕
- ・進級判定基準の厳格化〔2016年度〕

ii) 入学者層の変化に対応する教育体制の整備〔2017年度以降〕

近年、法科大学院を取り巻く社会的環境は、厳しさを増している。全国規模での法曹志望者の激減を受け、本法科大学院においても入学者の質の維持と

²⁴中央大学法科大学院内規集No.3 中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規第5条第2項

²⁵「25. アドバイザリーボード会議」議事録

定員充足との均衡を図ることが大きな課題となっていた。

さらに、2016 年度の本法科大学院修了者における司法試験合格率が 30% を割り込む結果となったことを受け、もはや従来行ってきた制度変更を中心とする改善対応では不十分であり、諸活動の抜本的な改革が必要であるとの認識をもつに至った。

その結果、2017 年度以降は、それ以前に構築した教育の枠組みをベースとしつつ、法律基本科目の充実と入学者層の変化に応じた授業方法の転換の 2 つを大きな柱として次のような改革を進めている。

- ・憲法科目の再編（「統治の基礎」を「憲法Ⅱ」に名称変更・必修化、「人権の司法的救済」を「憲法Ⅰ」に名称変更。時間割上も「憲法Ⅰ」を前期開講、「憲法Ⅱ」を後期開講とした）、一部展開・先端科目の組換え・新設（「被害者と法」「犯罪心理学」「現代司法論」の 3 科目を閉講し、「犯罪被害・犯罪心理と法」「少年法」を開講）〔2017 年度〕
- ・法学部と法科大学院との体系的・一貫的な教育課程を編成することを見据え、本学法学部との合同ワーキンググループを組織・検討に着手〔2017 年度〕
- ・学生の学修到達度を組織的に確認・検討する「学修成果分析会」の制度化〔2017 年度に試行実施、2018 年度より本運用〕
- ・法律基本科目において重点的・反復的学修を可能とする選択必修科目（法律基本科目における「1 群特講」）を新設〔2018 年度〕
- ・未修者教育全般にわたる改善を検討する「未修者教育プロジェクトチーム」発足、提言の提出〔2018 年度〕
- ・少人数教育の実施と多方向・双方向の授業実施のため、未修クラスのクラス規模の見直しを実施〔2018 年度〕
- ・F D 研究集会の実施について、とりわけ入学者層の変化に対応した授業方法の転換をテーマに複数回開催〔2018 年度〕
- ・実務講師を活用したクラス・サポーター制度を新設。専任教員のクラス・アドバイザーと連携した学修支援を充実〔2018 年度〕
- ・本学国際会計研究科（2018 年度廃止・2018 年 6 月 15 日廃止届出）からの移籍者を 5 名加え、会計・ファイナンス系の科目を充実〔2018 年度〕

② 入学者選抜における競争倍率の確保

入試・広報委員会を中心に、入学者の質の確保を含めた入学者選抜のあり方について不断の検証及び改善を行っている。

入学者選抜方法に係る主な改革状況については次のとおりである。

- ・入試枠として、多様な学生を受け入れる特別入試枠（地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠）を設置〔2016 年度入学者選抜〕
- ・法学既修者コースに早期入学枠を新設〔2019 年度入学者選抜〕
- ・検証の結果、専門職法曹枠を廃止〔2019 年度入学者選抜〕

特別入試枠については、導入の決定が 2015 年度内になされたことから、2016 年度入学者選抜における効果は限定的なものであったが、2017 年度入学者選抜においては、全国的に法科大学院受験者数が激減する中で前年比 170 名増となり、多様な背景を有する学生の獲得という面においても一定の成果を得た。なお、その後も検証を続けた結果、2019 年度入学者選抜においては、専門職法曹枠を

廃止し、新たに早期入学枠を新設した。

他方、広報活動については、2013年度（2014年度入学者向けの広報）以降は、直近過去問題の解説を通じて本法科大学院がどのような人材を募集しているかを伝えるべく、過去問題解説会を開催し、2014年度（2015年度入学者向けの広報）以降は、入学説明会との同日開催としている²⁶。さらに、2015年度（2016年度入学者向け広報）以降は、全国の当該地域に法科大学院が存在しない大学又は一定の法曹志望者が在籍しながらも法科大学院を有しない大学へ教職員が出向き、説明会を実施しているほか、市ヶ谷キャンパスで行われる入学説明会については、YouTubeライブにて配信を行っており、地方在住の志願者にも本学の特徴や魅力を直接映像で伝えられるようにしている。

以上の取り組みの結果、近年はそれまで実績が少なかった大学からの受験もみられるようになるなどの成果が得られており、2017年度入学者選抜以降は競争倍率2倍以上を確保している。

・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数	合格者数	競争倍率
2014年度	1,122人	777人	1.44倍
2015年度	1,067人	734人	1.45倍
2016年度	976人	595人	1.64倍
2017年度	1,146人	563人	2.04倍
2018年度	983人	490人	2.01倍

③定員充足率の確保

法曹志願者が減少する中、本法科大学院における教育の質を維持・向上するため、2016年度からそれまで270人（法学既修者200人、法学未修者70人）であった入学定員を240人（法学既修者180人、法学未修者60人）に削減、さらに2018年度からは200人（法学既修者150人、法学未修者50人）に削減した。

入学者選抜にあたっては、本法科大学院の掲げる入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に適合する学力水準を有する者を受け入れることがまず必要である。そのため、本法科大学院では、過去の入学者の追跡データや、入学手続時の歩留まり率等も参考にしながら厳格な合否判定を実施している。

しかしながら、2018年度入学者選抜においては、厳格な合否判定の結果、合格者数を490人としたものの、想定以上に歩留まり率が低下したことから、定員充足率が50%を下回る結果となった。

2019年度入学者選抜においては、歩留まり率の向上に向け、本法科大学院の魅力をより一層理解してもらうことが重要であることから、現在、入試・広報委員会を中心に具体的な方策について検討を行い、新たに入学手続者を対象としたオフィス・アワーや授業参観等を実施した。

・過去5年間の入学定員充足率

²⁶本法科大学院Webサイト「説明会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/meeting/

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2014 年度	270 人	238 人	88.1%
2015 年度	270 人	241 人	89.3%
2016 年度	240 人	192 人	80.0%
2017 年度	240 人	128 人	53.3%
2018 年度	200 人	95 人	47.5%
平均	244 人	178.8 人	73.3%

④ 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

本法科大学院に関連する改善提案等については、本法科大学院内で速やかに情報を共有するとともに、重要なものについては、執行部会議、運営委員会及び教授会で議論している（FD活動の詳細については「第4分野」を参照。）。

さらに、司法試験合格率の低下傾向に対応すべく、2008年度入学者よりGPAによる進級判定制度及び実務講師によるフォローアップ演習を導入し、個々の学生の基礎力向上と全体の底上げに努めているほか、カリキュラム内容や入学者選抜方法についても、それぞれを所管する委員会を中心に不断の検証を行い、質の向上を目指している。

⑤ 法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

グローバル化やIoTが高度に進展した現代社会は、人・モノ・カネ・情報がグローバルレベルにおいてもローカルレベルにおいても激しく移動する、きわめて変化の速い社会である。社会における価値観も多様化するため、紛争解決にあたっても高度な問題解決能力が求められる。

そのような社会的環境において、持続可能な共生社会の創設に向けて求められる法曹とは、法曹としての確かなスキルとマインドに裏打ちされた高い問題解決能力を有すること、さらには、当事者の心に寄り添いながら課題への対応を適切に行うことのできる豊かな人間性と高い倫理観を有する人材であり、このような人材を輩出していくことこそが本法科大学院の使命であると認識している。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

修了生の進路については、2011年度から、教授会のもとに本法科大学院に特化してキャリア・就職支援を担当するリーガル・キャリア・サポート委員会を置き²⁷、修了生の進路先の把握に努めるとともに、個人面談、就職活動体験記の収集、求人開拓、各種採用説明会、就職活動対策（自己分析、書類対策及び面接対策）、国家公務員総合職試験対策及び面接指導等を企画・実施している。

本法科大学院の開設時から、いわゆる法曹三者に就いた者に関しては、官報や弁護士検索による追跡調査を行うことにより、司法修習終了直後では約90%（最終的には概ね95%以上）の進路状況を把握できている。これらについては、リーガル・キャリア・サポート委員会で取り纏めた資料を毎年度司法修習終了後に教授会で報告し、共有している。非法曹の進路状況については、有効な進路把握手段が見つかっていないこともあり、法曹に比して十分な把握ができていると

²⁷中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規 第14条

はいえないが、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に修了生へ進路先の報告を直接呼び掛けているほか、本法科大学院同窓会やCLSインハウス・ローヤーズ・ネットワーク（2016年5月発足。司法試験合格後に企業や省庁等の組織に所属している修了生の同窓会組織）を通じて、少しづつ把握されつつある。今後も引き続き、さらに徹底した情報収集に努めていきたい。

	受験者数	短答式試験の合 格に必要な成績 を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
2014年度	475人	382人	164人	34.5%	22.6%
2015年度	475人	372人	170人	35.8%	23.1%
2016年度	462人	341人	136人	29.4%	22.9%
2017年度	455人	303人	119人	26.2%	25.9%
<u>2018年度</u>	<u>435人</u>	<u>296人</u>	<u>101人</u>	<u>23.2%</u>	<u>29.1%</u>

（4）特に力を入れている取り組み

全国的な法曹志望者の激減をはじめとして、法科大学院を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そのような中で、本法科大学院では、一定程度の志願者数を維持できているが、入学者の質の確保は大きな課題となっている。

現状においても言及したとおり、入学者の質の確保に向けては、大きく次の3点に注力している。

①学生の受け入れ

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に適合する学力水準を有する入学者を受け入れることを最重要事項とし、厳格な合否判定を行っている。その結果、定員充足率は低下することとなったが、競争倍率については、2017年度以降は2倍以上となっている。特別入試枠を設置し、多様な入学者を受け入れるとともに、不断の検証を行い、改善を推進している。

②カリキュラム

法律基本科目の強化を企図したカリキュラム改革を2017年度及び2018年度に実施している。

③授業方法

F D研究集会において、入学者層の変化に応じた授業方法のあり方をテーマとして設定し、授業実践報告に基づいた議論を活発にすることを通じて、全教員が問題意識を共有するとともに、今後の授業方法のあり方について組織的な改善を図っている。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院においては、現代の複雑化する社会に求められる法曹像を踏ま

え、種々の自己改革を強力に推し進めながら、法曹に求められるマインド・スキルに基づく高度な問題解決能力に加え、豊かな人間性と高い倫理観を有する法曹の養成に邁進している。

他方、全国的な法曹志望者の減少に伴う入学志願者の減少と定員充足率の低下に対しても、入学定員の削減や入学者選抜における改革等により積極的に取り組んでおり、一定の成果を得ている。

3 自己評定

A

4 改善計画

近年の司法試験合格率の伸び悩みについては、重大かつ喫緊の課題と認識しており、教育課程の改革や授業方法の組織的な改善、入試政策の切り替え等、多方面からの自己改革に取り組んでいる。2019 年度の定員充足率は、6 割を回復した。

問題点としては、評価報告書が過去のそれへの上塗りとなって、何が問題で、どのような対策をとり、その成果がどうであって、その改善計画をどう立てるのか、いわゆる P D C A サイクルが見えないものになってしまっていることが挙げられる。

上述のとおり、各委員会や将来構想委員会が示す改革案を、教授会懇談会や F D 集会で十分に議論したうえ実施し、P D C A サイクルを意識する必要がある。また、外部評価委員会に提出する自己点検評価報告書も、過去の記述の上塗りではなく、上記サイクルが一覧できるような様式に変更する予定である。

なお、従来、こうした取り組みは、改革の必要性に応じて検討・立案・実施されてきたが、毎年度、前年度中に次年度以降の活動計画を立案し、ある程度の期間にわたる法曹養成制度の姿とそれを実現するための本法科大学院の方針を定め、基本的にこれに基づいて各種の取り組みを進めている²⁸、²⁹。

²⁸Chuo Law School Vision 2016- 中央大学法科大学院中期構想

²⁹2019 年度活動計画

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本学において専門職大学院として設置された本法科大学院は、独立の「大学院法務研究科(専門職大学院・法科大学院)」と称する。専門職大学院の各研究科には当該研究科に所属する専任教員によって構成される「研究科教授会」が置かれ(学則第12条)、研究科教授会は、次の諸事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする(学則第15条第1項)。

- ① 学生の入学及び課程の修了に関すること
- ② 学位授与の要件に関すること
法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
- ③ 学位の授与に関すること
- ④ その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聞くことが必要と認めるものとして別に定める事項^{30※}

※ 中央大学専門職大学院学則第十五条第一項第四号の規定により、学長が研究科教授会の意見を聞くことが必要と認める事項を定める件

- 一 校地・校舎の変更に関すること
- 二 教育研究組織の新設・改廃に関すること
- 三 研究科の運営の方針に関すること
- 四 研究科長の選出に関すること
- 五 学長選挙人の選出に関すること
- 六 各種全学的な委員会の委員の選出に関すること
- 七 専門職大学院学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること
- 八 自己点検・評価その他当該研究科の評価に関すること
- 九 教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること
- 十 教育課程、授業日その他教育研究に関すること
- 十一 授業科目の編成及び担当に関すること
- 十二 試験その他の評価に関すること
- 十三 学生の外国への留学及び外国からの留学生の受け入れに関するこ
と
- 十四 学生の奨学に関するこ
- 十五 学生の顕彰に関するこ
- 十六 在外研究その他研究の推進に関するこ
- 十七 國際交流の推進に関するこ

これらの事項は学部教授会の審議事項と同一であり、したがって、法務研究科が各学部と対等の独立組織としての「自主性・独立性」を有することがここに示されている。

³⁰中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

(2) 理事会等との関係

教授会が審議する教育研究に関する事項のうち、大学全体としての意思決定を要する事案については、研究科教授会の発議又は先議、学長・学部長会議での調整、教学審議会の審議を経て、教務役員会、理事会、評議員会が決定している。なお、教育活動及び教員人事については、教授会の決定が理事会等において覆された例はない。

(3) 他学部との関係

他学部又は他研究科との関係において、教授会の意向が反映されなかつた例はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

関連する組織として、法曹志望者を多く有する法学部及び法曹志望者向け課外講座を運営する法職事務室とが多摩キャンパスに所在しているが、それぞれの組織の担当者間で、隨時意見交換を行っている。特に、本学の中長期事業計画に謳われた本学法学部と本法科大学院の一体展開の実現に向け、法学部、法職事務室との間で継続的な意見交換の場を設け、検討を行っている。

なお、法学部・法学研究科とは完全に独立しており、本法科大学院は自主性・独立性をもって意思決定を行っている。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されており、かつ、その意思決定が全学的に尊重・反映される仕組みとなっている。

3 自己評定

合

4 改善計画

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されている。

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は以下のとおりである。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 入学者選抜に関するもの（入学者受け入れ方針、入学者選抜の基準・方法、志願者数、受験者数、入学者数、合格者数、適性試験の平均点など）
- ③ 教育内容等に関するもの（カリキュラム、講義要項、到達目標、進級・修了基準など）
- ④ 教員に関するもの（教員や職員の体制、担当教員の教育研究業績など）
- ⑤ 成績評価・修了者の進路等に関するもの（成績評価や修了認定の基準や判定手続、修了者数、司法試験合格状況など）
- ⑥ 学生の学修環境に関するもの（施設や設備環境、在籍者数、収容定員、奨学金制度など）
- ⑦ 自己改革の取り組み等

(2) 公開の方法

上記①から⑦までの内容については、本法科大学院 Web サイト又はガイドブック³¹で公開している。②の内容のうち、入学者選抜の実施方法等に係る詳細については入学者選抜要項³²にて、実施結果については本法科大学院 Web サイト³³にて公開している。本法科大学院 Web サイトにおいては随時、ガイドブック及び入学者選抜要項については毎年度その内容を更新している。ガイドブック及び入学者選抜要項は、学内外での各種入学説明会及び本学各キャンパスにおける配布のほか、本法科大学院 Web サイトからも請求することができ、送料を含め無料で配布している。また、ガイドブック及び入学者選抜要項は、本法科大学院 Web サイト上で全ページを閲覧することが可能である。

なお、上記④の内容のうち、各専任教員の学位及び業績については、全学的な「研究者情報データベース」³⁴に纏められており、当該データベースの一部は独立行政法人科学技術振興機構が管理する researchmap とも連動して、本学専任教員の研究業績を広く世界に発信する起点となっている。

さらに、本学 Web サイトにリンクした Chuo Online には、本法科大学院の専任教員や修了生弁護士等の執筆する記事も随時掲載されている³⁵。

また、上記①、③、⑤及び⑥の内容については、在学生及び教職員に対する公開方法として、履修要項、講義要項又は「C plus」（授業支援システム）、本学 Web サイト³⁶にて公開している。

³¹CHUO LAW School Guide Book 2019

³²2019 年度法科大学院入学者選抜要項

³³本法科大学院 Web サイト「入学者選抜データ」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/data/

本学 Web サイト「情報の公表」http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

³⁴本学 Web サイト「研究者情報データベース」<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/>

³⁵Chuo Online <http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/>

³⁶C plus <https://www.ac04.tamacc.chuo-u.ac.jp/ActiveCampus/>

さらに、上記⑦の内容については、アドバイザリーボードの意見を反映した自己点検評価報告書及び毎年度の修了見込者の投票に基づいて授与される「ベスト・ティーチャー賞」の結果を本法科大学院 Web サイトにて公開している^{37, 38}ほか、学生による授業評価アンケートを学期末に実施し、その集計結果を分析して、教育の内容や方法についての必要な改善と一層の充実を図っている。なお、集計結果については、自由記述（原則として、手を加えずにすべてを掲載）を含めた冊子を、市ヶ谷キャンパス 1 号館 2・3・4 階のエレベーターホール及び 1 号館 5 階の談話コーナーに期間を定めて設置し公開している。

（3）公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報についての学内外からの質問、評価、改善提案等に対しては、法科大学院事務課が窓口となり、うち、本法科大学院の領域を超える事項については、学校法人中央大学の組織である広報室又は関連組織と連携して対応している。

公開された情報については、本法科大学院 Web サイトの各ページに本法科大学院の問い合わせ用電話番号及び問い合わせ入力フォーム³⁹へのリンクがあり、いずれかの方法で質問や提案等をすることができる。

寄せられた質問や提案等については、原則としてそのすべてに対し、窓口、電話又は電子メールにて迅速に回答している。

その他、受験生からの質問等については、学内外での入学説明会においても個別相談を行っており、説明会の参加者からは高い満足度を得ている⁴⁰。

（4）特に力を入れている取り組み

「C plus」を通じて、各科目について「中央大学法科大学院到達目標」（詳細については、「第 6 分野 6－1－2」を参照。）の周知を図ることにより、授業の実施等においても自修においても便に供している。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、社会が本法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう情報については、毎年度更新されるガイドブック及び本法科大学院 Web サイトを中心に、誰でもアクセスできる方法によって適切に開示されている。また、質問などの受付先、回答方法等についても明示している。

学生及び教職員に対しては、さらに「C plus」及び紙媒体（履修要項等）を通じた情報公開も行っている。

³⁷ 本学 Web サイト「情報の公表」http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/
³⁸ 本法科大学院 Web サイト「自己点検・評価と認証評価」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/accreditation/

³⁹ 本法科大学院 Web サイト「学生によるベスト・ティーチャー賞」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/

⁴⁰ 本学 Web サイト「ロースクール（市ヶ谷キャンパス法科大学院事務課）お問い合わせフォーム」

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26>

⁴⁰ 法科大学院新入生アンケート実施報告書

公開された情報に関する質問や提案等に対しては、本法科大学院 Web サイト、電話及び窓口等で受付をしており、原則としてそのすべてについて迅速に回答している。

以上のとおり、教育活動等に関する情報は適切に公開されていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

教育活動等に関する情報については、従前よりいつでも誰でもアクセスできる方法によって公開されており、必要な情報へのアクセスはさらに容易となっているが、本学 Web サイトのデザイン等については、本学の担当部署と連携して、全学的な広報力の向上に貢献していきたい。

なお、入学者選抜に関する情報については、受験志願者等のニーズに応えるべく、どのような情報をどの程度開示すべきかを入試・広報委員会で検討のうえ、2018 年度の秋から情報公開の対象を拡大している。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したこと
を実施していること、実施していない場合には合理的な理由があり、
かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育活動等の重要事項としては、科目の開設、科目担当者、授業計画及び内容、施設・設備、授業料、奨学金等があるが、これらについては、本法科大学院 Web サイト、ガイドブックにその予定も含めた概要を掲載し、C plus、履修要項及び講義要項に確定情報を掲載して、約束している。

(2) 約束の履行状況

ガイドブックや入学者選抜要項等で入学志願者に対し表明した重要事項については、すべて誠実に履行している。

ガイドブック又は入学者選抜要項においては、発行時期の問題から入学年度の確定情報を掲載することが困難であることから、原則、発行日現在の情報という前提で掲載している。

なお、入学までの期間に重要事項についての変更が行われた場合は、機関決定後直ちに対象者への郵送及び本法科大学院 Web サイトでの告知を行い、必要に応じて説明会を開催するなどしている。

学生に対しては、各学期末に実施する授業評価アンケート及びオピニオン・アンケートに加えて、各学期の中間に授業に関する学生アンケートを実施している。さらに、各学期初めにクラスごとのミーティング（クラス・ミーティング）を開催して、学修等の質問や要望を受け付け、学生からの要望を聴取する体制を充実させている。各種の要望に対しては、適宜回答して、学修環境の改善と向上に努めている。1人1席を確保している自習席やロッカーについても、学年・クラス・人数に応じて適切に配置するとともに、改善要求が出た際は速やかに対応している。また、共用自習室の増設や清掃の強化等、快適な自習室環境作りの実現に向け、点検と改善に努めている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

設備等の学修環境について指摘があった場合には、迅速に対応している。2018 年度後期の法務研修施設（法職）市ヶ谷キャンパス移転に伴い、自習室とゼミ室の数が減少したことから、学生が自習席の他に利用できるスペースを確保するためにその日毎の空き教室を共用利用教室として開放することについて検討を行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育活動等の重要事項については、すべて誠実に履行している。

また、施設については、校舎は老朽化しているが、学生の要望を踏まえて可能な範囲で改善に努めている。

3 自己評定

合

4 改善計画

教育活動等の重要事項については、現在の誠実な履行状況を維持するとともに、学生への最も重要な約束は、学修効果の上がる授業の実施であることから、授業内容やその目的を学生に正しく理解させつつ、一層の改善に努める。

なお、校舎の老朽化への対応は、移転を含めた今後のキャンパス整備計画の中で、2023年度をめどに新キャンパスへの移転が予定されている。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜（入学者選抜基準等の規定・公開・実施）

（評価基準）入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

（注）

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であると共に、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することができる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的な関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることができる者が選抜されていることをいう。

1 現状

【2018年度入学者選抜以前】

（1）学生受入方針

本法科大学院では、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を明確に定めている。2018年度における「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」は以下のとおりである⁴¹、⁴²。

「本学法科大学院（法務研究科法務専攻）は、高度な識見と能力を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れます。そのため、本学法科大学院が養成しようとする6つの法曹像を掲げ、入学志願者の将来の目標選択の参考に供しています。

入学者選抜にあたっては、客觀性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施するものとします。入学を志願する人には、Webサイトやガイドブック、説明会・相談会等を通じて、本学法科大学院の教育の理念・目的、養成する法曹像、教育課程の特色と仕組み、選抜方法等を十分に理解していただき、そのうえで、適性試験の成績、独自の個別試験の結果及び提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価をして入学者を選抜します。

できる限り多様な人々の中から法曹の候補者としてふさわしい資質と能力を有する人材を選抜し、「法学」以外の課程を履修した者又は実務等の経験のある者が入学者の一定程度を占めるよう努めます。かかる見地から、入学者選抜においては、何種類かの特別入試枠を設けています。

なお、本学法科大学院は、その教育の理念・目的に照らしてふさわしい人材に与えられる給付奨学制度をはじめ、広く各種の奨学制度を充実させ、できる限り多くの人が奨学制度を利用することができるようになります。」

⁴¹2018年度法科大学院入学者選抜要項 p.1

⁴²CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2018 p.40

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者（2年コース）と法学未修者（3年コース）の2コースについて募集を行っており、2018年度における募集人員は前者が150名、後者が50名である⁴³。志願者は自己の希望により、いずれか一方又は双方のコースへの出願が可能である⁴⁴。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえ、本法科大学院の出願資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみとしてきた。2018年度入学者選抜までは、出願にあたって、毎年2回実施される適性試験管理委員会の実施する法科大学院全国統一適性試験（以下、「適性試験」という。）の受験が必須の要件であり、適性試験の成績については、2013年度入学者選抜より、適性試験の総受験者の下位から15%を基本として入学最低点を設け、適性試験の得点が入学最低点に達しない者については、原則として不合格としてきた⁴⁵。また、一層多様な志向性を有する学生の確保に資するよう、2016年度入学者選抜より、法学既修者及び法学未修者の各コースにおいて、一般法曹枠の他に地域法曹枠と国際法曹枠を設置することとした。法学未修者コースについては、それらに加えて、専門職法曹枠及び女性法曹枠を設置することとし、2016年度入学者選抜（冬季試験）から当該法曹枠に係る入学者選抜を実施した。さらに、2017年度入学者選抜からは、法学既修者コースにも専門職法曹枠と女性法曹枠を設置し、法学既修者、法学未修者の各コースにおいて5つの法曹枠への出願が可能となった。

なお、これら選抜方法の適切性については、一般法曹枠のみならず、特別入試枠（地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠）についても毎年度、点検・評価を行ってきてている。

他方、飛び入学による入学者の受け入れについては、2005年度から2011年度の入学者選抜まで、法学未修者を対象に特別入学者選抜を実施してきたが、2012年度入学者選抜からこれを廃止するとともに、飛び入学を法学未修者コースの出願資格に位置づけたほか、2013年度入学者選抜からは、他の法科大学院に先駆けて、法学既修者コースの出願資格においても飛び入学の機会を与えてきた。

ア 法学既修者（2年コース）

法学既修者の入学者選抜においては、法律学に係る学修到達度の判定をより厳密に行うため、2011年度入学者選抜より法学既修者の入学者が履修を免除される1年次配当法律基本科目（必修）のすべてについて、本法科大学院が独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験）を課してきた。

面接試験については、法曹にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると考えられるが、法律科目試験等によって法曹適性を的確に判定することが可能であるほか、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等を志願者調書によって把握・確認していることに鑑み、2011年度入学者選抜より廃止した。

試験科目及び配点などの入学者選抜の実施細目については、必要性に応じて

⁴³2018年度法科大学院入学者選抜要項 p.3

⁴⁴2018年度法科大学院入学者選抜要項 p.7

⁴⁵2018年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

適宜見直しを行っている。具体的には、行政法について、実際の入学者における学修歴や各法律科目に係る習熟レベル及び学部段階での法学教育の状況等の多角的な観点から分析を行った結果、各大学の法学部において必修科目とされているとは限らず、これを未履修の学生も多いとの現状に鑑み、本法科大学院の志願者にとって過度な負担となっている可能性も否定しえないことから、2013年度法学未修者の入学者のカリキュラムより、1年次配当の法律基本科目から「行政活動の法的統制」(2単位)を外すこととし、あわせて2014年度入学者選抜より、法律科目試験から「行政法」を除くこととした。これに伴い、法学検定委員会が実施する法学既修者試験第4部も採点対象科目から除き、任意提出資料ともしないことにした。また、同じく2014年度入学者選抜より、各大学の法学部における学修バランスを考慮すると、憲法、民法及び刑法は、民事訴訟法、刑事訴訟法及び商法に比して一般に習熟レベルが高いことから、これらに即した配点比重とするべく、配点を変更し、商法の論述式試験の配点を従来の120点満点から80点満点とした。

また、2015年度入学者選抜からは、司法試験において短答式試験の3科目化が実現することを睨み、法科大学院受験段階から司法試験を意識してもらうため、法学既修者試験第1部(憲法、民法及び刑法)のみを合否判定の対象とした。その結果、法学既修者では本法科大学院が独自に実施する法律科目試験(2013年度入学者選抜では7科目[憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法120点、行政法80点]、2014年度入学者選抜からは6科目[憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法80点])の成績、適性試験の成績、法学既修者試験(2014年度入学者選抜では第1部から第3部までの6科目、2015年度入学者選抜からは第1部の3科目)の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定することとした。加えて、これまで法律科目試験において、民法及び商法のみで参照可能としていた六法全書については、すべての科目で参照できることとした。さらに受験生に対する日程的な配慮として、試験時間の見直しを行い、これまで2日間かけて行っていた日程を土曜日1日で実施することとした。

さらに、2017年度入学者選抜においては、法学既修者においても、専門職法曹枠と女性法曹枠を設置した。このほか、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、充分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行うことができると判断したため、法学既修者試験の利用を廃止した⁴⁶。

イ 法学未修者（3年コース）

法学未修者の入学者選抜においては、適性試験(第1部～第4部)の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否の判定を行ってきた。

過年度の入学者選抜の概要等は、以下のとおりである。すなわち、法学未修者の入学者選抜においては、第一次選抜(小論文の成績、適性試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定)、第二次選抜(第一次選抜の合格者を対象として面接試験を実施し、面接の結果及び第一次選抜における成績を総合的に勘案して合否を判定)の2段階による選抜方法を採用し、適性試験第1部～第3部の成績が入学最低点に満たない者については不合格としてきた。面接試験については、法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると

⁴⁶2017年度法科大学院入学者選抜要項 p.2

考えられたが、小論文筆答試験における論述能力とは相反する傾向もみられしたこと、他の法科大学院において筆答試験のみで選抜を行っていた状況等を含めて検討した結果、2015年度入学者選抜より廃止することとした。

また、2016年度入学者選抜からは、地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠の新設に伴い、これら4つの特別入試枠の出願に際しては、適性試験第4部が小論文形式の試験であることや、地方在住者が受験し易い環境を創出する必要性に鑑み、本法科大学院独自の小論文筆答試験に代えて、適性試験第4部の提出を求めるることとし、これにより文章理解力、問題把握能力及び論理的文章作成能力を判定することとした。さらに、2017年度入学者選抜からは、一般法曹枠についても、他の法曹枠と同様に小論文として適性試験第4部の提出を求め、本法科大学院独自の小論文筆答試験を廃止することとした。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学者選抜に関する情報（入学者受入の方針、選抜基準及び選抜手続等）は、本法科大学院 Web サイト⁴⁷、入学者選抜要項⁴⁸及びガイドブック⁴⁹等により、受験生の出願時（7月中旬）までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開しており、具体的に、例年、本法科大学院 Web サイトは3月までに、ガイドブックは4月中旬に、入学者選抜要項は5月中下旬に公開又は発行している。また、選抜基準又は選抜手続等に変更がある場合には、決定の後、通常の公開時期以前であっても直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載し、周知を図っている。

なお、入学者選抜の問題については、過去3年分を本法科大学院 Web サイトに掲載し、公開してきている⁵⁰。

(4) 選抜の実施

入学者選抜は定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施してきた。付言すれば、筆答試験及び志願者調書の評価は、客観性及び公平性・公正性を担保するために、それぞれ必ず複数の教員が採点・評価を担当する体制をとっべきている。また、合否の判定と同時に追加合格候補者の検討も行い、該当者がいた場合はその旨を通知してきた。

本法科大学院の入学者選抜に係る過去5年分の概要は、下表のとおりである。入学者選抜の結果等については、入学者選抜実施後に、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続等の見直しを図ってきている。

	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2014 年度	1,122	777	1.44
2015 年度	1,067	734	1.45
2016 年度	976	595	1.64
2017 年度	1,146	563	2.04

⁴⁷本法科大学院 Web サイト「入学者選抜」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/

⁴⁸2018年度法科大学院入学者選抜要項

⁴⁹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2018 pp. 40-41

⁵⁰本法科大学院 Web サイト「入学者選抜の過去問題」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/past/

<u>2018 年度</u>	<u>983</u>	<u>490</u>	<u>2.01</u>
----------------	------------	------------	-------------

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）はこれまで生じていない。例えば、2016 年度入学者選抜より地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠を新設したが、その設置趣旨及び求める人材を本法科大学院 Web サイトや入学者選抜要項において掲出し、また、説明会・相談会等で説明するなど、募集に際しては適切に周知を行った。これらの入試枠に関しては、本法科大学院 Web サイト・電話を通じて数件の問い合わせがあったが、いずれも入学者選抜の公正さ・公平さを指摘するものではなかった。

（5）特に力を入れている取り組み

本法科大学院の入学者選抜における客観性及び公平性・公正性を担保するために、試験問題については必ず複数の担当者が確認する体制を構築している。また、法学既修者及び法学未修者の各コースを対象とした入学説明会のほか、2013 年度以降は、法学既修者コースを対象とする過去問題解説会等を通じて、本法科大学院の求める人材像等の説明・周知を図っている。さらには、2015 年度以降は、全国の当該地域に法科大学院が存在しない大学又は一定の法曹志望者が在籍しながらも法科大学院を有しない大学へ教職員が出向き、説明会を実施しているほか、2017 年度より、市ヶ谷キャンパスで実施する本法科大学院単独の入学説明会（6 月頃開催）及び過去問題解説会（6 月頃開催）については、地方在住等の事情により当該説明会への参加が困難な志願者のために Web を用いたライブ配信を行っている。

（6）その他

より多くの志願者獲得に向けた取り組みとして、入学から修了までの各段階で学修の意義や、修了後を見据えて本法科大学院における学修過程の展開を具体的にイメージできるように動画を作成し、ロースクールムービーとして本学法科大学院 Web サイトにて公開しているほか、入学説明会（6 月頃開催）については、当該内容を収録した動画を本法科大学院 Web サイトに掲載している。

【2019 年度入学者選抜以降】

（1）学生受入方針

本法科大学院では、「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」を明確に定めている。2019 年度における「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」は以下のとおりである⁵¹、⁵²。

「本学法科大学院（法務研究科法務専攻）は、高度な識見と能力を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れます。そのため、本学法科大学院が養成しようとする 6 つの法曹像を掲げ、入学志願者の将来の目標選択の参考に供しています。

入学者選抜にあたっては、客観性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施するものとします。入学を志願する人には、Web サイ

⁵¹2019 年度法科大学院入学者選抜要項 p. 1

⁵²CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 40

トやガイドブック、説明会・相談会等を通じて、本学法科大学院の教育の理念・目的、養成する法曹像、教育課程の特色と仕組み、選抜方法等を十分に理解していただき、そのうえで、本学法科大学院が実施する試験の結果及び提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価をして入学者を選抜します。

できる限り多様な人々の中から法曹の候補者としてふさわしい資質と能力を有する人材を選抜し、「法学」以外の課程を履修した者又は実務等の経験のある者が入学者の一定程度を占めるように努めます。かかる見地から、入学者選抜においては、何種類かの特別入試枠を設けています。

なお、本学法科大学院は、その教育の理念・目的に照らしてふさわしい人材に与えられる給付奨学制度をはじめ、広く各種の奨学制度を充実させ、できる限り多くの人が奨学制度を利用することができるようになります。」

（2）選抜基準と選抜手続

2019年度入学者選抜における選抜基準及び選抜手続については、2019年度法科大学院入学者選抜要項に示すとおりである⁵³。また、2019年度入学者選抜における変更点は、以下のとおりである。

①適性試験の利用

2018年度の実施が見送られたことに伴い、2019年度入学者選抜からは適性試験の受験及び適性試験第1部～第3部成績証明カードの提出を不要とした。また、法学未修者コースの入学者選抜においては、適性試験第4部の提出に代えて、本法科大学院独自の小論文筆答試験を実施することとした。

②特別入試枠（専門職法曹枠）の廃止

特別入試枠（地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠）について過年度の実績をもとに検証を行った結果、専門職法曹枠については、趣旨・目的に照らして十分な成果を上げていないとの判断に至ったことから、2019年度入学者選抜より、既修者コース及び未修者コースともにこれを廃止することとした。

③法学既修者コースにおける早期入学枠の新設

大学の学部3年次で既に法律学の基礎的な学識を身につけている学生に対して、時間的・経済的な負担を軽減し、より早期に専門的な教育を受けられる学修環境を提供することは、プロセスとしての法曹養成という観点からも有意義である。このことから、法曹志望が明確で、意欲的に学修に取り組んでいる学部3年次生を積極的に募集することを企図し、2019年度入学者選抜より、法学既修者コースに早期入学枠を新設することとした。

上記の変更のほか、法学既修者コースに早期入学枠を新設したことに伴い、法律科目試験の時間割変更を行うこととした。

（3）学生受け入れ方針、選抜基準及び選抜手続の公開

2018年度入学者選抜以前と同様に、入学者選抜に関する情報（入学者選抜の方針、選抜基準及び選抜手続、各選抜方法により判定する能力等）は、本法科大

⁵³2019年度法科大学院入学者選抜要項 p. 2-4

学院 Web サイト、入学者選抜要項及びガイドブック等により、受験生の出願時（7月中旬）までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開している。特に、(2)に述べた 2019 年度度入学者選抜における変更点については、2018 年 3 月 26 日に本法科大学院 Web サイトで発表しており、迅速かつ適切な対応に努めている。

また、入学者選抜試験の出題の趣旨については、2019 年度入学者選抜より本法科大学院 Web サイトにおいて 2018 年 10 月に公開した。なお、著作権上の許諾が必要な科目（小論文）については、許諾が得られ次第、公開する予定である。さらに、2019 年度入学者選抜より、入学者選抜試験の成績開示制度を設けた。

（4）選抜の実施

入学者選抜の実施体制等については、基本的には 2018 年度入学者選抜以前と同様である。

入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性を担保するために、筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点においては、すべての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を探っており、実際の採点にあたっては、事前に採点基準を作成し、合否判定委員会の確認を経て実施することにより、採点担当者間における採点結果の差異が最小限になるよう努めている。

出題にあたっては、試験問題のレベル等の基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図ったうえで作問を行い、さらに、複数のチェック体制を構築している。具体的に、出題段階にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の吟味を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査するほか、実際に回答を試みるなどの点検作業を行い、当該結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。

なお、法学未修者コースの入学者選抜については、法律知識の有無・多寡等を考慮要素としていない。

（5）特に力を入れている取り組み

2019 年度入学者選抜より、時間的・経済的な負担を軽減し、より早期に専門的な教育を受けられる学修環境を提供するため、法学既修者コースに早期入学枠を新設した。また、本法科大学院の入学者選抜における客觀性及び公平性・公正性を担保するために、試験問題については必ず複数の担当者が確認する体制を構築している。さらには、法学既修者及び法学未修者の各コースを対象とした入学説明会のほか、法学既修者コースを対象とする過去問題解説会等を通じて、本法科大学院の求める人材像等を説明し、その周知を図ってきている。また、2015 年度以降は、全国の当該地域に法科大学院が存在しない大学又は一定の法曹志望者が在籍しながらも法科大学院を有しない大学へ教職員が出向き、説明会を実施しているほか、2017 年度からは、市ヶ谷キャンパスで実施する本法科大学院単独の入学説明会（6 月頃開催）及び過去問題解説会（6 月頃開催）について、地方在住等の事情により当該説明会への参加が困難な志願者の視聴のために、Web を用いたライブ配信を継続して行っている。

（6）その他

より多くの志願者獲得に向けた取り組みとして、入学から修了までの各段階で学修の意義や、修了後を見据えて本法科大学院における学修過程の展開を具体的にイメージできるように動画を作成し、ロースクールムービーとして本法科大学院 Web サイトにて公開しているほか、入学説明会（6月頃開催）については、当該内容を収録した動画を本法科大学院 Web サイトに掲載している。

さらに、2019 年度は、入学者選抜試験合格者向けに授業参観の機会を設けるなど、入学者選抜試験から入学までの期間を有効に利用する施策を講じてみた。

2 点検・評価

本法科大学院の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、幅広い志願者の基礎的学修能力を重視しつつ、各自の意欲と個別的な長所にも十分な配慮を加えるというものであり、上記の方針を志願者に対して明確に伝えるものになっている。また、幅広い活動領域を想定し6つの法曹像をもって提示された、リーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストの養成に貢献しようとする本法科大学院の教育目標に適合している。

選抜基準及び選抜手続は、本法科大学院の入学者選抜の方針に適合するとともに、志願者の出身校や専門分野に偏ることのない中立的な内容で明確に定められており、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身につけることができる者を選抜できる仕組みとなっている。

これらの入学者受入の方針、選抜基準及び選抜手続は、入学者選抜要項、本法科大学院 Web サイト及びガイドブック等の媒体において明確に記載され、志願者に対して十分考慮することができる期間（概ね出願期間開始の2ヵ月前）を設けたうえで、情報に容易にアクセスできる方法で公表されている。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学者選抜要項等の配布前であっても、機関決定の後、直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載し、周知を図っている。

入学者選抜の結果については、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心として継続的に検証しており、入学者選抜実施後に、必要に応じて選抜基準及び選抜手続の見直しを行っている。

その他、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえた志願の促進に資するよう、本法科大学院単独の入学説明会の様子について、当該説明会への参加が叶わない志願者のために、Web を用いたライブ配信を行うほか、当該内容を収録した動画を本法科大学院 Web サイトに掲載している。また、入学者選抜の過去問題を使用した過去問題解説会の実施により、出題趣旨等の理解を醸成する取り組みを行うことで、入学者選抜の適切性を高めている。

これらの取り組みの結果、入学者選抜そのものについては適正に実施しており、受験者数及び競争倍率の確保の点では一定の成果を上げることができている。定員充足率の面では現在のところ必ずしも十分な成果を得ることができていない状況にあるが、入学者の質についても本法科大学院の教育を受けるにふさわしい水準を維持することに努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

法学既修者の入学者選抜における論述式試験においては、恒常的に出題内容の見直しとこれに基づく一層の工夫が求められるとの認識のもと、各法律基本科目の特殊な領域から出題するのではなく、より一般的な領域につき基礎的な理解を問うものでありながらも、その理解力の差異を明確に判定できるような深みのある出題となるよう議論を重ねている。

また、全国的な法科大学院志願者数の減少もあるが、他大学において入学説明会を実施するなど、さらなる志願者の獲得及び受験倍率の改善を目指すこととしている。さらに、早い段階から法曹志望が明確である学部3年次生にも受験しやすい制度として、2019年度入学者選抜より法学既修者コースに早期入学枠を新設したが、早期入学枠を含めた入学者選抜の適切な実施に努めるとともに、実施結果等については研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に検証を行い、入学者選抜試験制度の趣旨・目的に沿った成果が得られるよう、実施方法や選抜基準等の改善を継続して行っていく。

以上のことと加えて、いわゆる「3+2」の制度が発足することを見据えた、入学者選抜制度の抜本的な見直しも喫緊の課題である。

2－2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手續が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手續」とは、関係法令に適合し、公平、公正であると共に、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することができる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手續をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手續に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

【2018年度入学者選抜以前】

- (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続
ア 2018年度の法学既修者の入学者が修得したとみなされる単位

学則第75条及び第76条により、本法科大学院の法学既修者に入学した者は、本法科大学院における1年次配当の必修法律基本科目32単位を履修免除され、2年次配当の授業科目から履修することができる⁵⁴。履修免除される科目は、公法系として「憲法Ⅰ」(3単位)及び「憲法Ⅱ」(1単位)の計4単位、民事系として「民法Ⅰ」(4単位)、「民法Ⅱ」(4単位)、「民法Ⅲ」(2単位)、「民法Ⅳ」(2単位)、「商法Ⅰ」(2単位)、「商法Ⅱ」(2単位)及び「民事訴訟法」(3単位)の計19単位、刑事系として「刑法Ⅰ」(3単位)、「刑法Ⅱ」(1単位)及び「刑事訴訟法(3単位)」の計7単位、総合系として「生活紛争と法」(2単位)である⁵⁵。

イ 選抜・認定の基準・方法との関係

法学既修者の入学者選抜においては、法律科目について1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することの判定を行わなければならぬことから、この条件を満たすために、2011年度入学者選抜より、既修単位認定を行う科目(2013年度入学者選抜までは、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の7科目、2014年度入学者選抜からは行政法を除く6科目に変更)について、法学既修者試験(2014年度入学者選抜では第1部から第3部までの6科目、2015年度入学者選抜からは第1部の3科目に変更)及び本法科大学院が独自に実施する法律科目試験(論述式筆答試験)を課してきた(2017年度入学者選抜からは、法学既修者試験の利用を廃止)。

⁵⁴履修要項 2018 p. 4

⁵⁵履修要項 2018 pp. 2-3

法律科目試験の問題作成にあたっては、1年次における当該科目的教育内容・水準に合わせた出題となるように配慮するとともに、1年次配当の必修法律基本科目の履修を一括免除することから、個別の法律科目についても法学既修者認定にふさわしいかどうかを判定する必要があるため、法律科目試験及び法学既修者試験の総合成績が合格水準に達していたとしても、1科目でも成績が極端に悪い場合には不合格としてきた。この点については、入学者選抜要項に記載している⁵⁶。

また、法律科目試験については、志願者及び入学者の学修状況等に基づいて検証を行った結果、一部の法律科目について試験科目及び配点変更を2014年度入学者選抜から実施し⁵⁷、既修者認定もこれに応じたものとなっている。また、「生活紛争と法」は、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法を対象とした授業内容（導入科目）であり、既修者認定の範囲に含めている。

面接試験について、法学既修者の入学者選抜では、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等については志願者調書によって把握できること、法律科目試験等で法曹適性を的確に判定することができるから、2011年度入学者選抜より廃止した。

さらに、法学既修者試験の利用については、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって充分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行えると判断したため、2017年度入学者選抜からはこれを利用しないこととした。

（2）基準・手続の公開

法学既修者の入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続については、毎年度、4月中旬迄に発行されるガイドブックに概要を掲載し⁵⁸、出願期間開始概ね2カ月前の5月中下旬に発行する入学者選抜要項にて確定情報を公開⁵⁹するとともに、法学既修者の入学者選抜における過去3年分の法律科目試験の問題を本法科大学院Webサイトに掲載して公開してきた⁶⁰。

また、入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続等が前年度のものから変更される場合には、ガイドブック及び入学者選抜要項の発行前であっても、決定後、直ちに本法科大学院Webサイトで公開し⁶¹、周知を図ってきた。

既修者選抜や既修者認定については、これまで入学希望者や学生から意見を聴取したことはないが、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に、入学者の学修歴や各法律科目に係る習熟レベル等の観点から状況の把握や分析を行ってきた。

（3）既修者選抜の実施

法学既修者選抜については、前述の選抜基準及び手続に基づき、適正に実施されており、これまでのところ既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問

⁵⁶2018年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁵⁷2014年度法科大学院入学者選抜要項 p.3

⁵⁸CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2018 pp. 40-41

⁵⁹2019年度法科大学院入学者選抜要項

⁶⁰本法科大学院Webサイト「入学者選抜の過去問題」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/past/

⁶¹本法科大学院Webサイト「入学者選抜の変更点等について」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/change/

を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は生じていない。

各年度において、法学既修者選抜の結果等については、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に検証を行い、選抜基準そのものの質、選抜基準と合格者の質について検討し、必要な改善を行ってきてている。

法学既修者選抜に係る過去5年分の実施状況は、下表のとおりである。

	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2014 年度	906	641	1. 41
2015 年度	826	572	1. 44
2016 年度	689	426	1. 62
2017 年度	809	439	1. 84
<u>2018 年度</u>	<u>695</u>	<u>418</u>	<u>1. 66</u>

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

各年度の入学者数及び法学既修者数は下表のとおりである。

		入学者数	うち法学既修者数
2014 年度	学生数	238人	189人
	学生数に対する割合	100%	79. 4%
2015 年度	学生数	241人	187人
	学生数に対する割合	100%	77. 6%
2016 年度	学生数	192 人	136 人
	学生数に対する割合	100%	70. 8%
2017 年度	学生数	128 人	103 人
	学生数に対する割合	100%	80. 5%
<u>2018 年度</u>	学生数	<u>95 人</u>	<u>79 人</u>
	学生数に対する割合	100%	83. 2%

（4）特に力を入れている取り組み

法学既修者の入学者選抜においては、1年次配当の必修法律基本科目に対応する科目すべてについて、論述式筆答試験を課してきた。さらに、その試験問題題の作問に際しては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題とすることなどの基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図っているほか、その内容等については複数のチェック体制を構築するなど、厳格な法学既修者コースに係る入学者選抜試験の実施及び既修者認定に努めている。

（5）その他

法学既修者の入学者選抜における過去問題を使用した過去問題解説会を実施し、その解説を通じて、本法科大学院が求める人材像等の周知を図るとともに、法学既修者コースの選抜基準の理解に資するよう努めている。

【2019 年度入学者選抜以降】

（1）既修者選抜、既修者単位認定の基準及び手続

基本的には 2018 年度入学者以前の項において述べた内容と同様であるが、「第

「2分野2－1」にて述べたとおり、2019年度入学者選抜より、大学の学部3年次に在学する者を対象として、既修者コースに早期入学枠を新設している。

早期入学枠については、対象者が学部3年次に在学する学生であることから、大学における履修・学修の進度に鑑みて、8月に実施する法律科目試験において、民事訴訟法又は刑事訴訟法が合格水準に達しなかった場合でも、憲法・民法・刑法・商法の4科目及び提出書類が一定の水準に達した者については、後日実施する民事訴訟法・刑事訴訟法2科目の再試験を受験でき、その結果によって合格することを可能としている。

なお、早期入学者における質を担保するための仕組みとして、出願要件について厳格な審査を行うこととしている⁶²。

(2) 基準・手続の公開

法学既修者の入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続、各選抜方法により判定する能力等については、4月中旬迄に発行されるガイドブックにて概要を掲載し⁶³、出願期間開始概ね2カ月前の5月中～下旬に発行する入学者選抜要項にて確定情報を公開している⁶⁴。また、出題の趣旨に関しては、2019年度入学者選抜より本法科大学院Webサイトにおいて2018年10月に公開した。なお、著作権上の許諾が必要な科目（小論文）については、許諾が得られ次第、公開する予定である。

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに係る問い合わせ等への対応については、2018年度入学者選抜以前の項で述べた内容と同様の仕組みで対応を行うこととしている。

(3) 既修者選抜の実施

法学既修者選抜については、2018年度入学者以前の項において述べた内容と同様である。

(4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者コースにおける試験問題の作成に際しては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題とすることなどの基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図っているほか、その内容等については複数のチェック体制を構築している。具体的にいうと、出題段階では、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示のもと、出題委員相互で出題内容の精査を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査しているほか、実際に回答を試みるなどの点検作業を行い、その結果を出題主査に報告することで、出題の適切性を確認している。

(5) その他

法学既修者の入学者選抜の過去問題を使用した過去問題解説会を実施し、その解説を通じて、本法科大学院が求める人材像等の周知を図るとともに、法学既

⁶²2019年度法科大学院入学者選抜要項 pp.5-6

⁶³CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp. 40-41

⁶⁴2019年度法科大学院入学者選抜要項

修者コースの選抜基準の理解に資するよう努めている。

2 点検・評価

法学既修者選抜、既修認定の基準及び手続は、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルをしっかりと身につけ得る者を選抜可能な仕組みであるとともに、関連法令にも適合し、公平・公正なものとなっている。

また、入学者選抜方針、選抜基準及び選抜手続は、入学者選抜要項、本法科大学院 Web サイト及びガイドブック等の媒体に明確に記載し、志願者に十分な考慮期間が与えられる時期（概ね出願期間開始 2 カ月以前）に誰でも情報に容易にアクセスできる方法で公表されていることから、適切な時期に適切な方法で公開されているといえる。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学者選抜要項等の配布前であっても、決定の後直ちに本法科大学院 Web サイトに掲載して周知を図っている。

さらに、既修単位認定を行うすべての科目について、本法科大学院が独自に実施する論述式試験を課しており、試験を実施しない科目について、単位認定がされることはない。また、既修者選抜、既修単位認定は所定の基準及び手続に従つて公正・公平に実施されている。

なお、法学既修者選抜の結果については、執行部及び入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて、選抜基準又は選抜手続等の見直しを図っている状況にある。

3 自己評定

A

4 改善計画

毎年度、選考結果の検証を行っている。例えば、法学既修者試験の本法科大学院受験者得点分布において各科目間で相当な差異が認められ、本法科大学院が独自に実施する論述式試験でも受験者得点分布に偏りのある科目がなお散見されたことから、2014 年度入学者選抜において法学既修者の入学者選抜における一部試験科目の廃止及び商法の配点変更を行った。

また、2017 年度入学者選抜からは、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、充分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行うことができると判断したため、法学既修者試験の利用を廃止した。

今後とも、選考結果について充分な検証を行うとともに、法律科目試験の入試出題主査と密接に連携を図り、入試・広報委員会のもとで改善策を継続的に検討していく。なお、今後の制度改革により学部 3 年次生の既修者コースの志願者が増加する可能性も視野に入れ、法曹となるための基本的な学識、スキル、素養の有無を判断するのにより適した入学者選抜のあり方についても継続的に検討していく。

2－3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

(注)

① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

「他学部出身者」の定義としては、「法学以外の課程（法学部でも政治学科等は法学以外に該当する）を主として履修した場合」としている⁶⁵。すなわち、カリキュラムにおいて法学の履修を主とする（概ね法律科目が50%以上）課程以外の出身者という実質的基準を採用している。

(2) 実務等の経験のある者の定義

「実務等経験者」（いわゆる社会人）の定義については、まず、本法科大学院入学時点において大学（学部）卒業後、入学年度の4月1日時点で少なくとも3年以上（合計でも可）の経験があることとしている⁶⁶。この3年以上の経験とは、本法科大学院における学修や法曹としての活動に資する専門的知識や社会的経験を獲得するために最低でも必要と考えられる期間として設定されている。したがって、卒業後3年を経過していても、その期間中に社会的活動に従事せず、主として公務員試験や各種資格試験の受験勉強に専念していた者は除いている⁶⁷。他方、実務等の経験については、いわゆる正規雇用による就業体験に限らず、主婦・主夫、ボランティア、非正規雇用者なども含むものと定義している⁶⁸が、これは本法科大学院入学者選抜において重視される専門的知識や社会的問題意識は、幅広い社会的活動や実生活における体験によって培われるものと考えられるためである。

⁶⁵2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.11

⁶⁶2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.10

⁶⁷2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.10

⁶⁸2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.10

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数 2014年度	238人	28人	24人	52人
合計に対する割合	100.0%	11.8%	10.1%	21.8%
入学者数 2015年度	241人	29人	24人	53人
合計に対する割合	100.0%	12.0%	10.0%	22.0%
入学者数 2016年度	192人	21人	26人	47人
合計に対する割合	100.0%	10.9%	13.5%	24.5%
入学者数 2017年度	128人	15人	10人	25人
合計に対する割合	100.0%	11.7%	7.8%	19.5%
入学者数 <u>2018年度</u>	<u>95人</u>	<u>7人</u>	<u>6人</u>	<u>13人</u>
合計に対する割合	100.0%	<u>7.4%</u>	<u>6.3%</u>	<u>13.7%</u>
5年間の入学者数	894人	100	90	190
5年間の合計に対する割合	100.0%	11.2%	10.1%	21.3%

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

多様な入学者の受入れについては、「できる限り多様な人々の中から、法曹の候補者としてふさわしい資質と能力を有する人材を選抜し、法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験のある者が入学者の一定程度を占めるように努めます。かかる見地から、入学者選抜においては、何種類かの特別入試枠を設けています。」との入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、入学者

選抜要項等で受験生に周知している^{69、70、71}。

前表のとおり、本法科大学院の入学者に占める実務等経験者又は他学部出身者の割合は、直近の2014年度から2018年度入学者に係る5年間平均で21.3%である。2018年度法学未修者においては、実務等経験者又は他学部出身者が入学者の43.8%を占めている。これらの実務等経験者の中には、これまで、企業出身者、医師、公務員等が含まれており、実質的にも多様な人材が選抜されている。

(4) 多様性を確保する取り組み

法学未修者の入学者選抜における制度改革の努力のほか、一般及び社会人向けの各種広報媒体^{72、73、74}への広報活動に積極的に参画し、その中で実務等経験者又は他学部出身者の在学生又は修了生を紹介している。また、本法科大学院が位置する市ヶ谷キャンパスで開催する入学説明会及び入学前説明会については、社会人の参加者に配慮し、土曜日の午後に開催している⁷⁵ほか、入学者選抜試験についても、法学既修者コースは土曜日に、法学未修者コースは日曜日に実施するなどの配慮を行っている。

さらに、2016年度入学者選抜からは、多様な分野からの受験者の増加を目指し、地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠（2019年度以降廃止）、女性法曹枠を新設した。これら特別入試枠の設置は、多様な入学者を求めるという本法科大学院の姿勢を強くアピールするものである。なお、特別入試枠への志願者を増やすための取り組みとして、地方大学や女子大学への訪問・説明も積極的に行っており、一定の成果をあげている。

(5) 特に力を入れている取り組み

修了生の法曹としての多様な活躍が入学者の多様性の確保につながると考え、修了生の動向のフォローに努め、それらの情報をガイドブックや本法科大学院Webサイトへの掲載などを通じて学外へも発信している。

(6) その他

本法科大学院は、規模の大きな法科大学院であるが、きめ細やかで多様かつ充実した教育を行っている。例えば、1年次（法学未修者）対象にフォローアップ演習を提供しているが、その実施に際しては、少人数制（1グループ5名程度）を採用し、きめ細やかな対応をしている。フォローアップ演習については、入学説明会等でも積極的に周知を図っており、本法科大学院の受験生が抱いている入学後の不安を解消する一助となっている。入学者アンケートからも、この点が本法科大学院を受験する重要なインセンティブの1つとなっていることを確認

⁶⁹2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.1

⁷⁰CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p.40

⁷¹本法科大学院Webサイト「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/

⁷²ミガク 法科大学院ガイド

<https://www.mi-gaku.to/l/chuo/gokakusha.html>

⁷³「ビジネスロー・ジャーナル 2018年7月号」レクシスネクシス p.22

⁷⁴「AERA ムック—大学生と社会人のキャリアを切り拓く大学院・通信制大学2019—」
朝日新聞出版 p.71

⁷⁵本法科大学院Webサイト「説明会」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/meeting/

することができ⁷⁶、多様な入学者の確保につながっているといえる。

2 点検・評価

「他学部出身者」及び「実務等経験者」の定義については、明確にこれを定めるとともに、入学者選抜要項において公表している⁷⁷。また、入学者における多様性を確保するための様々な取り組みを行っており、その結果、全国的に「実務等経験者又は他学部出身者」の出願者が大幅に減少している中、本法科大学院においては、過去5年間(2014年度～2018年度)の平均割合が入学者全体で21.3%（とりわけ未修入学者については43.8%）が実務等経験者又は他学部出身者となつており、一定程度以上の多様性が確保されている状況にある。

「第2分野2－1」に記載のとおり、より多様な志向性を有する学生の確保に資するよう、法学既修者、法学未修者の各コースにおいて、一般法曹枠に加えて地域法曹枠、国際法曹枠、女性法曹枠を、また法学既修者コースにおいては早期入学枠を設けている⁷⁸。また、入学説明会等においては、1年次（法学未修者）を対象としたフォローアップ演習の提供等の周知に努めており、このような努力により、本法科大学院の受験者の入学後における不安の解消をもたらし、多様な入学者の確保に貢献している状況にある。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院の「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）に基づき、「実務等経験者又は他学部出身者」の受入れを通じた入学者における多様性の確保と、多様な法曹の養成に継続的に努めているが、今後とも、多様性・開放性を確保するための取組みに努めていく予定である。

⁷⁶2018年度法科大学院新入生アンケート実施報告書

⁷⁷2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.10-11

⁷⁸2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.2

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

(注)

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が、兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

専任教員の必要数及び適格性については、各科目担当者による担任者会議内で検討すると同時に、人事計画委員会を定期的に開催し中長期的に検討することによって、評価基準を満たすようにしている。

ア 専任教員数

本法科大学院の収容定員（学生数）680名（2018年度入学定員を240名から200名に変更）に対して、専任教員の総数は59名（授業を担当していない任期制助教を除く）である〔2018年5月1日現在〕。

なお、2018年度現在、学部や他の専門職大学院研究科の専任教員を兼ねている者はいない。

イ 教員の適格性

本法科大学院設置当時の専任教員にあっては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」⁷⁹、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」⁸⁰及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」⁸¹に基づいて行っており、教員の適格性については教員業績審査委員会で「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に基づき審査を実施している。

⁷⁹中央大学法科大学院内規集No.5 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規

⁸⁰中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸¹中央大学法科大学院内規集No.7 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本法科大学院における法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数及び実員数は、以下のとおりである。

	公法系		民法	商法	民事 訴訟法	刑事系	
	憲法	行政法				刑法	刑事 訴訟法
必要 教員数	4人		4人	2人	2人	4人	
実員数	3人*	3人	9人	5人	6人	2人	3人

*特別研究1人を含む

2018年5月1日現在

(3) 実務家教員の数及び割合

5年以上の実務経験を有する実務家教員は法令上必要とされる専任教員数の2割である9人必要であるが、本法科大学院における実務家教員は現在16人であって必要数を満たしており、「2割以上であること」という基準も満たしている。なお、そのうち、みなし専任は5人である。実務家教員の採用に際しては、実務経験年数・担当案件の内容・公刊論文等の要素を慎重に判断して実務上の能力を厳格に審査している。

(4) 教授の数及び割合

本法科大学院においては、専任教員全員（授業を担当していない任期制助教を除く）が教授であり、「専任教員の半数以上は教授であること」という基準を満たしている。

教授の資格要件については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に定められている⁸²。

まず、研究者教員については、同基準第4条第1項に、以下のとおり原則が定められている。

「次の各号のいずれかに該当し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する最近5年間の研究業績を有する者とする。

- ①大学における5年以上の教歴を有し、かつ、1年以上教授の職にある者
- ②7年以上准教授の職にある者」

次に、実務家教員については、同基準第7条第1項第1号に、以下のとおり原則が規定されている。

「①法曹として15年以上の実務経験を有し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する実務上の業績を有すると認められる者」

教授の認定手続については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」⁸³、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」⁸⁴及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」⁸⁵で定

⁸²中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸³中央大学法科大学院内規集No.5 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規

⁸⁴中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸⁵中央大学法科大学院内規集No.7 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領

められている。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	59人	0人	59人	16人	0人	16人
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

2018年5月1日現在

(5) 特に力を入れている取り組み

2018年度は人事計画委員会を1回開催し、中長期的な視点に立ち、よりよい法曹養成を実現するための教員人事を継続的に検討し、実行している。例えば、財務にも強い法曹養成を強化するとの視点から、2018年度には会計・ファイナンス分野の研究者教員5人を受け入れている。

(6) その他

実務家教員を含む専任教員の研究業績・教育業績については、学事記録への最新情報の記載を毎年定期的に教授会で依頼し、全教員の最新情報が、「研究者情報データベース」⁸⁶を通じて公開されるような仕組みを整えている（なお、同データベースは、本法科大学院Webサイト上の教員紹介欄から直接アクセスができるようになっている）。当該データベースの一部は、独立行政法人科学技術振興機構が管理する researchmap とも連動しており、本学専任教員の研究業績を広く世界に発信する起点となっている。

2 点検・評価

専任教員（研究者教員及び実務家教員）の採用に際して、人事計画委員会と各科目担任者会議が連携を図りながら、検討を進めている。「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」における各規定を適切に運用している。また、評価判定の視点で列挙されている項目（法律基本科目ごとの適格性のある専任教員数、実務家教員の割合、教授の数）は、各基準を満たしている。実務家教員については、全員が5年以上の実務経験を有している。また、その数について、法令上必要とされる2割の9人に対して、本法科大学院では16人となっており、「理論と実務との架橋」を実現するためにも充分な教員体制となっている。

3 自己評定

合

4 改善計画

⁸⁶本学Webサイト「研究者情報データベース」
<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/>

今後も教員の数及びその質を担保し続けるために、各科目の授業担当者、各科目担任者会議及び人事計画委員会の連携をさらに強化するよう努める。

3－2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

(評価基準) 継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づき、毎年6月までに人事計画委員会を開催して各専門分野の教員人事の必要性に鑑みて当該年度人事計画（案）を策定したうえで、運営委員会の委員に加え各分野の副主任を交えた拡大運営委員会での承認及び教授会での承認を得た後、各科目担任者会議で該当人事を検討している。

他方、新任教員が専任教員として必要な能力を身につけるための取り組みとして、就任1年目の専任教員については、年度内に他の専任教員の授業参観を受けること及び他の教員の授業を参観することを義務づけている。授業参観後には、授業参観報告書により参観者からのフィードバックを受けることを通じて、教育力の向上を図っている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

人事計画委員会及び教授会においては、中長期的な展望をもって人事計画を策定・遂行している。

例えば、①「特任教員」又は「みなし専任教員」として着任する場合の実務家教員については、その任期終了に伴う再任又は後任の採用にあたっても現在の充実した実務家教員体制を維持するようにしている。②任期の定めのない専任教員については、「定年退職年度（70歳に到達する日が属する年度）」が確定しているため、教員の定年退職によって他の教員への授業負担増加や授業の質の低下が生じないよう、各科目担任者会議及び人事計画委員会において、前倒しによる教員採用等を含めて検討している。

将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として「研究特論（リサーチ・ペーパー）」を設け、そのニーズに応えている。なお、本学大学院法学研究科博士後期課程においては、法科大学院修了者を対象とした特別入試を設けていることから、研究者を視野に入れている学生からの相談があった場合には適宜情報提供を行っている。

また、本法科大学院は、法科大学院において教育研究に従事する後継者を養成し、もって法科大学院の教員養成の多様性確保に資するため、「中央大学助教規程」に定める助教C（2年契約であり、更新により最長で5年契約となる）を採用することとし、具体的な手続等については「法科大学院任期制助教に関する内規」にて規定している⁸⁷。なお、同内規第4条は、次のように定め、これらの経

⁸⁷中央大学法科大学院内規集No.55-1 法科大学院任期制助教に関する内規

験を通じて、法科大学院の助教たる教育力を高められる機会を確保できるよう配慮している。

「助教は、その教育研究能力の向上を目的に主として研究に従事するものとする。ただし、教授会は（中略）その主たる職務を妨げない限度において、次の各号に定める職務の一部又は全部に従事させるものとする。

- 一 本法科大学院における授業の担当
- 二 本法科大学院学生の学修指導
- 三 本法科大学院が定めた教育研究活動の補助

（以下、省略）」

2017 年度に任用した助教Cについては、債務不履行における過失相殺制度の研究に取り組み、2017 年度から 2018 年度に予定した研究目標を概ね達成したことを運営委員会及び教授会において確認し、2020 年度まで契約を更新した。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の任用及び昇進に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度がある。具体的には、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」を定め、これに基づき評価している。

任用、昇進にあたっては、教授会により、審査対象者の専門分野に関する教授会員 5 人以上で組織される業績審査委員会が設置され、厳格に審査が行われる。

また、教員の教育活動を評価し、本法科大学院の教員組織全体としての教育能力の向上に資することを目的に、ベスト・ティーチャー賞の取り組みを毎年度実施している。

ベスト・ティーチャー賞は、各年度の修了見込者が投票権をもち、本法科大学院における学修を通じてベスト・ティーチャーと考える教員を 3 名連記で推薦理由とともに投票し、その集計結果を踏まえて、FD 委員会でこれを決定するものである。受賞した教員については、受賞理由を公表するとともに、FD 研究集会において授業における実践内容を報告・共有することで、Good Practice の共有を図っている。加えて、1 票以上得票があった教員に対しては、学生からの推薦理由コメントをフィードバックし、自己研鑽に活用している。

そのほか、FD 活動（詳細については「第4 分野」を参照。）として様々な取り組みを展開し、教育に必要な能力の向上に努めている。

また、教員相互の授業参観については、2015 年度から全専任教員について 2 年度に 1 回は必ず自己又は他人の授業参観を実施する新たな制度を導入している。

そのほか、教員の資質向上を目的とする取り組みとして、教授会の場を活用した講演・啓発（研究倫理、科研費申請促進を目的とする説明、ハラスメント防止啓発等）、全学の取り組みとしてのハラスメントに関する講演会、新任教員研修会等を実施している。

（4）特に力を入れている取り組み

教員の能力を維持・向上するために、FD 研究集会において、ベスト・ティーチャー賞を受賞した教員の授業における工夫について他の教員が共有できるよ

うにするなど、全教員が自己研鑽を積む機会を設けるようにしている。

(5) その他

後継者の確保に向けた取り組みとして、将来研究者をめざす学生に対しては「研究特論（リサーチ・ペーパー）」の履修につき、事前面談の機会を設け、「研究特論（リサーチ・ペーパー）」の趣旨を履修者に十分に説明し、とりわけ研究能力の向上に繋がる充実した履修ができるようにしている。また、研究者を志す学生の研究発表の場として、機関誌『中央ロー・ジャーナル』に投稿する機会を与えている⁸⁸。

2 点検・評価

中長期的な展望にたって、継続的に質の高い教員を確保しようとしている。

専任教員の採用にあたって、一定の教育能力を備えた研究者教員及び実務家教員を採用できるよう、前述のとおり本法科大学院内での規程等が整備されている。また、採用後には、FD研究集会や教員相互による授業参観、さらに授業アンケート及びベスト・ティーチャーの表彰などの学生の声を直接反映させる取り組みにより、教員の教育の質の維持及び向上に努めている。

将来研究者を目指す学生に対する授業として、「研究特論（リサーチ・ペーパー）」を設けているほか、任期制助教制度により将来の後継者育成にも取り組んでいる。

このように、本法科大学院では、専任教員の新規採用時における教員の質の確保に加えて、在学時における「研究特論（リサーチ・ペーパー）」の履修や修了後における助教としての採用を通して教員養成にも努めるなど、中長期的な展望にたって、継続的に質の良い教員育成・確保にむけて積極的に取り組んでいる。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も、より一層人事計画委員会と各科目の授業担当者との間の連携を図りながら、質の高い教員の確保に努めるとともに、FD活動のさらなる充実を図りつつ、教員全体の質の維持・向上に努めていく。

改善を要するものとしては、若手研究者教員の育成の強化がある。前述したように、若年教員の育成のために助教制度を設け、2010年度の制度導入から現在まで3名を採用し、うち1名が他大学で研究者教員として採用されるに至っている。もっとも、法科大学院教育の維持・発展のためには、さらに研究者を養成していく必要がある。助教制度を今後も継続するとともに、応募者数をさらに増加させるため、研究者を志望する法科大学院の院生又は修了者へ向けて本法科大学院からのさらなる情報発信をしていく。

⁸⁸本法科大学院 Web サイト『中央ロー・ジャーナル』

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal/

3－3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

(評価基準) 教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

(1) 専任教員の配置バランス

各科目群における専任教員の配置状況は、以下のとおりである。

2018年度前期

	クラス数		専任教員数 (延べ人 数)	クラスごとの 履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	42(1)	0	90	21.9	0
実務基礎科目	18(3)	16	30	21.67	5.56
基礎法学・外国 法・隣接科目	9(0)	3	9	27.22	5
展開・先端科 目	68(3)	14	72	10.07	5.71

- [注] 1. 専任教員には、みなし専任教員を含む。
2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
4. クラス数及びクラスごとの履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。

(2) 教育体制の充実

教員の科目別構成等が適切でありバランスが取れているかどうかについては、各科目の授業担当者のみならず、人事計画委員会及び教授会においても、隨時検討を行っている。また、教授会や教務委員会においても、カリキュラムや担当教員の配置等について時間をかけて検討している。さらに、F D研究集会を毎年複数回開催して、教育体制の充実に努めている。

また、2018年度には、より多様な教育の提供を目的として、本学国際会計研究科の教員5名を専任教員として受け入れ、会計・ファイナンス分野を中心に、カリキュラムのさらなる充実を図っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目群の科目を担当する教員については、所属の研究科や学部での年齢構成を考慮し、将来における学部担当教員との相互交流についても検討し

ている。また、本法科大学院内においては、教員の退職等に伴い科目群でバランスを欠くおそれがある場合には、所属する科目群の変更を行い適切な人数・配置をし、充実した教育体制が継続できるように取り組んでいる。所属変更に際しては、当該教員の意向を確認するとともに、変更先の科目群での教育能力が十分にあることの確認を行っている。

(4) その他

法科大学院及び法学部の教育体制及び連携等について、本法科大学院執行部と本学法学部執行部（学部長及び学部長補佐）との間で必要に応じて意見交換を行っている。

2 点検・評価

教員の科目別構成等が適切で、バランスが取れており、専任教員は、法律基本科目だけでなく、実務基礎科目、基礎法学・外国法・隣接科目、展開・先端科目にも、法科大学院の理念に応じて配置されている。各系科目の適正配置についても、科目担任者会議及び人事計画委員会で定期的に確認し、維持に努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

各授業担当者、各科目担任者会議及び人事計画委員会の連携をより密接にしていく。

また、2017 年度には法曹一貫教育の実施とそれに向けての教育体制上の連携を目的として、本学法学部と法曹一貫教育検討ワーキンググループを設けた。2018 年度において具体的に検討した結果、本学法学部における「一貫教育コース」の構築とその卒業要件のすり合わせや、共同開講科目及び科目等履修対象科目の設定ならびに本学法学部「一貫教育コース」における新設科目を本法科大学院教員が担当すること等の合意形成を行った。それらをもとに法曹養成連携協定案を作成し、2019 年度において引き続き検討していくこととした。

3－4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員の年齢構成

本法科大学院専任教員における2018年5月1日時点における年齢構成は、以下のとおりである。

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	6人	9人	28人	0人	43人
	実務家教員	0%	14.0%	20.9%	65.1%	0%	100%
合計	研究者教員	0人	2人	2人	12人	0人	16人
	実務家教員	0%	12.5%	12.5%	75.0%	0%	100%
合計		0人	8人	11人	40人	0人	59人
		0%	13.6%	18.6%	67.8%	0%	100%

(2) 教員の年齢構成についての取り組み

教員を採用するにあたり、教育・研究・実務能力はもとより、年齢構成にも配慮するように努めている。なお、2014年度第11回教授会においては、今後の無任期専任教員の採用にあたっては、できる限り着任時50歳程度までを目途として採用することを原則とする旨の人事計画の方針について了承を得た⁸⁹。その結果、2016年度及び2017年度に行った専任教員の採用人事においては、着任時45歳以下の教員をそれぞれ1名採用し、2018年度は着任時48歳の教員を採用した。また、専任教員全体だけではなく、科目ごとの年齢構成もきめ細かく検討している。

さらに、助教の採用にも積極的に取り組み、若手研究者の育成を目指している。

(3) その他

学部には相対的に若い教員が所属しているため、必要に応じて本法科大学院と本学法学部との間で意見交換会を開催して、移籍の可能性を含め検討している。

2 点検・評価

年齢構成については、科目によっては教員が50歳代後半から60歳代という一定の年齢層に集中している科目があり、早急に適正な年齢配置を検討する必要がある。

今後の無任期専任教員の採用にあたっては、できる限り着任時50歳程度まで

⁸⁹中央大学法科大学院内規集No.65 今後の人事計画方針について

を目指として採用することを原則とする旨の人事計画の方針が教授会において了承されたことを受け、この原則に沿った人事がなされるよう努めている。

3 自己評定

B

4 改善計画

全体の年齢構成をより適正にするため、人事計画委員会がイニシアティブを取り、年齢構成に配慮した適正な配置の実現を一層推進する。

3－5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

現在、女性の専任教員は2名である。女性の専任教員については適格な人材を直ちに採用することが容易ではないことから、非常勤教員の採用等において女性教員を積極的に採用する努力をしている。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	42人	15人	22人	48人	127人
	33.07%	11.81%	17.32%	37.80%	100%
女	1人	1人	1人	9人	12人
	8.34%	8.33%	8.33%	75.00%	100%
全体における女性の割合	3.39%		12.50%		8.63%

2018年5月1日現在

（2）特に力を入れている取り組み

女性の応募が相対的に多い実務講師について、将来的に実務家教員になるための仕組みを検討している。

また、教員組織におけるジェンダーバランスの適正化の観点や、女子学生に対して身近なロールモデルを提示するとの観点からも、女性の実務講師を増員することは重要であると考えており、採用の際には女性を優先していることから、実務講師のうち16.7%が女性である。

（3）その他

最高裁判所・検察庁からの派遣教員については、女性であることを要望している。

2 点検・評価

ジェンダーバランスが悪い（10%未満）状態ではあるが、10%を超えるように人事計画委員会で科目ごとにジェンダーバランス改善の提言を強く行っている。

3 自己評定

C

4 改善計画

非常勤教員や実務講師については、今後も積極的に女性を採用し、より広く専

任教員の候補者を確保する予定である。専任教員については、適格性のある女性教員採用に向けて情報収集に努める。

3－6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員が担当する授業時間数は、以下のとおりである。

【2016年度】

教員区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考	
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員			
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高	10.93	10.43	10.36	10.64	4.00	5.00	1.50	1.40	—	—		
最低	0.00	0.00	2.00	5.00	3.00	3.00	1.50	1.00	—	—		
平均	5.71	4.50	7.29	7.17	3.49	3.89	1.50	1.13	—	—	1コマ50分	

【2017年度】

教員区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考	
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員			
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高	14.00	10.40	11.60	9.00	3.00	5.00	—	1.40	—	—		
最低	0.00	0.00	2.00	4.00	1.00	3.00	—	0.00	—	—		
平均	6.47	4.88	7.75	6.67	2.33	3.67	—	0.70	—	—	1コマ50分	

【2018年度】

教員区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考	
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員			
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高	12.00	11.13	9.20	11.60	3.00	5.00	2.00	1.20	—	—		
最低	0.00	1.67	2.00	4.00	2.00	3.00	1.40	0.93	—	—		
平均	4.66	5.96	6.11	8.90	2.67	3.67	1.70	1.07	—	—	1コマ50分	

[注] 兼担教員は、法律基本科目を担当している教員をカウントしている。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2016年度】

教員区分 授業時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員		備考	
	研究者教員		実務家教員							
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高	16.17	14.46	12.93	10.64	4.00	5.00	—	—		
最低	3.00	0.00	2.00	5.05	3.00	3.00	—	—		
平均	8.93	7.24	7.67	7.43	3.49	3.89	—	—	1コマ50分	

【2017年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし専任教員		備考	
		研究者教員		実務家教員					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高		24.07	17.33	12.00	9.20	3.00	5.00	1コマ 50分	
最低		3.20	2.73	2.00	5.20	1.00	3.00		
平均		9.60	7.72	8.24	7.30	2.33	3.67		

【2018年度】

授業 時間数	教員 区分	専任教員				みなし専任教員		備考	
		研究者教員		実務家教員					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期		
最高		15.60	16.00	9.20	12.67	3.00	5.00	1コマ 50分	
最低		2.00	1.07	2.00	4.00	2.00	3.00		
平均		7.34	8.80	6.33	9.20	2.67	3.67		

[注] 他学部・他大学は1コマ90分、75分等がある。

他学部・他大学のコマ数を含めると、後述の「2」で挙げる理由から、年間最高単位数が基準の30単位を超える者が、2017年度・2018年度で存在している⁹⁰。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

教員が十分な授業準備の時間を確保できるよう、授業時間のみでなく、委員会の負担が過重にならないよう、研究科長が中心となり調整を行っている。また、各種の委員会にあっては、メーリングリストを活用して意見交換等を行うことによって、会議の効率的な運営に努めている。さらに、他大学への出講、審議会・各種委員会への出席等の社会的活動についても研究科長に届け出て教授会に報告を行うこととしており、その負担が過重になっていないかを検証している。

(4) オフィス・アワー等の使用

オフィス・アワーについては、各教員が週1コマ(90分)以上確保し、事前に学生に対して公表している。学生がオフィス・アワーを利用するにあたっては、原則として事前予約することとしており、これにより特定の日時に相談が集中することを防止している。現在のところ、オフィス・アワーが過度な負担となっている事例はない。

(5) 特に力を入れている取り組み

教授会の場において、30単位を超えないように研究科長が強く働きかけており、一定の成果を得ている。

⁹⁰専任教員コマ数(2016)、専任教員コマ数(2017)、専任教員コマ数(2018)

(6) その他

翌年度の授業編成にあたっては、教授会において「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」⁹¹の内容の周知・徹底を図っている。特にコマ数が多い教員については、研究科長及び教務委員長から個別に負担の軽減を指示している。

2 点検・評価

専任教員が負担するコマ数が適正なものとなるように努力を続けており、大部分の教員は授業準備をする時間が十分に確保できるコマ数を担当しているが、負担コマ数が「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」に規定する範囲を超える教員が存在する。

この負担は、本法科大学院の授業のみならず、学部、既存大学院及び他大学を含めて計算したものであり、これらの教員は過剰負担解消の認識をしたうえで、改善へ向けた調整を行っている。ただし、規定を上回るコマ数となっているケースの大部分については、依頼元となる組織における教員が在外研究等の事由により一時的に不足する等のやむを得ない事由により一時的に発生しているものであり、一律に改善するには困難な事情も存在している。

授業以外の負担についても各教員から教授会に報告してもらい、問題がないことを確認している。また、オフィス・アワーは補習目的では利用されていない。その他としては、負担についても研究科長や教務委員長が現状をチェックし個別指導しており、前述の申し合わせに適合している。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在、コマ数が超過している教員には、教員ごとに適正な担当コマ数となるよう指示しており、これが早期に実現するよう努めていく。今後は、授業編成時（10月～12月）において、過剰負担となっている教員に対しては適正な担当授業数になるよう研究科長及び教務委員長から指示するとともに、授業編成をしている科目担任者会議や教授会等で構成員の共通理解を形成・促進し、授業負担の適正化にさらに努める。

⁹¹中央大学法科大学院内規集No.42 法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ

3－7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 経済的支援体制

基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額43万円（着任時のみ58万円）が支給される。また、研究用として1人あたり年間2000枚のコピーを無料で利用することができる。このほか、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2年200万円）が、年間3名分に相当する予算が割り当てられており、特定課題研究費助成候補者選定委員会及び教授会の議を経て、全学にて選定され支給されている。

(2) 施設・設備面での体制

ア 研究室の状況

各専任教員には、市ヶ谷キャンパスに1人1室の教員個人研究室が用意されている。さらに、すべての科目系（民事系、刑事系、公法・基礎法系、外国法・展開先端系）においてそれぞれの共同研究室を利用できる状況であり、科目担当者間における意見交換等をさらに活発にするための体制が整備されている。加えて、予備の共同研究室を一室確保することにより、各科目系内での重複利用申請にも対応できるよう整備している。

イ 図書室（ローライブリー）

D1-Law.com、LEX/DBインターネット、Westlaw Japan、LLI判例秘書アカデミック版等のオンラインデータベースをローライブリー、研究室をはじめとするキャンパス内で利用可能であり、それらのうち複数を自宅からも利用できる。ローライブリーの蔵書については、これまでの利用状況調査からみて、研究活動を行うのに十分な図書を所蔵するに至ったが、それに加え、雑誌のバックナンバーなどについては、多摩キャンパスの中央図書館等からの取り寄せ制度がある。取り寄せにあたっては、インターネットを通じて申請することによって、最短で翌日には申請した資料をローライブリーで受け取ることができるため、利用者が不便を感じることはない。

ウ 情報環境

教員個人研究室には、PCとプリンタが各1台設置されている。

(3) 人的支援体制

教育研究支援室が、「C plus」（授業支援システム）のサポートを含む教育支援とともに、電子資料（データベース）の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを行っている。また、都心ITセンター（市ヶ谷キャンパス内にSEが常駐）がIT関連の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

このほか、科学研究費をはじめとする公的研究費や学外研究資金の受け入れ・管理等については、全学組織として研究支援本部を置き、これを所管する事務組織である研究支援室と、本法科大学院固有の組織である教育研究支援室との連携のもとで具体的な業務（申請支援、契約等）を担当している。

（4）在外研究制度

本学では、在外研究⁹²及び特別研究⁹³の制度が確立されており、2007年度からは本法科大学院においてもこれら2つの制度の運用が開始され、2018年5月1日現在、在外研究は計13名、特別研究は計20名が利用した実績がある。なお、2018年度は、1名が特別研究（1年）を利用した。

（5）紀要の発行

本法科大学院の専任教員に対して、その研究成果を公表する機会を提供するため、機関誌『中央ロー・ジャーナル』⁹⁴を年4回刊行している。

（6）特に力を入れている取り組み

教員の研究活動を支援するために、教育研究支援室を設置し、専任職員2名、派遣職員1名を配置して、常時対応に当たっている。2016年度からは、教育研究支援室の設置場所を1号館6階（独立した部屋）から2号館1階（法科大学院事務課内）へと移動し、教員に対するワンストップサービスの実現を目指すとともに、パートタイム職員を新たに2名増員し、教育研究支援体制を強化している。

また、2016年度には、本法科大学院所属教員を研究代表者とする研究プロジェクト「アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究」が、文部科学省の私立大学研究プランディング事業に採択されている。当該プロジェクトには、研究代表者の他にも複数の本法科大学院専任教員が関わっている。研究活動推進にあたっては、研究支援室を中心、中央大学日本比較法研究所、広報室、研究戦略会議等が連携し、全学的な取り組みとして万全な支援を行っているほか、当該プロジェクト専従のURA1名を市ヶ谷キャンパスに配置し、必要な支援を行っている。

（7）その他

教育研究支援室は、研究支援状況についての利用を促進するために、教員へのデータベースの利用などの情報提供に努めている。

2 点検・評価

教育研究支援室を中心として、研究を支援するための人的体制が整っている。教育研究支援室では、研究者データベースの更新などについて教員に情報提供を行うなどの取り組みもしております、教員の満足度は高い。

研究支援を目的とする制度として、基礎研究費、特定課題研究費など十分な経済的支援があるほか、在外研究、特別研究制度が設けられており、これを利用する教員は着実に増加している。

⁹²中央大学法科大学院内規集No.16 中央大学大学院法務研究科教員の在外研究に関する内規

⁹³中央大学法科大学院内規集No.17 中央大学大学院法務研究科教員の特別研究期間に関する内規

⁹⁴本法科大学院 Web サイト『中央ロー・ジャーナル』

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal/

また、1人1室の教員個人研究室が確保されているうえに、データベースも各研究室に貸与されているPCで利用できるほか、教育研究支援室やローライブラリーでも利用が可能である。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も、教員の研究活動を強力に支援する体制を維持していく。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準） 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会のもとに、FD活動を企画推進する委員会として、研究科長補佐の1名を委員長とし専任教員で構成するFD委員会を設けるとともに、教育研究活動を支援するため、法科大学院事務課組織として「教育研究支援室」⁹⁵を設置し、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会の組織と所管事項は、内規に定められている⁹⁶。委員会の構成は、2018年5月現在、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員9名である。その内訳は、公法系2名、民事系2名、刑事系3名、基礎法学・外国法・隣接系1名、展開・先端系1名であり、また、研究者又は実務家の別では、研究者教員6名、実務家教員3名である。

教育研究支援室は、講義内容の作成、課題作成・採点、学生への連絡、学生アンケートの実施・集計等ができる「C plus」（授業支援システム）の中の「授業支援」メニューを通じ、本法科大学院の教育研究全般にわたって支援を行っている。

授業については、教授会及びFD委員会が「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」⁹⁷をはじめとする以下の申し合わせ事項等を作成し、これに基づいて、法科大学院教育課程の趣旨に沿った運営に努めている。また、「授業および成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ」⁹⁸により、成績評価資料を本法科大学院事務課内で一元的に保存管理する組織体制をとっている。

中央大学法科大学院FD委員会内規⁹⁹

法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ¹⁰⁰

オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ¹⁰¹

C LS教務システムの活用に関する申し合わせ¹⁰²

授業および成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ¹⁰³

FD活動の充実に関する申し合わせ¹⁰⁴

オフィスアワー制度の運用改善のための申し合わせ¹⁰⁵

⁹⁵教育研究支援室について（ご案内）

⁹⁶中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院FD委員会内規

⁹⁷中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

⁹⁸中央大学法科大学院内規集No.36 授業および成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

⁹⁹中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院FD委員会内規

¹⁰⁰中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁰¹中央大学法科大学院内規集No.34-1 オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ

¹⁰²中央大学法科大学院内規集No.35 C LS教務システムの活用に関する申し合わせ

¹⁰³中央大学法科大学院内規集No.36 授業および成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

¹⁰⁴中央大学法科大学院内規集No.37 FD活動の充実に関する申し合わせ

¹⁰⁵中央大学法科大学院内規集No.34-2 オフィスアワー制度の運用改善のための申し合わせ

クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ^{106、107}
法科大学院学生行為準則¹⁰⁸
中央大学法科大学院における成績評価に関する内規¹⁰⁹
中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針¹¹⁰
中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領¹¹¹

以上のうち、「中央大学法科大学院FD委員会内規」は、2014年度に委員構成の見直しを行い、各分野から委員がバランスよく参画することができるよう大幅な改正を行った。あわせて、厳格な成績評価を行うことを目的にして、新たに「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を制定した。これらは、2015年度以降、さらに改訂を重ねている。

また、科目ごとのFD活動として、研究者教員・実務家教員双方が参加する各科目担任者会議及び各法律基本科目部会を開催し、授業運営や成績評価の実施方法等について議論を行っている。それぞれの具体的な内容については、以下の「第4分野4-1(2)カ、キ」において詳述する。

このほか、総合系科目を中心に、複数教員によるオムニバス形式で実施する授業については、実務家教員と研究者教員の間で授業運営や成績評価について意見交換を行っている。

(2) FD活動の内容

2018年度における取り組みは、以下のとおりである。

ア FD委員会の開催

FD委員会は、授業内容及び教授方法の改善・向上を目的にして、FD研究集会をはじめとする各種研修や授業評価アンケート等の企画・実施、各科目におけるFD活動の連絡・調整を行うほか、各科目の授業内容及び成績評価に係る実情の把握と改善の勧告を行っており、本法科大学院の教育活動に係る質の保証を実質的に担う委員会として活動している。

2018年度はFD委員会を6回開催しており(いずれも持ち回り開催ではなく、対面式の通常開催である)、成績評価のあり方や法曹養成教育についての審議・検討、各種FD活動に係る企画・調整等を行った。

イ 授業に関する中間アンケート及び学期末授業評価アンケートの実施¹¹²

中間アンケートは約半分の授業回が終了した時点で実施され、これにより学生は担当教員に対して授業への具体的な提案を行うようになっていている。

また、学期末授業評価アンケートは、学期を通じた授業への学生の評価を記すもので、共通の設問と自由記載欄からなっている。教員はこれに対しコメント

¹⁰⁶中央大学法科大学院内規集No.39 クラスアドバイザーリスト制度の充実及び運用改善のための申し合わせ

¹⁰⁷中央大学法科大学院内規集No.40 クラスアドバイザーリスト対応指針

¹⁰⁸中央大学法科大学院内規集No.46 法科大学院学生行為準則

¹⁰⁹中央大学法科大学院内規集No.63-1 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規

¹¹⁰中央大学法科大学院内規集No.63-2 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針

¹¹¹中央大学法科大学院内規集No.73 中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領

¹¹²学生授業評価アンケート記録「中央大学法科大学院授業アンケート結果」

(回答)と授業の改善方針を作成し、学生にフィードバックすることになっている。アンケート結果については、教員によって作成されたコメント(回答)及び授業改善方針とともに、学生に公開している。2017年4月からは本法科大学院Webサイトでも、授業評価アンケートの実施率、回答率及び集計結果を公開している(2018年度5月1日時点で、2014年度から4年度分の結果が情報公開されている)¹¹³。

なお、授業アンケートによって指摘された事項のうち、個別教員との調整等が必要と思われる事項については、FD委員長等が当該教員と連絡をとり、場合によっては面談等を実施して具体的な対応策について検討し、授業を改善するようしている。

ウ FD研究集会

FD研究集会は、本法科大学院における教育活動の質的向上を目的に、すべての教員を対象として開催するシンポジウム・討論会である。FD研究集会については、本法科大学院Webサイトにおいて、2013年度から2018年度までの各年度における実施状況を紹介している¹¹⁴。

なお、2018年度については、5回のFD研究集会が開催された。具体的な内容は、以下のとおりである。

①学生の質の変化に対応した授業の進め方の試み（2018年5月23日開催）

大貫裕之教授から、学生の質の変化に対応した授業法の工夫や教材の準備に関する紹介があり、その後、教員間で意見交換が行われた。

②学生の気質の変化に対応した学生との関わり方～教育効果の向上を念頭に置いて～（2018年7月11日開催）

派遣裁判官である天川博義特任教授と吉川昌寛特任教授から、具体的な事例をもとにした学生の質の変化の分析と、その変化に対応して教育効果を上げていくための学生との関わり方の工夫について説明があり、その後、教員間で意見交換が行われた。

③近年の入試動向を踏まえた教育体制のあり方について（2018年10月17日開催）

入試・広報委員長である高橋直哉教授から、近年の入試動向や入試結果と入学後の成績等の分析結果に関する情報の提供を受け、その共有を図るとともに、とりわけ入学予定者を中心として今後の教育体制について教員間で意見交換を行った。

④ICTを活用したアクティブラーニングの経験と専門職大学院への応用可能性（2018年12月12日開催）

本学戦略経営研究科と共同で開催し、中央大学研究開発機構の角田篤泰教授を招聘して、専門職大学院におけるICTを活用したアクティブラーニングの活用方法と今後の応用の可能性に関する講演をしていただいた後、教員間で意見交換を行った。

⑤前後期入替制(たすき掛け)廃止の是非等について（2019年1月16日開催）

¹¹³本法科大学院Webサイト「学生による授業アンケート」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/questionnaire/

¹¹⁴本法科大学院Webサイト「FD研究集会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/research_mtg/

教務委員長である小林明彦教授から、前後期入替制の「たすき掛け」制度の
メリット・デメリットについて紹介があり、その是非について教員間で意見交
換を行った。

このうち、④で取り上げた I C T を活用した授業については、「第 6 分野 6 –
1 – 2」において詳述するが、本法科大学院が先導的に取り組んできたものであ
る。

エ 教員の相互授業参観の実施

教員相互の授業参観については、F D 委員会でさらなる活性化に向けた対策を検討した結果、2015 年度から全専任教員が 2 年度に 1 回は必ず自己又は他人の授業参観を実施する新たな制度を導入した。その後、この制度に基づく授業参観は、着実に実施されている。

具体的には、F D 委員会において、各教員の対象年度・期を指定した実施予定表を作成し、教授会とメーリングリストで周知している。教員については、各期約 15 名を指定している。ただし、実施予定表で指定されていない年度・期における実施や複数回の実施についても妨げていない。具体的な実施に際しては、実際の授業を参観する形式のほか、D V D に録画した映像で参観する形式をとることが可能である。また、新任教員以外の教員が新任の専任教員の授業を参観し、新任教員に対して授業運営等について助言する取り組みも毎年度実施している。

参観者は、参観後に意見や感想を授業参観報告書として提出しており、その結果は、F D 委員会が集約・検証するとともに、授業参観を受けた教員にフィードバックしている。これによって、各教員は定期的に自身の授業内容や授業方法を見直し、改善する機会を得ている。なお、提出されたすべての授業参観報告書は、研究室受付にて紙媒体で自由に閲覧することが可能であり、他の教員の授業参観に対するフィードバックの状況についても確認することができる。

これらの授業参観の各年度の実施状況については、2017 年度より本法科大学院 Web サイトに「授業参観」のメニューを追加し、情報公開している¹¹⁵。

このほか、司法研修所教官等、他の外部機関に属する者の授業参観も積極的に受け入れるとともに、2017 年度及び 2018 年度においては、本法科大学院の専任教員が他大学法科大学院で実施された授業参観にも参加している。

オ C L S e-ラーニングシステムの活用

2018 年度は、「法曹養成のための多方向型教育の推進」を目的として「中央大
学教育力向上推進事業」¹¹⁶で導入した C L S e-ラーニングシステムを継続して
活用した。実際に当該システムを利用した授業運営が一部で行われており、F D
委員会では、システムの利用率や G P A との相関関係について検証した。

なお、本システムは、契約期間満了のため、2018 年度末で運用が停止される
ことになっている。そこで、2019 年度以降は、本法科大学院が導入している T
K C 提供のシステムを活用する方向で、F D 委員会を中心に検討を進めている。

¹¹⁵本法科大学院 Web サイト「授業参観」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/visitation/

¹¹⁶平成 25 年度中央大学教育力向上推進事業募集要項及び平成 25 年度「中央大学教育力向上推進事業」選定結果表

カ 各科目担任者会議を通じた意見交換の実施

各科目担任者会議は、教育課程における科目群単位の会議体であり、科目間の関係性の精査や、新たな授業科目的設置の妥当性等について検討を行っている。

キ 各法律基本科目部会を通じた意見交換の実施

法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7法については、それぞれの分野ごとに部会を設置し、部会単位でのFD活動を行っている。具体的には、授業内容や達成水準、学生の到達度合い等に係る意見交換の場を年度内に少なくとも3回以上設けたうえで、各回の内容についてはFD委員会に書面で報告することを義務づけている。また、その報告内容については、FD委員会において把握・検証を行っている。

なお、報告に関しては、報告内容のばらつきを是正するとともに、他の部会と情報共有しやすくするため、FD委員会で統一の報告フォーマットを作成し、2018年度より導入している。

ク 本法科大学院FD委員会と中央大学FD推進委員会との共催による講演会の実施

2017年度末（2018年3月）に、本法科大学院FD委員会と全学機関である中央大学FD推進委員会との共催により、「ICTを活用した授業と今後の展望—専門職大学院における実践をふまえて—」をテーマにして、全学に向けて本法科大学院の取り組み内容を示す第7回FD・SD講演会を実施し、本法科大学院における取り組み内容とそのノウハウを全学へ発信した¹¹⁷。

ケ 学修成果分析会の実施

個々の学生の学修到達度や傾向分析について情報を共有するとともに、今後の教育指導方法を確認することを目的として、前期と後期に各1回、成績確定後に「学修成果分析会」を開催している¹¹⁸。具体的には、学年・クラスごとに、個々の学生の成績を踏まえて、主に当該クラス・アドバイザーと授業担当教員間で学生に関する情報を共有するとともに、個々の学生に対する今後の学修指導方法について意見交換を行っている。（詳細については「第6分野」及び「第8分野」を参照。）。

コ 外部研修等への参加

FD委員長は、全学のFD推進委員会に出席している。また、2017年度には1名が本法科大学院のFD予算を活用して、公益財団法人大学コンソーシアム京都が主催する「第23回FDフォーラム」に参加した。さらに、2018年度は、この間に新しく本法科大学院に着任した複数の専任教員が司法研修所での教員研修に参加した。

全体に関わる外部研修等の情報は、本法科大学院に情報が寄せられ次第、専任教員宛のメーリングリストに送信し、周知を図っている。また、特定分野に関わ

¹¹⁷本法科大学院Webサイト「第7回中央大学FD・SD講演会「ICTを活用した授業と今後の展開—専門職大学院における実践をふまえて—」実施」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/news/2018/04/68870/

¹¹⁸本法科大学院Webサイト「教員による学修成果分析会」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/analysis/

る外部研修等の情報は、該当教員へ個別に案内をしている。

サ その他

- ・リーガル・クリニック：リーガル・クリニック授業実践報告¹¹⁹の実施
- ・三田パブリック法律事務所のリーガル・クリニック全体報告会の実施
- ・学部教員との同一科目に関する意見交換
- ・修了見込者の投票によるベスト・ティーチャー賞の選出・表彰（詳細については、「第4分野4-2(2)」及び「第3分野」を参照。）¹²⁰
- ・全学のFD推進委員会による取り組みへの参加（当該年度に着任した新任教員を対象とする研修会（年2回）、FD・SD講演会）

（3） FD活動の成果及び成果に結びつけるための方策・工夫

本法科大学院におけるFD活動については、それぞれの取り組みの状況について可能な限り「見える化」を行い、これを公開し情報の共有を図っている。

具体的な事例として、期末試験問題と解説を過年度分も含めて公開していることや、教員の相互授業参観の報告書を当該教員以外についても閲覧可能としていること等があげられる。また、授業評価アンケートの結果については、科目・クラス単位での結果比較を当該科目の担当者会議にフィードバックする取り組みも行っている。

これらの取り組みは、授業改善へ向けた質の高い取り組みや成果をあげている取り組みに係る事例を本法科大学院として共有するという意義だけでなく、個人レベルでみれば、学生や他の教員の目を意識しながら自らの教育実践のレベルを高めていくことへの動機付けともなっている。

したがって、このような「見える化」の取り組みは、FD活動を実際の教育改善に結びつけるための工夫であると同時に、「見える化」を進めてきたこと自体がFD活動のひとつと考えている。

（4） 教員の参加度合い

FD研究集会の参加者数は、2018年度の場合、第1回FD研究集会に41名、第2回FD研究集会に43名、第3回FD研究集会に46名、第4回FD研究集会に44名（うち戦略経営研究科の教員が4名）、第5回FD研究集会に42名の教員が参加した。このように専任教員の参加率は高いが、他方で兼任教員（非常勤教員）の参加率は低く、これをいかにして向上させるかが課題である。もっとも、この課題については、次の「（5）」で述べるように、2018年度から新たな対応策を講じている。

なお、2018年度の授業参観については、前期15件（12名）、後期28件（26名）の合計43件（38名）の実施があった。

（5）特に力を入れている取り組み

FD研究集会については、FD委員会が学生の学修状況等を踏まえ、テーマを設定し、実施している。実際に、FD研究集会における授業実践の報告をもとに

¹¹⁹中央ロー・ジャーナル授業実践報告（リーガル・クリニック）

¹²⁰本法科大学院Webサイト「学生によるベスト・ティーチャー賞」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/

自らの授業について改善を図った結果、ベスト・ティーチャー賞における得票数が上昇した事例もあり、FD研究集会が本法科大学院の教育改善に大きく貢献しているといえる。

2018年度からは、FD研究集会への兼任教員の参加促進に注力している。この点、以前から兼任教員に対してFD研究集会への参加を呼びかけていたが（実際に、2017年度第3回FD研究集会には、兼任教員が1名参加した）、FD研究集会は教授会と同日に開催していることから、専任教員の参加度合いは高いものの、兼任教員については本務との関係において参加が難しいという問題がある。そこで、2018年度からは、兼任教員を対象にFD研究集会の議事録をメーリングリストで配信するとともに、音声データと当日資料の貸し出しを行うこととし、より多くの兼任教員の参画を得られるようにした。

（6）その他

科目担当者間で、授業後の質問時間やオフィス・アワー等で寄せられた質問内容等を共有し、活用できるようにするため、質問等を受け付けた教員が報告書を作成し、これを事務課職員がファイルして、いつでも全教員が閲覧できるようにしている。

2 点検・評価

前年度までのFD活動を継承しつつ、2018年度はさらにFD活動の内容を充実させ、実績を積み上げてきている。具体的には、ICTを活用した教育・授業システムの構築と実践内容・成果の共有、各法律基本科目部会におけるFD活動の充実、本法科大学院にとどまらず全学の教員を対象としたFD研究集会の開催、本法科大学院WebサイトにおけるFD活動に関する取り組みの情報発信である。また、兼任教員がFD研究集会に参画しやすくなるための取り組みを開始した。

そのほか、2018年度以前から、継続して、外部研修等への参加の奨励、教員による授業の相互参観、FD研究集会や学修成果分析会の開催、授業アンケートやオピニオン・アンケートの実施、ベスト・ティーチャーの選考等も行っている。これらのFD活動には教員も積極的に参加している。

このように、FD活動の成果については常に検証の必要があるものの、本法科大学院におけるFD活動の取り組みは、質的・量的にみて非常に充実しているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

FD活動に関しては、継続してその効果を検証し、その時々の学生の質を踏まえて対応していく必要がある。加えて、新たな制度を導入したことによって、新たな課題も想定されるため、優先順位をつけたうえで計画的にそれらの課題に取り組む必要がある。

具体的に課題解決に向けて取り組んだ事例としては、「第4分野4-1(2)キ」で述べたように、各法律基本科目部会を通じた意見交換の内容を関係者間で

共有するために、統一の報告フォーマットを整備したことがあげられる。

4－2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

2018年度においても、下記のとおり、前・後期にわたり、各種アンケートを実施した。

ア 学期中間の授業に関する学生アンケート（中間アンケート）¹²¹

中間アンケートは、約半分の授業回が終了した時点で、「C plus」を通じてシステム上で実施している。これは、アンケート結果を速やかに後半の授業運営に活用できるようにするためにある。進行中の授業を改善・微調整するための積極的意見を得ることを主たる目的としていることから、計数化された項目は設定せず、自由記述による任意回答を原則としている。

なお、改善希望がない場合には学生は回答しないことが多いため、回答率が低くなる傾向にある。2018年度の場合、回収率(必修科目の平均)は、前期が2.9%、後期が2.0%である。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート¹²²）

学修環境等に関する学生の意見や要望は、前・後期の学期末アンケートと同時に、「C plus」を通じて提出できるようにしている。実施回数は、前期に1回、後期に1回である。

ウ 学期末の授業評価アンケート（学期末アンケート）¹²³

毎学期末に、各授業科目につき、各クラス別に、授業評価に関する学生アンケートを実施している。この学期末アンケートは、共通の質問項目と選択肢に基づき回答する部分と、自由に記載して回答する部分から成っており、無記名で実施される。原則として履修者11名以上の科目は授業最終回に教室でアンケート用紙に記入する方式で実施し、それ以外の科目は「C plus」を通じてシステム上で実施している。

法律基本科目（必修）とそれ以外の科目では、アンケートの項目が若干異なっており、法律基本科目（必修）では授業の理解度、学修の進捗状況について、より詳細に情報を収集できるような設問となっている。

なお、2018年度の学期末アンケートの回収率(必修科目の平均)は、前期が90.4%、後期が86.6%である（いずれも紙ベースで実施）。

(2) 評価結果の活用

ア 学期中間の授業に関する学生アンケート（中間アンケート）の活用

中間アンケートは、当該学期の授業運営の参考に供するため、実施後直ちに集

¹²¹授業等(中間)アンケートの実施について（お知らせ）

¹²²「オピニオン・アンケート」の実施について

¹²³学生授業評価アンケート記録「中央大学法科大学院授業アンケート結果」

計され、個別に授業担当教員に届けられている。各教員は、他の小テストやレポートの結果等とあわせて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営を改善し、充実させるために役立てている。また、研究科長及び研究科長補佐がアンケートの結果を確認し、緊急対応や全体的な対応の必要がある場合には、関係する委員会及び教員と協議して具体的な対応を検討・実施することとしている。

この中間アンケートの実施時期までに、前年度や前学期の期末アンケート結果に基づく教員の授業改善方針等が公表されるので、学生は、その方針を見て、意見を述べることもある。これによって、授業改善の方針が翌学期に実施されているかどうかが、中間アンケートを通じて学生の視点からチェックされることになる。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート）の活用

授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生からの意見や要望は、「C plus」を通じて提出される。これらの意見や要望については、迅速に対応しているほか、これらを項目別に集計して、関連部署に伝達し、必要があれば回答を求め、その内容を冊子体の授業評価アンケート結果に添付して公開している。また、中間アンケートと同様、本法科大学院の執行部及び事務課長がアンケート結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合には、関係部門と協議して具体的対応を検討することとしている。

なお、機器の故障や不具合等、緊急性が高いものについては、オピニオン・アンケートとは別に、法科大学院事務課の窓口に申し出るように促し、申し出があれば迅速に対応している。

ウ 学期末の授業評価アンケートの活用

学期末アンケートは、実施後直ちに集計され、その結果は、授業担当者に対して個別に通知される。また、授業を担当した教員ごとに、アンケート結果に対するコメント（回答）と授業改善方針等の回答を提出してもらい、これらを全教員及び学生に対して開示している。さらに、学期末アンケートの集計結果及びコメント（回答）は、全教員が閲覧できるようにしており、科目ごとや分野ごとの授業運営に関する協議の重要な資料となっている。加えて、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7法については、授業に対する満足度に係る設問の結果を科目・クラス単位でグラフ化したものをそれぞれの法律基本科目部会にフィードバックしており、科目全体として授業改善に向けた検討を行えるようにしている。

このように、学期末アンケートの集計結果は、次期の授業担当者、講義要項の内容、授業方法等を検討する際に、授業運営の組織的な改善・充実を図る手掛かりとして有効に活用されている。

他方、学生には次年度や次学期の中間アンケート実施時期に、自由記述欄も含め学期末アンケート結果に教員の授業改善方針等を付して、学内で冊子体にて公開している。

なお、中間アンケートと同様、研究科長及び研究科長補佐がアンケートの結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、関係する委員会及び教員と協議して具体的対応を検討することとしている。

特に2016年度には、オピニオン・アンケート及び授業評価アンケートの公開場所と公開時期について改善を求める意見があったため、FD委員会で検討の結果、次のとおり対応することとした。

*公開場所：従前は学生自習室前にて公開していたが、学生から、人が集まつて騒がしくなるとの意見があつたため、学修環境保全の観点から、教室棟以外の各階エレベーターホールで公開する。

*公開期間：学生から、授業履修登録期間に、前年度同期実施の授業評価アンケート結果を参考にしたいとの意見があつたため、各期の教材配付日から履修登録期限まで同アンケートを再公開する。

さらに、2017年度において、オピニオン・アンケート及び授業評価アンケートに回答したことが実際に改善されているのか確認するために、アンケートの回答を行う際に過年度分のアンケートも参考にしたいとの意見があつた。そこで、2018年度より、アンケート回答期間中に本法科大学院事務課の窓口にて過年度分のアンケートを公開することとした。

(3) アンケート調査以外の方法

「第3分野3－2(3)」において述べたとおり、修了見込者の投票によるベスト・ティーチャー賞の選出を毎年度実施している。ベスト・ティーチャー賞は授業評価アンケートとは異なり、3年間（既修入学者については2年間）の学修を通じて学生自身がベスト・ティーチャーと考える教員を3名選び、理由とともに投票するものである。受賞者に対しては、修了式後の懇親会において修了者の代表から表彰を行い、本法科大学院Webサイトに氏名と受賞理由を公開し、顕彰している。また、1票以上の得票があつた教員に対しては、学生からの推薦理由を伝えるようにしており、これにより教員は自己の教育活動をふりかえることができるようになっている。

また、ベスト・ティーチャー賞の受賞者による授業の実施方法については、FD研究集会のテーマとしてとりあげ、広く共有するようにしている。

なお、翌年度の教員相互の授業参観において、前年度のベスト・ティーチャー賞受賞者の授業の参観希望が多数にのぼるなどの事例も多くみられることから、ベスト・ティーチャー賞の制度は本法科大学院における教育の質の向上に大いに役立っていると考えられる。

(4) 特に力を入れている取り組み

授業評価アンケートやベスト・ティーチャー賞等、教育活動に係る学生評価の結果について、学内外に対して広く情報公開を行うことを徹底している。

このような積極的な情報公開の取り組みによって、学生は翌年度の授業選択にあたって貴重な参考情報を入手できるようになり、また、教員は教育改善の意識を向上させることができる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

中間アンケート、学期末アンケート、オピニオン・アンケート等によって、学

生からの意見や要望を把握するための複数のチャネルが確保されている。また、これらの方針によって得られた情報はフィードバックを行う対象に応じて適切にデータ化がなされたうえで開示されており、情報公開が徹底されている。これにより、問題がある場合には直ちに是正に向けた方策をとることができるようになっているだけでなく、Good Practice を教員間で共有できるようになっている。そのため、これらの取り組みは、個々の教員における意識の向上のみならず、本法科大学院全体における教育活動の改善や質の向上にきわめて重要な有益な効果をもたらしている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も学生及び教員が、学生による評価の意義を共有し、それが真に望ましい法学教育に資するようなツールになるよう、不断の努力を続けていく。

加えて、全学のFD推進委員会や大学評価委員会等の場において本法科大学院の実践を紹介し、中央大学全体としての教育改善にも資するものとして、さらなる展開を図っていきたい。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院における 2018 年度の開設科目は、以下のとおりである。

2018 年度未修入学者

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	35	73	26	63
実務基礎科目群	10	14	6～	10
基礎法学・外国法・隣接科目群	14	26	3～	6
展開・先端科目群	76	147	8～	17

2018 年度既修入学者

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	22	40	13	29
実務基礎科目群	9	13	6～	10
基礎法学・外国法・隣接科目群	14	26	3～	6
展開・先端科目群	76	147	9～	17

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

(2) 履修ルール

2018 年度未修入学者については、2018 年度改正カリキュラムに基づき、修了に必要な最低履修単位 96 単位中、「実務基礎科目群で 10 単位以上」、「基礎法学・外国法・隣接科目群で 6 単位以上」、「展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）

で 17 単位以上」の計 33 単位以上を取得することを修了の要件としている¹²⁴。したがって、「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」、かつ「法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という基準を満たしている。2018 年度既修入学者については、2015 年度改正カリキュラムに基づき、入学時における法律基本科目群 32 単位の一括認定分を含み、「各科目群の修了に必要な単位数」に加え 1 単位を取得し、95 単位を修了に必要な最低履修単位としている¹²⁵。

なお、継続的な参加を義務づけている補習はない。

(3) 学生の履修状況

2018 年度 3 月（2019 年 3 月）修了生の履修

	法学未修者コース (2016 年度法学未修者)	法学既修者コース (2017 年度法学既修者)
法律基本科目群	63.95	30.01※
実務基礎科目群	10.27	10.18
基礎法学・外国法科目群	6.32	6.13
展開・先端科目群	19.55	19.31
4 科目群の合計	100.09	65.64

※法学既修者については、入学時に一括認定を行った 1 年次配当科目の必修法律基本科目を除く。

各科目の配当学期や時間割を工夫し、学生が現実に多様な科目を無理なく履修できるよう十分な配慮を行っている。とりわけ 2 年次及び 3 年次においては、必修科目と展開・先端科目群の科目間において重複がないように注意を払っている。

また、履修にあたっては、履修モデルの提示に加え、各期の冒頭において実施する履修指導のオリエンテーション等を通じ、個々の学生が自らのキャリア・プランを明確にし、これを十分意識したうえで履修を行うよう働きかけている。

(4) 科目内容の適切性

科目内容の適切性については、次のような仕組みで厳格に検証・確認を行い、問題が明らかになった際には直ちに是正を行うこととしている。

ア 新設科目に係る内容の適切性

次年度以降に新設を予定する科目については、当該科目の運営を担うこととなる科目担任者会議において科目の設置目的・内容等の検討を行う際に、開設を予定している科目群の内容としてふさわしいかについて確認を行っている。その後、さらにカリキュラム・進級制度検討委員会、教務委員会においてもその適切性について検討し、妥当と判断された科目のみを新設科目として認めることとしている。

¹²⁴履修要項 2018 p. 4

¹²⁵履修要項 2018 p. 18

イ 既存科目に係る内容の適切性

既に開設済みの科目に係る内容の適切性については、①講義要項（シラバス）の内容を通じた事前確認、②期末試験を通じた事後チェック、の2段階で検証を行っている。

講義要項の内容を通じた事前確認については、次年度開講予定のすべての科目の内容について、教務委員長、FD委員長、自己点検評価委員長が、それぞれの委員会の任務に基づく観点から授業内容の適切性や科目名称と授業内容との整合性、記載内容の適切性等について確認を行い、問題がある場合には直ちに担当教員に対して是正を求めることで、講義要項の公開前に確実に改善がなされる仕組みとなっている。

他方、期末試験を通じた事後チェックに関しては、試験実施後に各教員から提出される試験問題及び試験問題に対する解説の内容について教務委員会が確認することで実施している。

（5）特に力を入れている取り組み

ア 未修者教育の充実

従来から法学未修者教育の充実が法科大学院の重要な課題とされてきており、本法科大学院においてもこの点につき教授会及びカリキュラム・進級制度検討委員会等で議論を重ねた結果、2011年度のカリキュラム改正で、「生活紛争と法」を導入科目と位置づけてこれを必修化するとともに、その配置を展開・先端科目群から法律基本科目群総合系へと変更した。あわせて法律基本科目群総合系に、事例分析の基礎力を養成する科目（「基礎事案研究」）を設置し、刑事系に「刑法Ⅱ」を1年次開講科目として新たに設けた。また、2013年度のカリキュラム改正では1年次の「行政活動の法的統制」を廃止し、新たに2年次に「行政法基礎」を設けた。

なお、2018年度より未修者の入試制度、カリキュラムを中心とする教育内容、フォローアップ体制など、未修教育の現状分析と課題の抽出を目的としたプロジェクトチームを立ち上げ、課題検討を進めてきたところ、2019年2月にこの答申があった。新年度において、この答申の検討、分析を予定している。

イ 法律基本科目群の充実

法学既修者を含めた2年次生以上についても、在籍学生の特性の変化に対応して、法律基本科目への理解をより一層深めることができるような取り組みの必要性が自覚され、いくつかの工夫を重ねてきた。

まず、2015年度のカリキュラム改正では、2年次に法律文書作成能力の向上を目的とした「中級事案研究」を必修科目として設けた。2017年度のカリキュラム改正では選択科目であった「統治の基礎」を「憲法Ⅱ」に名称変更して必修科目とし、必修科目である「人権の司法的救済」を「憲法Ⅰ」に名称変更した。

また、2018年度のカリキュラム改正では、3年次の法律基本科目群に特別講義として1単位又は2単位の選択科目を置くことができることとし、各人の学修の習熟状況に応じて、苦手分野の重点学修や反復学修ができるよう措置した。

（6）その他

各期の冒頭において履修指導のオリエンテーションを行い、法律基本科目群の各系、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群の各分野の教員によるオリエンテーションを行っている。また、科目によっては前・後期の双方に同一科目を開講し、履修者数の適正化を図るとともに、学生が履修しやすいように時間割を設定している。

2 点検・評価

本法科大学院の授業科目は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び展開・先端科目群の4つの科目群すべてにわたり開講されている。特に展開・先端科目群では、学生のキャリア・プランに配慮した多彩で豊富な科目が開講されている。また、学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないよう配慮しつつ、法学未修者教育を改善するためのカリキュラム改正をするなどしてきた。したがって、認証評価基準で求められている水準を十分に満たしているものと考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

本法科大学院においては、法律基本科目の充実、特に未修入学者の基礎学力の向上を図るために、不斷の検証を行い、改善を図っている。

2017年度以降については、特に法律基本科目の強化を目的とするカリキュラム改正を順次行っているところであるが、法科大学院や司法試験をめぐる制度変更をもふまえ、カリキュラム・進級制度検討委員会を中心に、さらなる改善策について検討の途上にある。

5－2 科目構成（2）〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

本法科大学院では、養成する法曹像を具体的に示すモデルとして、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリストとしての6つの法曹像を掲げている。これらの法曹のいずれであれ、社会のあらゆる面で発生している法律紛争に対応し得る高度な法的知識はもとより、幅広い知識や適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観等が求められる。これらの知識や資質・能力の涵養に向け、本法科大学院では、設立当初より、学生が最低限修得すべき内容を踏まえた授業科目全体の体系性を確保し得るカリキュラムを提供するように配慮している。

まず、6つの法曹像のいずれにおいても求められる基礎的かつ汎用的な法的学識・能力の涵養に向けては、「法律基本科目群」を置き、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を、「公法系」「民事系」「刑事系」「総合系」に分類・配置することで、体系的な理解がなされるように配慮している。特に、「総合系」の1年次に配当される「生活紛争と法」については、未修入学者に法曹実務についての具体的なイメージをもたせることを企図した導入科目であり、民事・刑事双方の分野についてワークショップ形式を取り入れた授業を展開し、2年次以降に開講される民事系、刑事系の各科目の履修に向け、学生に体系的な履修・学修を意識させる役割も果たしている。

実務法曹として活動するにあたり、その基礎となる知識・能力を実践的に養うための科目群としては、「実務基礎科目群」を設置している。この科目群には、法曹として活動するにあたり必須となるリサーチ能力の涵養を目的とする「法情報調査」や、法曹として不可欠な高い倫理観を涵養する「法曹倫理」を置くとともに、紛争解決に必要な能力の涵養にあたり実践的な教育を行う「模擬裁判」「リーガル・クリニック」をはじめとする臨床科目を配置している。

「基礎法学・外国法・隣接科目群」は、法曹としての活動を支える幅広い知識の涵養を主たる目的する。「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置していることが特色である。

「展開・先端科目群」は、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に向け、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置することで、社会の多方面にわたる高度な法的知識を涵養するとともに、異なる分野・領域を統合した知識も養うものとなっている。

以上の各科目群においては、1年次には基礎的な知識を身につける科目、2年

次には実際の事例を分析する基礎的応用力の養成を目的とする科目、3年次は発展的・先端的な内容を扱う科目や、複数の分野を横断・統合するような総合力を養成する科目を配置し、「基礎から応用へ」という順次性にも十分配慮している。また、学生に対しては6つの法曹像それぞれに即した履修モデルを提示するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリア・プランを踏まえた体系的な履修を行なうよう促している。

このほか、科目的開講時期に関する工夫として、例えば1年次の法律基本科目においては、前期には「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」とあわせて前述の「生活紛争と法」を設置し、ここでそれぞれの法分野にかかる概論的な知識と実務法曹に係る理解を深めたうえで、後期からはこれらを土台として商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野や、事案研究の基礎を扱う科目等を設置することで、未修者が汎用的で基礎的な法的学識・能力を着実に身につけることができるよう最大限の配慮を行っている。その後においても、基礎・応用を段階的に履修することが望ましい科目（例えば「労働法Ⅰ（基礎）」、「労働法Ⅱ（応用）」等）については、前期に基礎的な内容を扱う科目、後期に応用的な科目をそれぞれ配置することで、学修効果の向上を図っている。

これらのカリキュラム並びに各科目的配当年次や時間割の妥当性については、教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会において、学生の実際の履修状況や成績、修了後の司法試験の合格状況等をもとに、絶えず検証を行っている。

イ 関連科目の調整等

科目担任者会議において、全般的に、隣接する各法律分野の教員相互間で科目間の重複や脱落のチェックを行い、内容の調整を適宜行っている。例えば、1年次配当の「民法Ⅰ」及び「民法Ⅱ」は不法行為を除く財産法の分野をカバーすることになっているが、あらかじめ取り上げる領域について各担当教員が協議するのみならず、その後の授業の進行についても適宜情報交換を行うことで、無駄のない効率的な授業運営をすべく努めている。

科目間の関連性を精査した結果、前回の認証評価以降にカリキュラム改正を行った事例は、以下のとおりである。

① [2015年度のカリキュラム改正における変更点]

3年次「実務行政訴訟Ⅰ（基礎）」（2単位）、「実務行政訴訟Ⅱ（応用）」（2単位）と「行政法応用」（1単位）の設置趣旨が一部重複することから、「実務行政訴訟Ⅰ（基礎）」（2単位）及び「実務行政訴訟Ⅱ（応用）」（2単位）を一本化し、「実務行政訴訟」（2単位）として開講することとした。さらに、2年次に法律文書作成能力の向上を目的とした「中級事案研究」（1単位）を必修科目として設けた。

2年次「国際法総論」（2単位）を開講し、国際関係法（公法系）の内容についてより確実な理解を深めるために「国際法総論」に代えて「国際法Ⅰ（基礎）」（2単位）と「国際法Ⅱ（応用）」（2単位）の2科目を開講することとした。

② [2017年度のカリキュラム改正における変更点]

1年次選択科目「統治の基礎」（1単位）を「憲法Ⅱ」（1単位）と名称変更して必修科目とし、あわせて、必修科目である「人権の司法的救済」（3単位）を「憲法Ⅰ」（3単位）と名称変更し、前期に「憲法Ⅰ」（3単位）、後期に「憲法

II」（1単位）を開講し、憲法科目を体系的に学べる体制を整えた。「憲法II」（1単位）が設置されたことにより、法律基本科目群における修了要件も60単位から61単位になり、全体での修了に必要な単位数も94単位から95単位になった。また、「被害者と法」（2単位）、「犯罪心理学」（2単位）、「現代司法論」（2単位）を閉講とし、新たに「犯罪被害・犯罪心理と法」（2単位）、「少年法」（2単位）を開講した。

③ [2018年度のカリキュラム改正における変更点]

法律基本科目では、復習や発展的学習の機会を設けて理解を深めるために、法律基本科目群の各系統に選択必修科目として、「1群特講I」・「1群特講II」を設置し、それに伴い、法律基本科目群での修了要件を61単位から63単位とし、全体での修了に必要な単位数も95単位から96単位とした(2017年度までは、各科目群の修了に必要な単位数に加え、1単位を修得することが修了に必要であったがその条件はなくなった)。また、従来設置されていた「行政法応用」(1単位)、「手形法・小切手法」(1単位)は、「1群特講I」として、今後、開講する予定である。3年次配当科目である「民事訴訟運営論」(2単位)は、閉講とした。

(2) 特に力を入れている取り組み

基礎的かつ汎用的な法的学識・能力の涵養を目的とする科目から、先端的・発展的な科目まで多彩な科目を豊富に開設するとともに、6つの法曹像に対応した履修モデル¹²⁶を学生に提示している。あわせて、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、いずれのコースを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。

なお、履修モデルはいずれか1つを選びそれに沿った履修を行わなければならぬというものではなく、学生の履修に際しての指針という位置づけしており、同時に履修指導の指針として機能している。

(3) その他

カリキュラム編成にあたり主要な役割を担うカリキュラム・進級制度検討委員会の委員は、各科目担任者会議における主任又は副主任により構成されており、カリキュラム・進級制度検討委員会、教務委員会及び各科目担任者会議が密接に共働して課題に対応できる体制を構築している。

2 点検・評価

本法科大学院では、6つの法曹像のいずれのコースを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。加えて、各コースに対応した履修モデル¹²⁷を学生に提示し、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮するとともに、3年次の展開・先端科目群には、各自が志望する将来のキャリアを見据えた履修が可能となるよう、より専門的でかつ先端的な内容の科目を数多く設置して学生のニーズに応えている。

また、各法律分野の教員において科目間の重複や脱落のチェックも十分に行い、体系的かつ効果的なカリキュラム編成を行っている。

¹²⁶履修要項 2018 pp. 8-13, 22-27

¹²⁷履修要項 2018 pp. 8-13, 22-27

3 自己評定

A

4 改善計画

教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会において、まもなく施行される法科大学院や司法試験に関する制度変更をふまえ、学修効果をより一層高められるような新カリキュラムの策定を検討していく。

5－3 科目構成（3）〈授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

本学では、従来から中央大学専門職大学院学則第7条第3項の規定に基づく「アドバイザリーボード」を置き、学外の有識者により構成される組織に教育体制や教育課程に関する意見を求めてきたが、教育課程連携協議会の設置が義務付けられたことを受け、「中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規」を改正して、その体制をあらためて整備した。

従来から置いてきたアドバイザリーボードは、検察官として豊富な実務経験を有する者、弁護士として豊富な実務経験を有する者（複数）、企業の法務担当部門等で法律の解釈・適用を行っている者で豊富な実務経験を有する者、隣接業種（公認会計士）として実務経験豊富な本学教職員以外の者によって構成されてきたが、これに過半数を超えない範囲で本学法科大学院教職員を加えるものとする改正を行い、2019年4月1日から施行されることとした。

2 点検・評価

従来のアドバイザリーボードからは、教育体制や教育課程に関する有益な意見が述べられてきたが、この機能は前記の内規改正後も引き続き維持されるとともに、本学教職員も加わってより一層の充実が図られるものと期待される。

3 自己評定

合

4 改善計画

意見聴取の機会の回数、事前送付資料の内容及び時期、等については、アドバイザリーボード構成メンバーの意見も参考にしつつ、引き続き工夫を重ねていきたい。

5－4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、その創設以来法曹倫理を重視し、2年次の必修科目（2単位）として「法曹倫理」を開設して¹²⁸、法曹に求められる倫理と行為規範を修得させている。学生は、前期又は後期のいずれかに他の必修科目と同様にクラス指定で履修する。第1週から第12週までの弁護士倫理は、2名の実務家教員（弁護士）が担当し、オムニバス形式で授業を行っており、第13週の「検察官における倫理」は、現職の検察官である特任教員がゲストスピーカーとして登壇し、担当教員とともに授業を行っている。第14週の「裁判官における倫理」については、元裁判官である担当教員が授業を行っている。

(2) 特に力を入れている取り組み

近い将来法曹となるべき学生は、法曹倫理を単なる知識として修得するだけでなく、現実の実務において適切な問題意識をもち得る感覚まで体得する必要がある。そのため、この授業においてはあらかじめ課題として提示した具体的な設例に基づいて検討・議論をさせるとともに、各担当教員が自身の経験を語るなどして、学生に法曹倫理を我が身に置き換えて考える姿勢を求めている。経験の異なる複数の実務家教員（弁護士と元裁判官の弁護士）がオムニバス形式で弁護士倫理の授業を担当し、検察官の倫理に関する授業を現職の検察官がゲストスピーカーとして担当教員（弁護士）とともに担当しているのも、このような理由からである。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院において「法曹倫理」の授業を担当する弁護士教員は、いずれも司法研修所教官及び弁護士会での関連委員会の委員等の経歴を持ち、30年以上の実務経験を有する教員である。裁判官・検察官の倫理の授業を担当する裁判官・検察官の教員とともに、依頼者との関係、相手方や他の弁護士との関係、法廷における弁護士倫理、企業内弁護士に固有の弁護士倫理、広告、刑事弁護、裁判官の倫理、検察官の倫理などについて、具体的な事例を素材として法曹倫理の基本を修得させることを目標としており、必修としているだけでなく充実した

¹²⁸履修要項 2018 p. 2, 16

教育体制を取っている。

3 自己評定 合

4 改善計画

「法曹倫理」は従来の法学教育からすると新たなタイプの科目であり、そのあるべき教育内容については、本法科大学院において一定の経験と蓄積があるものと自負するが、引き続き、弁護士会、裁判所、法務省、他の法科大学院等との間で協議や意見交換をしていくことにより、内容のより一層の向上に努めていく。

5－5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

6つの法曹像に基づき、それに応じた履修モデルを提示することで、学生各自が将来のキャリア・ビジョンと明確な目的意識をもったうえで履修選択を行えるよう支援することを第一に考えている。

基本的には、学生にはこれらの法曹像・最終的な目標に到達するに適した科目を履修するように指導している。1年次及び2年次の必修科目については、いずれの分野に進むにせよすべての基本として履修しなければならないが、それとともに、例えばビジネス・ローヤーを志すのであれば、2年次の後半からは経済、金融、倒産手続に関わる先端科目を率先して履修するように促しているほか、国際会計研究科から移籍した教員の担当科目を始め、企業会計等に精通した法曹となるために特に有益な科目の履修を推奨するなどの対応をしている。他方で、複雑化する現代社会における紛争解決にあたっては、幅広い視野と問題意識の涵養が不可欠であり、専門から少し離れた科目であっても余裕のある限りで選択することが望ましいと付言している。

本法科大学院における履修指導の概要は、次のとおりである。まず、本法科大学院が養成する法曹像及び各分野の法曹を目指すための履修モデルを「ガイドブック」で明示し¹²⁹、また、履修要項においても、履修指導の目安として前述の履修モデルを示している¹³⁰。法学未修者については、入学段階で、適切な科目の履修選択の重要性について注意を喚起することはもとより、法学未修者が2年次に進学した際の履修開始時に、また法学既修者コース入学者の入学年度の2年次配当科目の履修開始時にオリエンテーションを開催して、各自が志望する法曹像やキャリア・デザインに意を用いた学修指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学予定者に対しては、入学前ガイダンスとして、入学前年の秋に入学前説明会を実施し、カリキュラムや履修全般の説明とともに、各授業担当者から授業内容の説明と4月までの学修指示をしている。また、直近の司法試験に合格した修了生や実務講師にも本説明会に参加を求め、本人の実体験を語ってもらったり個別相談に応じてもらったりすることで履修選択の参考に供している。

また、入学後は、前期・後期の学期初めに、オリエンテーション期間を設けて、各科目・科目群ごとの説明を実施している。うち、「基礎演習」「テーマ演習」「研究特論」については、授業実施前の期間に「事前相談」・「事前面談」の日時が設定され、学生は履修を検討している科目の担当教員へ直接相談することができる。

このほか、1年次対象科目の「法情報調査」については、制定法、判決、文献、

¹²⁹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp. 16-17

¹³⁰履修要項 2018 pp. 8-13, 22-27

資料等を適切に発見するための背景的知識の獲得と技法を身につけることを目的としており、法学未修者が今後の学習を効果的に進めていくにあたりきわめて重要な位置づけにある科目であることから、当該科目に特化した履修ガイドンスを行い、履修を促している。

このように、オリエンテーション、ガイダンスについては、対象者や科目等の目的に応じた内容・方法で実施しており、学生の履修選択にあたり有効に機能している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

学生への資料として、「講義要項」「C plus」(授業支援システム)内の電子媒体、「選択科目履修の手引」が挙げられる。

また、クラス・アドバイザーやクラス・サポートーが個々の学生への履修選択の相談に応じるほか、オフィス・アワー等を活用した個別指導も隨時行われている。

ウ 情報提供

6つの法曹像及び各分野の法曹を目指すための履修モデルを「ガイドブック」で明示し¹³¹、履修要項においても示している¹³²。

また、以下のような進路に関する講演会を開催することで、将来の法曹像やキャリア・プランを意識させるような機会を提供している。

[主な開催一覧]

- 2018年6月7日 日本司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンス
2018年6月5日 法曹界の現状と若手弁護士の実情
2018年5月24日 国家公務員の仕事とその魅力
2018年5月21日 法科大学院修了生の就活について
2018年4月12日 これから時代に求められる弁護士
2017年11月30日 外資系の法律事務所ってどんなところ?
2017年5月30日 日本司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンス
2017年5月25日 国家公務員の仕事とその魅力
2017年5月23日 法曹界の現状と若手弁護士の実情
2017年5月22日 法科大学院修了生の就活について
2017年4月13日 法律家・法務人材を目指す人の為のキャリアデザイン
2016年12月1日 外資系法律事務所セミナー
2016年5月16日 法科大学院生の就職活動について
2016年5月17日 法曹界の現状と若手弁護士の実情
2016年5月18日 国家公務員の仕事とその魅力
2015年4月14日 公設事務所と区役所の福祉事業の連携の事例について
2014年4月4日 法科大学院修了生のリアル
2013年4月4日 就職動向に関する講演会

¹³¹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp. 16-17

¹³²履修要項 2018 pp. 8-13, 22-27

エ その他

とりわけ実務基礎科目（「リーガル・クリニック」、「模擬裁判」、「法文書作成」及び「ローヤリング」）においては、一定の履修者数による授業実施が望ましいことから、各クラス定員について上限・下限を設けている。そのうえで、ガイダンスの実施により十分な情報提供を行い、各クラスの履修者数が適正範囲になるようクラス分けを行っている¹³³。

なお、「模擬裁判」においては履修選択時に一定の履修者数未満である場合は授業実施が困難であるため、過去においてはそのクラスを未開講として、別の曜日・時限のクラスの授業を希望する学生には履修変更をしたケースもあったが、他に、履修者数が少ないという理由で未開講とした科目はなく、履修者数が1名であっても授業を行っている。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

6つの法曹像との関連では、司法試験の選択科目について学生が本法科大学院では2年次後半ないし3年次でいかなる履修選択をしているのかがポイントとなるが、租税法、労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際関係法（私法系）及び国際関係法（公法系）のそれぞれについて、毎年一定程度の履修者がおり、様々な法曹像の可能性を意識させる履修指導の効果が現れている。また、「法哲学」「比較契約法」「比較法文化論」等、実定法科目以外の科目でも多くの履修者が存在するなど、法曹に必要な幅広い視野の重要性を認識した履修選択の動向も見られ、履修指導の趣旨にかなう学生の履修選択は概ね実現されている。

イ 検証等

各学期に履修登録が完了すると、直ちに各科目の履修者数を集計して教授会で報告し情報を共有している。また、数年間のデータに基づき履修者数に偏りがないかに注意を払っている。さらに、学生の授業アンケートなども参考にしつつ、一定程度の偏りがみられる場合には、その原因が履修指導における当該科目の紹介の仕方にあるのか、あるいは授業運営の方法に問題があるのかなどを科目担任者会議で検討している。

これまでの検討の結果、開講クラスの増設や担当教員の増員を実施したことがあり、今後も開講科目履修申請結果をもとに必要な対応を想定している。

（4）特に力を入れている取り組み

科目的特殊性に応じて各学期のオリエンテーション期間にガイダンスを実施することで、学生が本法科大学院において効率的に履修選択できること、また、各自が志望する法曹像に応じて履修選択できることを目指している。具体的には、以下の3点を挙げることができる。

ア 実習科目において

「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」及び「ローヤリング」では、

¹³³履修要項 2018 p. 6, 20

オリエンテーション期間に授業担当教員から授業内容のみならず、これらの科目を履修することで将来法曹として必要な知識やマインドを修得することができるかという点まで説明を行っており、法曹養成に向けた重要な機会となっている。

イ 選択科目について

司法試験論文式試験の選択科目（租税法、労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際関係法（私法系）及び国際関係法（公法系））については、「選択科目ガイド」を実施して配付資料とともに、該当分野の教員からの説明時間を探ることで、2年次・3年次における該当分野及びその隣接する分野について体系的な履修選択を可能とする機会となっている。

ウ 1年次において

「法情報調査」は、法学未修者を対象とし、実習を通じて法情報の調査方法の修得を目的とする科目であり、他の科の学修の前提をなすことから、これに特化したガイドを行なうことで履修を促している。この結果、当該科目については、各年度の入学者の概ね9割が履修を行っており、効果的な履修指導の機会として機能している。

（5）その他

学生の先輩にあたる実務講師を多数任用しており、授業のフォローアップや学生からの学修指導を担当してもらうことにより、大規模な法科大学院でも、むしろ充実した履修指導を展開している。2018年度からは、実務講師をクラス・サポーターとして、専任教員のクラス・アドバイザーとの連携のもと、組織的に学修指導を行える体制を構築したところであり、今後もさらに継続しつつ充実を図りたい。

2 点検・評価

本法科大学院では、学生募集の段階から、養成する法曹像及び科目履修プランにつき一貫した方針を示し、学生の入学後もオリエンテーション期間を中心として適切かつ明確な履修指導を行っている。このことは、学生の履修選択という側面のみならず、各授業科目における教材作成や授業運営、試験の実施・成績評価等の全般にわたり、体系的な教育の提示とその実践という意味で好ましい影響を及ぼしていると考えている。

その一方で、厳格な成績評価を行った結果、履修前提要件に抵触し、想定している履修モデルに沿った順次的な履修が困難な学生や、標準修了年限以内に修了できない学生も少なからず存在するため、今後はこうした学生に対する個別的な履修指導についても強化していく必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生が適切な履修選択を行い、科目履修を通じて法科大学院において身につ

けるべき資質・能力を着実に修得していくにあたっては、計画的かつ効果的な履修を可能とするためのカリキュラム上の科目配置や時間割編成が不可欠である。この点について、本法科大学院では授業編成時の科目担任者会議等において最大限の配慮をしているが、複数の科目において履修前提要件に抵触するようなケースでは、科目の配当時期や時間割との兼ね合いにより履修選択にあたっての自由度がきわめて小さくなる。この傾向は特に法学未修者において顕著である。

未修者教育の強化に向けては、2018年度より具体的な検討に着手しているところであり、全体的な学力の底上げを図るとともに、成績不振が懸念される際に早期の段階から指導を行えるような方策についても検討を重ねている。

このほか、法科大学院全体としては、現在行っている履修選択の指導が適切なものとなっているかどうかを学生の履修動向等をもとに検証し、より効果的な実施内容・方法にすべく改善を図るとともに、学生の履修動向を充分に把握し、学生のニーズにあった開講形態に近づけるよう努めていく。例えば、科目によつては設置の曜日・時限を毎年固定して学生への周知を図り、学生が在学期間を通じて円滑に必要な科目を履修できる目安を提供するといった措置を探ることも検討に値する。

5－6 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

授業時間は 50 分とし、週 1 回(50 分) × 15 回 = 750 分 (12.5 時間) で 1 単位としている。

履修科目登録の上限単位数については、年次ごとに上限を設定しており、1 年次が 38 単位、2 年次が 36 単位、3 年次が 42 単位となっている。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

1 年次において 36 単位を超えて履修を認めている点は、法学未修者に対する教育を充実させる見地から、2011 年度のカリキュラム改正時に法律基本科目群必修科目のそれまでの最高履修単位数 34 単位に 3 单位分（1 年次前期に「生活紛争と法」2 単位、1 年次後期に「刑法 II」1 単位）を増加したことと、2017 年度カリキュラム改正時に「統治の基礎」（選択科目）1 単位を名称変更のうえ、「憲法 II」（必修科目）1 単位としたことによるものである。

「生活紛争と法」については、1 年次前期の導入段階で、「民事法分野」においては、模擬民事調停・判決書起案等ワークショップ、「刑事法分野」においては、裁判員裁判ワークショップによる刑事事件の事例分析をそれぞれ行い、総合系科目として、2 年次の「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」へのブリッジ科目（理論と実務をつなぐ科目）と位置づけている。

「刑法 II」は、1 年次前期に「刑法 I」を履修後、従前は 1 年次後期に刑法関連の科目を開講していなかったため、2 年次の「刑事法総合 I」へのブリッジ科目と位置づけ、「刑法 I」の知識・思考力・応用力を具体的な事例問題を通じて補強し、深めることを目的としている。

「憲法 II」は、「統治の基礎」（選択科目）として以前から設置されていたが、これを必修科目とし、「憲法 I」、「憲法 II」を 1 年次で体系的に学べるように配慮したものである。

このように、1 年次におけるこれらの増加分は、学生の基礎学力向上のサポート、2 年次の学修への橋渡しとしての意味が強く、自修の妨げになるようなものではなく、36 単位を基準とした趣旨を没却させるものともなっていない。

（3）法学既修者についての履修単位数増加の有無

該当なし。

（4）その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無

2 年次においては、「エクステーンシップ」又は「Study Abroad Program I」又は「Study Abroad Program II」（海外研修プログラム）を履修する場合のみ、年次別最高履修単位（36 単位）に例外的に 2 単位まで上乗せすることとした。

これらの科目は本法科大学院の教育理念と直結する重要な科目であること、長期休暇期間を利用して実施しているため、直ちに通常の学期中の授業の予習・復習を圧迫する恐れはないこと等から、上乗せ履修を認めている。

なお、2018 年度前期における履修状況は、「エクスターントリップ」が 3 名、「Study Abroad Program II」（海外研修プログラム）が 4 名であった。

(5) 無単位科目等

該当なし。

(6) 補習

補習については、実施していない。

休講に伴う補講については、原則として休講とした当該週の土曜日に実施している。

(7) 特に力を入れている取り組み

履修登録の上限については、履修要項に記載するほか、ガイダンス等でも十分な注意喚起を行うとともに、履修登録を行う際に利用する「C plus」においても上限を上回る登録ができないようシステム的にもチェックを行っており、学生の過度な履修を防ぐため万全の措置を講じている。

(8) その他

過去の認証評価において、2年次の履修上限につき、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示 53 号）第 7 条で標準とされる 36 単位を超えることに合理的な理由があるかどうか十分に検討する必要がある旨、指摘を受けた。本法科大学院ではこの指摘を踏まえて、2011 年 4 月のカリキュラム改正時において 2 年次の最高履修可能単位数を 36 単位とした。

2 点検・評価

年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示 53 号）第 7 条に即して設定している。1 年次における履修単位の上限が基準を 2 単位上回っていることについては、学生の基礎学力向上のサポート、2 年次の学修への橋渡しを企図したものである。また、2 年次における履修単位の上限緩和についても対象科目の開講期間が長期休暇期間に設定されていることから、過度な履修や予習・復習の負担を課すものとはなっていない。

以上のことから、各年次における最高履修単位数の上限は、いずれの年次においても学生の自学自修を阻害するものとはなっておらず、本法科大学院の掲げる 6 つの法曹像にかなった人材を育成するにあたり妥当な水準に設定されている。

3 自己評定

合

4 改善計画

今後も、年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)第7条の趣旨を踏まえつつ、法曹に対する社会の要請や学生の学力水準を加味しながら検討を行っていく。

第6分野 授業

6－1－1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされ」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

本法科大学院では、教員に対し、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえ、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）の提出を求めている。講義要項においては、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分を明確に区分して記載することで、学生が十分な準備のもと授業に出席できるよう配慮している。講義要項は、「C plus」（授業支援システム）にて当該年度の4月1日より公開している。

講義要項の内容については、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをし、確認（事前確認）を行っている。

さらに、実際の授業進行に際して変更が生じた際に適切な説明がなされたかどうかについては授業アンケートを通じて確認している。これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

（2）教材・参考図書

教材・参考図書については、講義要項に明記するとともに、授業進行に応じて新たなどを追加指示する場合には、授業及び「C plus」を通じて周知している。また、開講後においては、講義要項に記載されている教材や参考図書に加えて、各授業担当者間で調整のうえ、オリジナル教材を作成し、適宜履修者に配付している。

なお、法律基本科目群として開設されている科目のうち必修科目の多くでは、授業期間を通じて使用する教材等を開講前の時期に一括して配付する「事前配布」を行っており、配付された資料をもとに開講段階から履修者が科目の全体像について把握し、計画的な学修が進められるよう配慮している。

（3）教育支援システム

授業支援システムとして「C plus」を導入しており、履修登録、講義要項の閲覧、教員から学生への指示伝達、教材配付、レポート提出等が可能となっている。

利用にあたっては、全教員・職員・学生に対して「C plus」のログインID・

パスワードを利用マニュアル¹³⁴、¹³⁵とともに配付し、必要に応じて教育研究支援室にて利用方法のサポートを行っている。

(4) 予習指示等

授業で使用するレジュメ等は、概ね1週間前までには、「C plus」を通じて、又は手渡しで学生に配付される。学生は、講義要項に示された各回授業の概要と事前に配付された教材・資料等により、各回において自分が修得しなければならない内容を十分に認識することができる。

予習・復習の指示は、講義要項の授業計画に示されるとともに、必要に応じて、授業内での指示又は「C plus」を通じて、学生に通知される。また、あらかじめ提出した講義要項の内容を改定する必要が生じた場合（例えば、重要な法律の改正、判例の変更、指定したテキストの新版が発行された等）には、「C plus」を通じて直ちに学生に周知をしている。

(5) 到達目標との関係

各科目の授業設計にあたっては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたうえで科目の到達目標を設定し、これに基づいて授業計画等を作成している。

講義要項においては、「科目の目的・到達目標」として、当該科目を履修する意義と、授業の最終段階において学生ができるようになる水準をめざすかということについて明示するとともに、「授業の概要」においては、当該科目がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーそれぞれとの関係でどのような位置づけにあるのかについても示している。

さらに、本法科大学院においては、特定の科目¹³⁶について、期末試験の過去問題と解説を「C plus」と紙媒体にて複数年度分公開している。学生は、この内容を閲覧することによっても当該科目の修得にあたって求められる水準を認識することが可能であり、自律的な自学自修の促進に寄与している。

授業で取り上げるべき事項と自学自修に委ねる部分については、個々の教員が授業設計を行う際に検討し、講義要項の「授業計画」及び「授業外の学修活動」にそれぞれ記載するほか、履修前のガイダンスや授業の際に伝達している。なお、同一科目を複数の教員で担当する場合は、科目責任者が主体となり、授業計画の策定の段階で、科目担当者間で事前の打ち合わせを行い、協議のうえ決定している。

加えて、「(2) 教材・参考図書」において述べたように、法律基本科目群のうち必修科目の多くにおいては、授業期間を通じて使用する教材等を開講前の時期に一括して事前配布を行っている。これらの科目においては、授業で取り扱う部分と自学自修に委ねる部分とをあらかじめ峻別したうえで教材を作成しており、これを配付することでも自学自修すべき範囲が明確に伝わるものとなっている。

これらの取り組みについては、教務委員会とFD委員会が連携しながら推進している。また、「(1) 授業計画・準備」において記載したとおり、作成後の講

¹³⁴C plus 操作ガイド（教員）

¹³⁵C plus 操作ガイド（学生）

¹³⁶学生および修了生に対する学期末試験の過去問題等の公開について

義要項について事前確認することで検証を行っている。

(6) 特に力を入れている取り組み

講義要項の内容の確認については、特定個人が行うのではなく、F D委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長が、それぞれの委員会において留意すべき事項を踏まえた確認を行う体制とすることで、開設するすべての科目について多角的な観点からのチェックを行っている。加えて、展開・先端科目群については、分野横断的な科目を多数設置していることから、科目担任者会議の主任及び副主任によるチェックも行うことで、科目内容の適切性や到達目標との関係の妥当性を厳格に確認している。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

授業計画は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて設定されており、講義要項を第三者が事前に確認するという方法で検証を徹底している。

学生に対しては、講義要項等を通じ、各科目における到達目標や自学自修すべき部分が明確に示されるとともに、授業を通じても適切な予習指示等がなされている。特に、法律基本科目の多くにおいては、開講前の段階で年間を通じて使用的教材等を一括して配付する「事前配布」を行っており、教材の内容を通じて自学自修すべき部分を学生が十分認識したうえで、計画的かつ自律的な学修ができるものとなっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後の入学者の学力レベルの変動を注視しつつ、教材や予習指示等のあり方について不断の検討を続けていきたい。

具体的には、近年、入学者の学力レベルが変化していることを踏まえ、従前どおりの教材や予習指示でよいのかについて、教務委員会・F D委員会を中心に検討を行っていく。

6－1－2 授業（2）〈授業の実施〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

② 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるようには的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

(1) 授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関し、教育内容をはじめとする科目分野ごとの適切性については、毎年確認している。

イ 授業全般の実施状況の適切性

(ア) 教育内容

1年次配当の法律基本科目、2年次配当の法律基本科目においては、同一科目を担当する教員間で授業の進行に合わせて意見交換を随時行い、相互の授業間で説明内容に不均衡がないかなどを確認し合い、最終的な学期末試験の内容や採点基準などの作成を含めて緊密に連絡を取り合っている。

複数学年にわたる各科目系(例えば、法律基本科目の民法、商法、民事訴訟法、刑法等)においては、各年度の節目に、その担任教員で構成される会議で意見交換を行い、毎年の学生の現状・レベルについて議論したうえで、1年次の授業内容やレベルのあり方、それと連動して2年次の授業内容やレベルをどう設定していくべきかを検討している。

法律基本科目と実務基礎科目、さらには展開・先端科目との関係については、FD研究集会における意見交換で、各科目の授業の現状等について情報の共有を図っている。

また、2018年3月からは「学修成果分析会」と称する取り組みを開始した。これは、2年次終了時に、クラス単位で、当該クラスの必修科目担当教員やクラス・アドバイザー等が集まって学生の成績等を参照しながら個々の学生の学修到達度に関する情報交換を行い、これを3年次以降の学修指導に活かしていくという試みである。その後FD委員会で検討した結果、2018年度には、他学年も対象にし、前期と後期に各1回、成績確定後に実施した。

(イ) 授業の仕方

1年次配当の法律基本科目においては、法学未修者に条文の意味内容をひととおり理解させるために講義をすることにはなるが、ポイントごとに簡単な事

例を交えて学生に質問を投げかけ、その解答に対して教員からコメントをするとともに、他の学生の意見も適宜述べさせるようにして、学生の考える機会を確保するよう努めている。2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業になると、本格的な双方向の授業を展開することになるが、1つの論点についてはなるべく複数の学生に対立する意見を述べさせたうえで、結論の分かれ目となるポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるように心掛けている。

学生の自学自修に資するため、教材配付は次の2つの形態で行っている。

①法律基本科目のうち、必修科目の大半については、「事前配布」教材として授業期間前に教材配付期間を設け、あらかじめ学生に一括して配付している。これにより、学生は授業の全体像と自学自修すべき部分を明確に把握したうえで、学修に取り組むことが可能となる。

②授業期間中の教材配付については、原則として1週間前に、授業において配付するか「C plus」を通じて配付している。これにより、学生は翌週の授業に向け十分に予習を行うことができ、授業の理解を深めることができる。

その他、実務系の科目については、実務家をゲストスピーカーとして招き、実体験に即した授業を行うことで、学生の理解度の向上並びに学修成果の定着を図っている。

(ウ) 学生の理解度の確認

多くの科目では、授業期間内に1～2回の中間試験・レポートなどを実施し、個々の学生の授業理解度を確認し、適宜学生への学修指導を行っている。なお、中間試験においては実施日の調整等を行い、学生に負担がかからないように配慮している。中間試験や学期末試験及びレポート等については、採点・評価や添削済み答案を学生に対して速やかに返却することもあり、教員が学生の理解度を確認するとともに、学生自身が自己の習熟度を理解することにも役立っている。

(エ) 授業後のフォロー

授業後の学生のフォローアップとしては、オフィス・アワー制度¹³⁷と実務講師によるフォローアップ演習により実施している。

また、授業を担当する専任教員は、授業実施期間中、週1回以上のオフィス・アワーを設定し、授業に関連する質問等を受け付けている。このオフィス・アワーについては、「C plus」及び掲示を通じて周知を図っている。

実務講師によるフォローアップ演習については、1年次（法学未修者）を対象とする「フォローアップ演習（グループ型）」、2年次及び3年次を対象とする「フォローアップ演習（起案演習型）」を正課外でそれぞれ実施している。フォローアップ演習（グループ型）は、法学未修者が法律学の学修を円滑に進めができるよう、授業の進度にあわせて少人数のグループ単位で指導を行うものである。フォローアップ演習（起案演習型）についても、授業の復習になるような事例を用いた事例問題演習を行うことで、学生の起案能力の養成を図っている。このように、授業の進行度合いや個々の学生の理解度をきめ細かく把握しながら学修支援を行うことで、法曹に求められる能力・資質の着実な定着を図ってい

¹³⁷2018年度オフィス・アワー実施記録

る。これらのフォローアップ演習の受講は任意であるが、特にフォローアップ演習（グループ型）は、法学未修者の学修をフォローアップする機会として有効に機能している。

期末試験については、成績発表と同時に講評を配付している。また、答案のコピーは必ず返却しており、添削やコメントを付した答案を返却している教員もいる。さらには、「講評会」を開き、学生の質問に答えている教員（科目）もある。

（才）出席の確認

本法科大学院における学修は、授業に出席して双方向・多方向の授業を受けるプロセスが重要であることに鑑み、出席を重視し、科目の時間総数の3分の1を超えて欠席した場合には、原則として当該科目の成績を「F」評価とするものとしている¹³⁸、¹³⁹（「本法科大学院における授業欠席の取り扱い基準」を定め、2007年度から実施）。これは、履修要項に記載されており¹⁴⁰、学生にも周知されている。このような厳格な措置を前提として、授業開始第3週の時点で、必修科目において出欠状況の定点調査を実施し、一定回数を欠席している学生については、直接又は「C plus」等を通して現在の出席状況を通知し、出席を促している。なお、一定の要件に該当する場合（学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した場合¹⁴¹、裁判員に選出された場合¹⁴²、及び家族等の忌引によりやむを得ず欠席する場合）には、授業への出欠回数において分子・分母の回数から除いて欠席率を算出する措置をしている。

教員が出席確認を適切に行うため、必修科目についてはあらかじめ履修者の座席表を教員に配付して出席状況を目視で確認できるようにしており、あわせて出席者には授業回ごとに出席確認用の署名用履修者名簿に署名させている。選択科目については、座席指定ではないことから、出席者に出席確認用の署名用履修者名簿に署名させたり、授業回ごとに出席カードを配付して署名させたうえで提出させる方法により、出欠を確認している。

（カ）授業内の特徴的・具体的な工夫

実務基礎科目では、映像教材等を活用して現場のイメージをつかみやすくしている。映像教材等については、オンデマンドでも提供し、学生の学修効果を向上させるのに役立っている。また、「第6分野6－2」において詳述するように、実務の現場を体感させるため、法曹のみならず、公務やビジネスにおいて実務に携わっているゲストスピーカーを招聘した授業も多数行われている。

このほか、授業内における特徴的な工夫の事例は、以下のとおりである。

① 「民法Ⅰ」及び「民法Ⅱ」におけるC plus e-ラーニングシステムの活用

「民法Ⅰ」及び「民法Ⅱ」では、C plus e-ラーニングシステム（起案力養成システム）を活用し、学生同士で相互に答案を評価し投票するとともに、教員

¹³⁸中央大学法科大学院内規集No.38-1 法科大学院における授業欠席の取り扱いに関する履修要項の記載について

¹³⁹中央大学法科大学院内規集No.38-2 厳格な出欠管理について

¹⁴⁰履修要項 2018 p.31

¹⁴¹中央大学法科大学院内規集No.38-3 学校保健安全法施行規則18条記載の感染症による欠席の取扱いについて

¹⁴²中央大学法科大学院内規集No.38-4 裁判員選出に伴う欠席の取扱いについて

からも投票結果に対するコメントをフィードバックしている。これにより、学生は自学自修の成果と改善点を自ら確認することができる一方で、教員にとっては、成績評価基準の適切性や教育効果の達成度を確認する機会ともなっており、学生の学修成果を高めるにあたり、有効な取り組みとなっている。

② I C T を活用した遠隔授業

本法科大学院では、地方に所在する大学との連携協力に基づき、I C T を活用して、それぞれの大学が所在する地域特有のテーマを扱った、特色ある授業を実施している。2018 年度は、琉球大学・鹿児島大学・島根大学・静岡大学との間で、以下の授業を実施した。

- ①政策形成と法 [琉球大学に配信]
- ②地域と法Ⅰ（沖縄地方の法律問題）（4 群特講Ⅰ）[琉球大学から配信]
- ③地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）（4 群特講Ⅰ）[鹿児島大学から配信]
- ④地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）（4 群特講Ⅰ）[島根大学から配信]
- ⑤地域と法Ⅳ（中部地方の法律問題）（4 群特講Ⅰ）[静岡大学から配信]
- ⑥米軍基地法（4 群特講Ⅱ）[琉球大学から配信]

（キ）対象学年にふさわしい授業の工夫

1 年次配当の法学未修者を対象とする科目については、主要な実定法の基本的原理と各条文・制度の基礎知識を修得目的とする科目に加え、「生活紛争と法」「基礎事案研究」といった事案研究の基礎・導入を扱う科目をあわせて配置している。「生活紛争と法」及び「基礎事案研究」においては、少人数のグループによるワークショップ形式も取り入れながら、基本的原理を扱う科目で学んでいく理論が実際の紛争解決においてどのように活用されているのかを体感させ、事案分析の重要性を入学当初から強く意識させる機会となっている。

2 年次以降では、これを基礎にした事案分析能力の向上を図る授業、さらに 3 年次では、発展的な論点・先端分野も取り入れた総合的な授業を行っている。授業進行にあたっては、担当教員との意見交換を通じて、毎年の学生の現状を考慮しつつ、1 年次では発展的すぎる問題を取り上げてはいないか、また、2 年次以降に配当された授業における事例分析の材料となる問題が過度に高度なものとなっていないかを毎年度検討しており、その都度必要に応じて教材も改正しており、授業のレベル設定は概ね適切なものと考えている。

（2）到達目標との関係

「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループ「共通的到達目標（第二次案修正案）」（コア・カリキュラム）が提示されたことを受け、本法科大学院における法律基本科目全体の学修の到達目標を設定すべく教務委員会で統一した方針を策定、議論を重ねた結果、2012 年度に法律基本科目について学生が在学中に修得すべき事項を大きく 3 段階に分けて「中央大学法科大学院到達目標」を作成した。授業ではこの「中央大学法科大学院到達目標」を意識しつつ、授業で十分検討できない事項についても、そこに示された 3 段階を参考にして自学自修を進めるよう学生に指示している。この 3 段階とは、大まかに言えば、A（基本的事項）、B（重要事項）、C（発展的事項）であり、授業では A 及び B の事項の大部分は扱うが、C の事項は必ずしも十分に取り上げることができないこ

があり、そのような部分は学生の自学自修に期待されることが少なくないことを「C plus」などを通じて周知している。なお、「中央大学法科大学院到達目標」は、その適切性や現実的機能の検証を隨時行っており、2018年度には、民法改正に鑑み、一部改正を行った。

授業外で自学自修を支援するための体制としては、実務講師によるフォローアップ（上記「(1)イ(エ)」にて詳述）、C plus e-ラーニングシステム（基礎知識養成システム）がある。C plus e-ラーニングシステム（基礎知識養成システム）は、司法試験の憲法・民法・刑法の択一問題を解くなかで、自学自修の理解度を確認するシステムである。

上記の取り組みについては、教務委員会等で検証を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

学生の学修効果を高めるため、授業内・外それぞれにおいて、様々な工夫を行っている。

ア 「生活紛争と法」

「生活紛争と法」の授業の概要については上記「(1)イ(キ)」においても述べたところであるが、グループ単位のワークショップ形式の授業実施にあたっては、担当教員に加えて当該科目担当の実務講師を複数名配置し、グループごとに助言・指導を行うなど、きめ細かな指導を行うことで、法学未修者への導入科目という科目設置の目的に照らしてきわめて有効なものとなっている。この授業に対する学生の満足度もきわめて高い。

イ 授業外の自学自修に対する支援

上記「(1)イ(エ)」において言及した実務講師によるフォローアップ演習は、本法科大学院が他の大学院に先駆けて設置当初から導入した取り組みであり、在学生のみならず修了生からも高い評価を得ている。これは本法科大学院のOB・OGによる強力なネットワークを活用した取り組みであり、大規模法科大学院でありながら学生ひとりひとりに向き合ったきめ細かな教育・学習支援を行う「ハートフル・メソッド」を体現する取り組みとして注力している。

また、上記「(1)イ(カ)」において言及したC plus e-ラーニングシステム（起案力養成システム）については、学生が作成した答案の内容とそれに対する他の学生からの評価という形で個々の学生の到達度を見る化することで、到達目標と照らしてどの部分が不足しているのかといったことを明確に把握することが可能となっており、学生の自学自修を促進する有効な取り組みとなっている。

ウ I C Tを活用した遠隔授業

I C Tを活用した遠隔授業については、2015年度に文部科学省の先導的大学改革推進委託事業として調査研究を行った「法科大学院教育におけるI C Tの活用に関する調査研究」による成果をもとに、本学の学内競争的資金を活用してさらに調査研究を進め、2017年度から正規科目として設置・開講した。

本学から連携協力先の地方大学に対しては、東京23区内に所在するという本学の強みを生かし、国の行政機関で活躍されている方をゲストスピーカーとし

て招き、国家行政の最前線における課題を取り上げる授業を提供している。また、連携協力先の地方大学から本学に対しては、司法過疎や当該地方固有の法律問題を扱う科目を提供してもらっている。このように、各大学の強み・特色を生かした科目を相互に提供し合うことで、教育課程の充実が図られている。

ICTを活用した遠隔授業の運営にあたっては、常設委員会としてICT委員会を教授会の下に設置し、授業運営に係る事項や教材開発、成果検証を行っている。加えて、成果についてはFD研究集会や全学のFD・SD講演会、機関誌『中央ロー・ジャーナル』において発表し情報を共有することで、組織的かつ安定的な運営に努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

授業の実施にあたっては、双方向・多方向型の議論や映像を用いた授業、ゲストスピーカーの招聘等を行うことで、科目の到達目標や教育内容、対象となる学年に応じて適切な方法が採られている。また、出席状況についても厳格な確認を行っている。

特筆すべきは、学修支援において、オフィス・アワー制度に加え、実務講師によるきめ細かなフォローを行っている点である。1年次必修科目の授業進度にあわせて少人数のグループ単位で指導を行う「フォローアップ演習（グループ型）」はもとより、1年次対象の「生活紛争と法」の授業内においても、法学未修者が学修に困難を感じないようきめ細かなアドバイスを行っている。この実務講師は主に本法科大学院を修了した若手弁護士から構成されており、日常的な学修相談、キャリア相談等にも応じている。これらのきめ細かな学修支援は、本法科大学院が特に重視する「豊かな人間性」の涵養にも大きく寄与している。

また、授業における特徴的な工夫としては、地方大学と連携して実施されている、ICTを活用した遠隔授業がある。これらの授業は、本学が掲げる「公共政策ローヤー」「市民生活密着型ローヤー」の育成に資するものとなっている。

さらに、本法科大学院において学生が在学中に修得すべき事項についても「中央大学法科大学院到達目標」として明確に定めており、本法科大学院の授業体制には特別の問題はないと考えている。今後は、「中央大学法科大学院到達目標」の意義の検証を行うとともに、昨今の法科大学院志願者減少との関係で、入学者の学力レベルが大きく変動する恐れもあることから、入学する学生のレベル・現状を考慮したうえで授業内容を改正する必要性に留意しつつ、不断の改善・向上を図っていきたい。

3 自己評定

A

4 改善計画

授業内容や実施方法については、FD研究集会における好事例の共有等を通じ、今後もさらなる向上・充実に努めていく。また、実務講師の活用による学修支援については、現在の取り組みを継続するとともに、学生・実務講師双方

に対するアンケートを通じた意見聴取や、受講した学生の成績調査等を通じて効果の検証を行い、充実を図っていく。

ＩＣＴを活用した遠隔授業についてはＩＣＴ委員会を中心に安定的な運用に努めるとともに、不断の検証を行い、さらなる充実を図っていく。

他方、「中央大学法科大学院到達目標」については、教務委員会を中心に、その適切性や現実的機能の検証をさらに進めている。入学者の学力レベルの変動には特に注視し、授業内容やフォローアップのあり方について不断の検討を続けていきたい。

6－2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院は、教育理念の1つとして、「日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行う」ことを掲げ、「実務を批判的に検討し発展させる創造的な思考力を持った法曹を養成する」ことを明らかにしている（詳細については「第1分野1－1」を参照。）。高度な法理論と創造的な法律実務を高いレベルで両立させることにより、現代社会に生起する紛争に適切に対応し、社会正義の実現に邁進できる法曹を養成することができると考えるからである。このような理論と実務の架橋は、法科大学院教育の本質であるととらえ、周知・徹底を図っている。この理念は、カリキュラム、担当教員の配置及び授業実施の各側面において、その達成が目指されている。

（2）授業での展開

法律基本科目群においては、まず、1年次配当の科目のうち実務家教員が担当する導入科目である「生活紛争と法」において、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時に法律実務への関心を深める契機を作っている。商法分野では、企業実務との関わりを認識できるように工夫している。刑事法系では、教員が判例を素材とした事例問題形式の教材を作成し、捜査・公判立証の実際も取り上げながら、刑事実務との関わりを認識できるよう工夫されている。また、「基礎演習」では、公法系、民事系、刑事系について研究者教員と実務家教員のそれぞれが理論的・実務的基礎知識の修得を目標とした授業を展開している。

2年次・3年次配当の法律基本科目（「行政法基礎」、「公法総合Ⅰ～Ⅲ」、「民事法総合Ⅰ～Ⅳ」及び「刑事法総合Ⅰ～Ⅲ」）及び実務基礎科目についても、理論と実務を架橋することを企図した科目である。教材は、主として、判例を中心とした長文の事例と設問であり、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。また、2015年度後期からは、2年次に法律基本科目・総合系として事例問題を素材にして起案力を養成する「中級事案研究」を設けている。

3年次配当科目の「総合事案研究」は、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実体法解釈論と要件事実論的事案分析と訴訟法上の主張立証等の規律を有機的に結び付けて文字どおり総合的な検討を行うとともに、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことも企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

実務基礎科目群は、模擬裁判、エクスターングリップ等、理論と実務の架橋を具現化した科目から構成される科目群である（詳細については「第6分野6－3」を参照。）。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、裁判実務のみならず、アジアに根差した

外国法の実践を企図した科目、法律領域と会計領域との融合等を強く意識した科目を展開している。

このほか、展開・先端科目においては、実務家・研究者の共同担当科目を豊富に設定するのみならず、多分野にわたるテーマ演習を設定し、理論的分析の実務における意義ないし重要性を学生が体得できるように配慮している。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

展開・先端科目群においては、既存の制度や判例・通説に基づく対応が困難な現代的な問題をどのように解決するか、それぞれのもつ思考プロセスを学生に開示し、実務家教員と研究者教員がそれぞれ連携しつつ、学生に考えさせる授業を実施している（例えば「労働法」、「ジェンダーと法」、「IT社会と法」、「租税法」、「コーポレート・ガバナンスと法」、「環境法」等）。実務家教員と研究者教員との連携については、オムニバス方式を探る場合もあれば、基礎・応用を分担する場合もある。

また、研究者教員の担当する授業においては、様々な分野の実務家をゲストスピーカーとして招く例も少なくない（例えば「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」、「犯罪被害・犯罪心理と法」等）。

さらに、法科大学院協会が司法研修所の協力を得て実施する研修会に研究者教員を派遣するなど、実務に触れる機会を設定している。

(4) その他

基本7法関連の科目については「科目別学修支援のガイドライン」を作成し¹⁴³、年度初めにオリエンテーションで配付のうえ、説明している。それは、各科目の基礎から応用までステップアップする過程のそれぞれの段階で必要とされる理解度の到達目標を明示することで、どの段階で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるように大まかな目安を示している。すなわち、まず基礎的な知識の修得を重視し、次に判例を中心とした事例分析を重視し、最終的には新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示されている。この目標に従って、学生は、入学から修了までのプロセスにおいて徐々に進展する「理論と実務の架橋」のどの位置に自分がいるかを、自ら判断できるようになると期待される。

(5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、社会における紛争予防に資するため、企業活動や税務の実態と法との関係や、国際的な企業活動とりわけアジア地域におけるビジネスに着目した法のあり方といった分野に着目し、実務を題材に多彩な授業を展開している。具体的な科目として、「3群特講Ⅱ@アジア・ビジネス法」「3群特講Ⅱ@法と財務諸表の基礎」、「4群特講@コーポレート・ファイナンス」、「現代企業取引法」等があり、これらの科目においてはケーススタディや実際の事例を用いた授業、実務に携わるゲストスピーカーの招聘等、理論と法実務、ビジネス実務との架橋を意識した授業が展開されている。

¹⁴³2018年度前期オリエンテーション配付資料

2 点検・評価

理論と実務の架橋については、研究者教員と実務家教員が協議のうえで教材や授業内容を決定しており、また、研究者教員が担当する場合でもそれぞれの教員の工夫により「実務を意識した理論教育」が実践されている。

1年次から3年次まで幅のある法科大学院の教育において、理論教育と実務教育の架橋をどの段階でどの程度目指すべきかについては、一般的なコンセンサスがあるわけではない。この問題についての1つの対応として「科目別学修支援のガイドライン」を作成し、教員間の認識の統一に努めつつ、教育活動を展開している。

本法科大学院においては、理論教育と実務教育の架橋を目指した教育体制が段階的に強化され、質的・量的に見て比較的充実しているものと考えるが、なお不断の改善・向上を続けていく。

3 自己評定

A

4 改善計画

「理論と実務の架橋」という課題は、法科大学院教育の全般に関わるものである。そこで、FD研究集会において、「理論と実務の架橋」を効果的に行っている科目の実態を紹介することで、今後も「理論と実務の架橋」に関する情報の共有とともに、教員の意識の向上を促進していく。

6－3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

(1) 臨床科目の目的

本法科大学院では、臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。法科大学院が法曹養成機関である以上、机上の法律論を修得させるだけではその役割として不十分であり、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するために設けられたのがこれらの科目である。これらは選択必修科目であり、授業内容は科目相互の補完性を意識して設計されている。

その中で、「エクスターンシップ」及び「リーガル・クリニック」は、法律事務所における実習など実地に赴く授業内容となっているため、受け入れ機関の確保や機密保持の徹底など授業開設にあたって調整すべき事項が多い。それゆえ、両科目については、リーガル・クリニック運営委員会及びエクスターンシップ運営委員会を実務家教員及び研究家教員で組織して、その運営にあたっている。

(2) 臨床教育科目の開設状況等

ア 臨床科目の開設状況

2018年度前期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位修得者数	履修要件等
エクスターンシップ	2	選択必修	3*	3	3年次以上かつ法律基本科目群必修科目のGPAが2.00以上
リーガル・クリニック	1		35	33	3年次以上
法文書作成	1		42	41	2年次前期はBDクラス
ローヤリング	1		57	57	2年次前期はACEクラス、3年次以上
模擬裁判（民事）	1		0	0	3年次以上
模擬裁判（刑事）	1		28	28	3年次以上

2018年度後期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位修得者数	履修要件等
エクスターンシップ	2	選択必修	35 *	35	法律基本科目群必修科目のGPAが2.00以上
リーガル・クリニック	1		32	31	2年次後期から
法文書作成	1		47	47	2年次後期はACEクラス
ローヤリング	1		29	29	2年次後期はBDクラス、3年次以上
模擬裁判（民事）	1		21	21	2年次後期から
模擬裁判（刑事）	1		35	35	2年次後期から

* 履修を取り消した者は除く。

以上のとおり、臨床科目は、法科大学院の趣旨に即した単位数を確保している。また、これらの科目は授業期間中において必修科目が開講されていない8限(18:00～18:50)・9限(19:00～19:50)を中心に複数クラス開講し、「エクスターンシップ」は、夏季又は春季の授業期間外に集中して全国各地の法律事務所などで実施するなど、学生にとって履修しやすいように工夫している。

臨床科目においては、単に実務を見学するにとどまらず、担当教員の適切な指導のもとで学生がこれに積極的に関与している。

臨床科目の特性上、いずれも成績評価は合否のみの判定である。「エクスターンシップ」では、実施後直ちに学生には詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書と併せ、担当教員がこれを厳正に検討し単位認定を行っている。「リーガル・クリニック」やその他の科目については、担当教員が各回の学生の授業への貢献度を正確に記録し、厳正な単位認定を行っている。

イ 「エクスターンシップ」

本法科大学院の「エクスターンシップ」は、法律事務所、企業法務部など幅広い派遣先を多数確保して実施されている。とりわけ法律事務所は、地域では北海道から沖縄まで、業務では国内法務中心の一般事務所から涉外事務所などまで、きわめて広範かつ多彩な派遣先がリストアップされている¹⁴⁴。また企業法務部も、本格的な法務部門をもつ多くの有力企業を派遣先としている。官公庁については、これまで中央省庁及び地方自治体への派遣実績がある。中央省庁が各法科大学院の学生を一括して募集する「霞が関法科大学院生インターンシップ」¹⁴⁵を行うようになって以降は、中央省庁での研修を希望する学生にはこれを勧め、本

¹⁴⁴エクスターンシップ 受入協力先一覧(第28期)及び(第29期)

¹⁴⁵平成30年度霞が関法科大学院生インターンシップ実施要領

法科大学院独自の中央省庁におけるエクスターンシップは休止している。いざれにせよ、学生の希望を尊重した派遣が可能であり、あらかじめ用意されたリスト以外からも、学生が自己開拓した法律事務所への派遣を、一定の条件の下に認めている。派遣期間も原則として3週間であり（2019年度後期から2週間となる）、2単位科目にふさわしい充実した研修が可能な期間が設定されている。

受入先とは定期的に意見交換の場を設けており、本科目の趣旨について十分な理解を得ている。また、派遣に先立って、機密保持や情報漏洩の防止等を徹底させるため、誓約書の提出はもとより、オリエンテーション期間におけるガイダンスのほか、履修者決定後2回の事前研修会¹⁴⁶（実施時期：8月派遣の場合、第1回は6月、第2回は8月、2月派遣の場合、第1回は12月、第2回は2月。実施時間：第1回は約60分、第2回は約60分）を設けるとともに、学生には派遣先を事前訪問して研修内容を打ち合わせたうえ、その報告書を提出するよう義務づけている。学生がどの程度事件に関与し得るかについては、当事者との関係で許される範囲で柔軟に対応している。

さらに、学生には、実施後直ちに詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書とあわせ、担当教員が検討して厳格かつ適正に単位認定にあたっている¹⁴⁷。加えて、他の学生の経験に学ぶことも有意義であることから、エクスターンシップ終了後に学生による報告会¹⁴⁸を実施している。これは、エクスターンシップ運営委員会のもと、学生相互のディスカッションを通じ具体的な活動報告を行うものである。また、上記の報告会の終了後に、派遣先との担当者と本法科大学院の関係者が一堂に会して検討会を実施し、成果の共有化を図っている。

派遣にあたっては、履修直前学期までの法律基本科目群（必修科目）のGPA 2.00以上という成績基準を履修条件として設けるとともに、各回の派遣者数を上限120名までとしている¹⁴⁹。「エクスターンシップ」の学修効果を上げるためにも、また外部に指導を委嘱するという科目的性質からも、一定水準以上の法律基本科目の修得が必要不可欠と考えられること、派遣先との連絡調整などで齟齬をきたさないよう適正規模での運営を意図したことがその理由である。

なお、派遣先から学生のマナーを懸念する指摘があったことから、「エクスターンシップ」の派遣学生を対象としたマナー講習会を、年1回12月に実施している。

ウ 「リーガル・クリニック」

本法科大学院の「リーガル・クリニック」としては、「市民生活紛争」、「個別労働紛争」、「家事法」、「企業法務の基本的実務」、「知的財産法実務の基礎」、「公益的刑事弁護」、「倒産・事業再生」、「国際人権法の実務」、「行政訴訟の基礎」など多様な内容を扱う授業¹⁵⁰が提供されており、それぞれで工夫を凝らした独自教材を用いて効果的な授業が展開されている。この多様性をもった各授業それが6つの法曹像に対応して開講しており、学生が将来の目標を意識して主

¹⁴⁶エクスターンシップ 履修者の方へ[2018年度前期(第28期)第1回、第2回、2018年度後期(第29期)第1回、第2回]

¹⁴⁷エクスターンシップ履修の手引き 2018年度前期(第28期)及び2018年度後期(第29期)

¹⁴⁸エクスターンシップ学生報告会の実施について 2018年度前期(第28期)及び2018年度後期(第29期)

¹⁴⁹講義要項 2018 p.99

¹⁵⁰講義要項 2018 pp. 101-110

体的に授業に参加することを求めている。

「リーガル・クリニック」については、各期のオリエンテーション期間にガイダンスを実施し配付資料とともに、授業担当教員から履修希望者に対して授業内容・方針を説明する機会を設けている¹⁵¹。また、「リーガル・クリニック」は少人数で授業を実施することが望ましい科目のため、各クリニックのクラスごとに定員（平均7人程度）を設け、定員を超えた場合には公平に抽選にて履修者を決定している。さらに、履修者が決定した段階で、履修登録用紙とともに「リーガル・クリニック」を履修するにあたり遵守すべき事項等が記載されている「誓約書」¹⁵²を提出させ、事務課にて内容に不備がないか確認後、「C plus」に履修登録することを徹底している。

授業は1単位50分15週を基本としており、実施状況については、各担当教員から提出されるリーガル・クリニック授業報告書¹⁵³によって確認している。また、それぞれの授業内容については、本法科大学院の機関誌『中央ロー・ジャーナル』において授業実践報告として掲載しており¹⁵⁴、授業内容を可視化し、研究者教員を含めた全専任教員の評価を得たうえで、さらなる授業の充実・進化に努めている。また、法化社会が進展する中で、法曹実務の有り様は多様化・高度化しており、これに対応できるように、授業設計や授業方法・教材の開発を進めている。

また、「リーガル・クリニック」は主に実務家教員によって担当されているが、理論と実務の架橋の実現のため、研究者教員との共同担当授業を増やしており、リーガル・クリニック委員会において実務家教員と研究者教員との意見交換の機会を確保するように心掛けている。なお、学生には報告書等の提出を義務付けている。

エ 「ローヤリング」

「ローヤリング」については、担当教員と実務講師（実務経験10数年から数年の本法科大学院出身の若手弁護士）が、実際の事件を素材とした事例を共同作成し、これに基づいて実施される法律相談及び訴訟上の和解のロールプレイ3回と、その結果の検討を中心に授業が行われている。

ロールプレイの際、弁護士役は学生が、当事者（相談者）役は実務講師が担当している。実務講師はロールプレイ後に行われる検討の場にも加わり、教員とともに学生が行う問題点の分析に関与している。

担当教員と実務講師とは、教材を踏まえ、あらかじめ授業進行について検討及び打ち合わせの機会をもっている。

オ 「模擬裁判（民事）」

「模擬裁判（民事）」については、担当教員1名又は2名と実務講師（弁護士）3名の合計4名又は5名の教員スタッフと、定員15名程度の学生とで、専用の法廷教室において授業が行われている。担当教員2名クラスでは、実務家教員と研究者教員の共同担当で授業を実施している。

¹⁵¹リーガル・クリニックガイダンス 2018年度前期及び後期

¹⁵²リーガル・クリニック履修者の誓約書 2018年度前期及び後期

¹⁵³リーガル・クリニック授業報告書 2018年度前期及び後期

¹⁵⁴中央ロー・ジャーナル授業実践報告（リーガル・クリニック）

授業内容としては、あらかじめ授業担当者会議（弁護士である実務家教員5人と研究者教員1人で構成）で、策定した授業行程表に従って、オリジナルの統一教材を用いて授業が展開されている。その内容の柱をなしているのは、リーガルライティングとロールプレイである。リーガルライティングは、訴状起案・答弁書起案・判決起案などであり、ロールプレイとしては、第1回口頭弁論手続、弁論準備手続、証人・本人尋問手続、判決言渡手続の各場面を学生及び実務講師が担当している。

カ 「模擬裁判（刑事）」

「模擬裁判（刑事）」については、担当教員1名と実務講師（弁護士）3名程度の合計4名のスタッフと、定員20名程度の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。授業の進行は、あらかじめ授業担当者会議（元裁判官の弁護士2名と元検察官の弁護士1名、合計3名の実務家教員で構成）で策定した授業工程表に従って展開される。

授業内容は法務総合研究所作成の教材を使用し、学生に裁判官、検察官、弁護人のいずれかの役割を担当させて、冒頭手続（公判前整理手続は任意）から判決宣告までを模擬法廷で実際の裁判と同じような手順で進めていく。担当した役割に応じて、訴訟指揮、証人尋問、被告人質問を行わせ、論告、弁論、判決を起案させている。授業を進めるうちに、刑事裁判手続が理解できるよう工夫をしている。

（3）特に力を入れている取り組み

現在、実務家教員と研究者教員の共同授業は、「リーガル・クリニック（倒産・事業再生）」、「模擬裁判（民事）」で実施している。

今後は、実務家教員と研究家教員とが連携・共同で授業担当する科目をさらに拡大・深耕することによって、「理論と実務の架橋」の強化を企画・推進する。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

「エクスターンシップ」においては、多くの幅広い派遣先が確保され、履修を希望する学生全員を派遣することができている。また、「リーガル・クリニック」において、多様な法的紛争・問題類型（家事・相続、企業法務、公益的刑事弁護、個別労働紛争、市民生活紛争、知的財産紛争、行政事件、倒産事業再生、国際人種問題など）に即した実習が可能であることは、学生の希望を最大限実現できることであり、大規模法科大学院である本法科大学院の大きな長所であり、学生の参加意欲もきわめて高い。「リーガル・クリニック」の担当教員のほか、「エクスターンシップ」の派遣先からも、学生の熱心な取り組みが高く評価されており、質的・量的に非常に充実している。

一方で、臨床科目についてはこれまで一貫して充実に努めてきたことから、本法科大学院開設当初と比較して科目運営にかかる担当教員が増加している。このことは、学生への教育機会の提供や多彩な教育内容の展開といった観点では長所といえるが、担当教員間のネットワーク作りや、それによる教育内容の共

有促進といった点についてはさらなる努力が必要であると考えている。また、理論教育と実務教育の架橋という観点からの研究者教員と実務家教員との連携のさらなる拡大も重要である。

3 自己評定

A

4 改善計画

理論と実務の架橋、とりわけ臨床科目については、本法科大学院の特徴のひとつである本学出身法曹のネットワークからの協力も得ながら今後もさらなる充実に努めていきたい。

担当教員間のネットワークづくりや研究者教員と実務家教員とのさらなる連携については、認識共有の契機として、リーガル・クリニックにおける実践報告を本法科大学院の機関誌『中央ロー・ジャーナル』に掲載したところである。理論と実務の架橋をどのように実践しているかということについて「見える化」し、担当教員間の情報共有も企図したものである。今後も、このような発信を行うことで担当者の意識を醸成するとともに、教務委員会や科目担任者会議において、ネットワークづくりに向けた具体的な方策について検討を進めていく。そのうえで、将来的には各科目における新たな教材開発についても検討を行っていきたい。

6－4 國際性の涵養

(評価基準) 國際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 國際性の涵養

本法科大学院では、国際的な視野をもって活躍できる法曹の養成も本法科大学院の重要な使命の1つと考え、「渉外・国際法ローヤー」を6つの法曹像の1つとして掲げている¹⁵⁵。具体的な施策としては、入学者選抜における国際法曹枠の設定¹⁵⁶、渉外・国際法ローヤー向け科目履修プランの提示¹⁵⁷、外国法科目だけでなく、展開・先端科目においても多岐にわたる選択科目を設置し¹⁵⁸、国際性の涵養に資するカリキュラムを充実し、寄付講座を含む課外科目を展開している。

国際系の科目の設置状況としては、基礎法学・外国法・隣接科目群の必要修得単位数を4単位ではなく6単位とし、英米法・ヨーロッパ法・アジア法に係る個別外国法科目及び比較法学関連科目を設置しているほか、同群及び展開・先端科目群に次のような科目を設置している。

ア 國際關係法（公法系）

「國際人權法」（2単位）・「國際經濟法」（2単位）を設置している。2015年度改正のカリキュラムで、2年次配当の「國際法總論」（2単位）を開講し、國際關係法（公法系）の内容についてより確実な理解を深めるために、2年次に「國際法總論」に代えて「國際法I（基礎）」（2単位）と「國際法II（応用）」（2単位）の2科目を開講することとした。

イ 國際關係法（私法系）

「國際私法I」（2単位）、「國際私法II」（2単位）、「國際取引法」（2単位）を設置している。

ウ 「Study Abroad Program」

この科目は、海外研修プログラムであるが、正規科目として設置されている。2016年度は、「Study Abroad Program I（香港プログラム）」（1単位）と「Study Abroad Program II（メルボルンプログラム）」（2単位）を開講し、2017年度は、「Study Abroad Program II（香港プログラム）」（2単位）と「Study Abroad Program II（メルボルンプログラム）」（2単位）を開講した。ただし、2018年度については、海外研修先大学との協議に基づき、メルボルンプログラムを休講とし、「Study Abroad Program II（香港プログラム）」（2単位）のみを開講している。いずれのプログラムも毎年2月に海外研修先大学（香港大学及びメルボルン大学）の著名な教員から直接英語での講義を受けるとともに、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶほか、英語による法律プレゼン

¹⁵⁵CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p.5

¹⁵⁶2019年度法科大学院入学者選抜要項 p.2

¹⁵⁷履修要項 2018 p. 10, 24

¹⁵⁸履修要項 2018 pp. 2-3, 16-17

テーションを行うなど、実践的内容も含むよう工夫している。また、日本国内で実施する事前研修では外国法情報調査を行い、帰国後の次学期に行うフォローアップでは、英語による法律プレゼンテーション内容の再検討を行い、これを経てはじめて単位を認定するなど、集中海外研修と国内学修との組み合わせによる教育効果向上を図っている。

また、メルボルンプログラム参加学生（2017年度まで）及び香港プログラム参加学生（2018年度）については、本学全体の英米法学修に対する奨学金である「増島記念奨学金」を適用し、追加的経済支援（1人あたり6万円）を行ったほか、ウエストロージャパン株式会社の寄付講座として運営することで参加学生の負担を軽減している。

なお、香港プログラムは、同時に香港大学で海外研修プログラムを実施している韓国の法科大学院5校（漢陽大学、慶熙大学、ソウル市立大学、梨花女子大学、及び建国大学）の学生とともに学び、かつ、アジアにおける同僚法曹となる者として親交を深めることで国際性を涵養できるよう、本法科大学院、香港大学及び韓国5法科大学院の担当者が緊密に連携して実施している。

エ 「Foreign Law Seminar」

「Foreign Law Seminar」は、外国法の特定のテーマを学ぶ科目であり、当該外国法を母法とする外国人教員が担当する場合と、当該特定テーマについて深い知見を有する日本人教員が担当する場合がある。2018年度に開講したものうち、前者には、「Foreign Law Seminar (International Entertainment Law)」があり、教室言語（教材及び講義要項を含む。）も英語とすることで、法律英語をあわせて修得することができるよう配慮している。

オ 「企業内法務の実務」

この科目では、企業内弁護士に求められる知識・応用力・決断力等を養成し、さらにはコミュニケーション能力・英語力の重要性を理解し、企業で活躍できる弁護士・企業法務に携わる法律実務家に必要となるマインド及び基礎的・専門知識の修得するためにゲストスピーカーを招き、ゲストスピーカーの経験を学生に伝えている。その重要な要素の1つが企業内法律家としての国際性の涵養であり、2018年度は、第5回に「企業法務のグローバル化」と題して、このような視点を伝える授業を行った。

次に、課外活動プログラムについては、以下のとおり実施している。

ア ボストンプログラム

アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本法科大学院学生を主たる対象とする課外サマースクール「ボストンプログラム」を実施している。2018年度は、ボストン大学法科大学院 Stephen M. Donweber 教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月6日～10日の5日間合計15時間実施した。

なお、このプログラムは、ウエストロージャパン株式会社の寄付講座として運営し、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減している。

イ Introduction to Japanese Law in English

本法科大学院の関連組織たる学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール “Introduction to Japanese Law in English (IJLE)” を開講している。これは、本法科大学院の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う 5 日間の集中講座であり、上記のボストンプログラムと並行して開講している。

本法科大学院学生にも開放しているほか、上記ボストンプログラムのサマープログラムをこれに連動させ、本法科大学院学生が海外の法学生と共同学修し、交流できる機会を設けている。2018 年度においては、キャンパス外活動である法廷傍聴、法律事務所訪問等に本法科大学院学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

ウ 日本比較法研究所の講演会等

学校法人中央大学が設置する日本比較法研究所が主催する外国人研究者の講演会等を市ヶ谷キャンパスで開催することを積極的に推し進め、本法科大学院学生が研究者や実務家とともに、外国法・比較法への知見を高める機会を提供している。2018 年度中には、日本比較法研究所講演会及びセミナーが市ヶ谷キャンパスにおいて 11 回開催された¹⁵⁹。

エ 外国法情報調査講座

ウエストロージャパン株式会社の寄付講座として、同社及びウエストロー社のデータベースを活用した法情報調査講座を課外・公開講座として開講しており、アメリカ法を中心とする英米法情報調査について、本法科大学院学生及び実務家がともに学ぶ機会となっている。

（2）特に力を入れている取り組み

本法科大学院においては、これまでもアジア法に係る教育研究を積極的に展開しており、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（2016 年度）においては「アジア起点で活躍するグローバル法曹の養成」が「優れた取組」として高い評価を得た。当該プロジェクトについては、その後さらに発展し、「アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究」として、文部科学省平成 28 年度「私立大学研究ブランディング事業」の選定を受けており、本法科大学院の専任教員がプロジェクトリーダーとして活動を展開している。比較法分野における選定はほかに例がなく、本学における特徴的な取り組みといえる。研究成果については、本法科大学院における教育を通じても還元されているほか、2018 年 8 月 3 日ミニシンポジウム「アジアにおける紛争解決制度の変容」、同 11 月 20 日ワークショップ「契約構成の変化—『文化的差異』は比較法的分析に有用か」、2019 年 3 月 8 日ワークショップ「アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立に向けたコンバージェンスの研究：3 年間の進捗と成果」、同月 9 日シンポジウム

¹⁵⁹2018 年度日本比較法研究所主催講演会一覧（市ヶ谷・市ヶ谷田町キャンパス開催分）

「グローバル経済の奔流に対する新たな紛争解決と法曹養成」を本法科大学院において開催し、教員のみならず多数の学生が参加している。とりわけ、2019年3月9日のシンポジウムは法科大学院が共催し、その内容として、2019年度から新たに開始する3つの国際法曹教育プログラムに関する発表を行った。

(3) その他

ウエストロージャパン株式会社との協定に基づき、本法科大学院における国際性の涵養に資する課外講座を同社寄付講座とし、積極的にこれを展開している。なお、2018年2月に実施した正規科目である「Study Abroad Program II（香港プログラム）」（2単位）は、2018年度開講科目として単位認定されるものであるが、この科目についても同社寄付講座としている。

2 点検・評価

本法科大学院では、国際的な視野をもって活躍できる法曹養成を本法科大学院の重要な使命と考え、これに資する多様な施策を展開しているが、これらは文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の「優れた取組」における認定（2016年度）、平成28年度私立大学研究ブランディング事業における選定、あるいは、企業の寄付講座指定を受けるなど、外部からも高い評価を得ている。正規科目と正課外科目の連携、正規科目内でも基礎法学・外国法・隣接科目群科目と展開・先端科目群科目の連携、本法科大学院教員と海外パートナーとの連携を核とする諸施策は、本法科大学院ならではの国際性の涵養に係る重要な取り組みであると評価することができる。

他方で、日本法の実務に係る高度専門職業人としての教育を担う法科大学院段階において、国際性の涵養をどのように行うべきかについては、社会のリーガル・サービスに対するニーズや学生の基礎的資質の変化等を踏まえて、不断の検討と改革を行うこと求められている。とりわけグローバル化が進展する現代社会において、「渉外・国際法ローヤー」以外の法曹像を描いて学修する学生においても、国際性の涵養は当然に必要であるが、そのための教育プログラムをどのように拡充するかが課題である。本法科大学院では、その開設以来、基礎法学・外国法・隣接科目群科目についての必要修得単位数を6単位とすることにより、外国法や比較法を学ぶ機会を増やす施策を採用しており、ほとんどの学生が外国法又は比較法科目を1科目以上履修している（具体的には、ほぼ全学生が「英米法総論」又は「比較法文化論」を履修している）が、こうした科目履修を契機とする、さらなる国際性の涵養が今後の重要な課題である。

3 自己評価

B

4 改善計画

現状においては、「渉外・国際法ローヤー」を目指す者など、積極的に国際性を涵養したいと考える学生が利活用できる環境は一定程度整備されているが、それ以外の法曹像を描いている者を含むすべての学生が、いわば日常的な学びの中で国際性を涵養するに資するという環境については、引き続き改善の余地が大きいことから、「B」との自己評価を行った。

そこで、前者については、外国語のみで完結する授業の設置（課外科目の正規科目化を含む。）等を検討し、2019年度においては、(1)3群特講Ⅱ@国際民事紛争解決の基礎、(2)3群特講Ⅱ@国際仲裁の実務、(3)Study Abroad ProgramⅡ（ミドルテンプルプログラム）の3科目を新規に開設した。このうち、(2)はシンガポール国際商事裁判所国際裁判官で香港大学法学部客員教授でもあるDr. Anselmo Reyes 教授が英語で提供するものであるが、学生の理解を助けるために、日本語で受講できる事前準備講座として(1)が用意されている。また、(3)は、本学の初代校長増島六一郎が学んだミドルテンプル（ロンドン）で実施するSAPであり、本法科大学院における国際法曹養成プログラムの中核となることを期待している。

後者については、上記新規科目のうち(1)が重要な役割を果たすことが期待されているが、さらに今後予定される基礎法学・外国法・隣接科目群科目及び展開・先端科目群科目の整備において日本法に関する学修の中で国際性を涵養する施策に取り組み、また、実務と連動した国際的要素を含む課外活動の拡充等を検討する。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数

開講科目ごとの履修者数については、用意した資料をもとにして教授会にて確認している。

（2）適切な人数となるための努力

法律基本科目の授業は、40名程度を標準とするクラス編成としており¹⁶⁰、2017年度は、1年次（法学未修者）に1クラス、2年次に5クラス、3年次に5クラスが設置されており、いずれも40名程度以内である。

また、選択必修科目である「基礎演習」（推奨人数原則10名以内、最大15名まで）¹⁶¹、「テーマ演習」（推奨人数10～15名程度、最大30名まで）¹⁶²においても、科目の性質・特殊性や少人数教育によって教育効果が高まるため、履修者数の上限が推奨人数の範囲に収まるようにしている。具体的には、「基礎演習」及び「テーマ演習」については推奨人数を超えないよう、第1回授業前に担当教員への依頼文で促すとともに、確定した履修者登録用名簿について、事務担当者が最大人数を超えて登録されていないことを点検しており、これまで最大人数を超えたことはない。

（3）特に力を入れている取り組み

クラスの人数については、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために、2018年度は未修クラスを1クラスにするなど、不断の検証と改善を行っている。

また、必修科目以外の科目においても、履修人数の経年データをもとに、開講授業数を増減させるなど、受講生が特定の科目に集中しないよう時間割のうえでバランスをとり、学修効果を損なわないようにしている。

（4）その他

¹⁶⁰CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 28

¹⁶¹履修要項 2018 p. 5

¹⁶²履修要項 2018 p. 7, 21

1年次から2年次への進級時のクラス分け（A～Eの5クラスに振り分ける）においては、クラスによって成績及び人数に偏りが発生しないよう配慮している。

2 点検・評価

必修科目及び演習科目においては、適切な規模が維持されている。また、これら以外の科目についても、概ね適切な規模が維持されている。さらに、適切な規模が維持されるよう、振り分けに考慮した方策が適宜とられている。その他の取り組みとしても、経年データをもとにして、開講コマ数や時間割を工夫するなど十分な取り組みがされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生数の減少に伴い、学習効果をあげるための適正なクラス数を検討し、2019年度より2年次以降のクラス数を5クラスから4クラスとすることとした。今後も引き続き授業科目を設置する学期、クラス数を調整し、適切な規模を超えないよう対応していく。

7－2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失していないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失していないことをいう。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

△	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2014年度	270人	238人	88.1%
2015年度	270人	241人	89.3%
2016年度	240人	192人	80.0%
2017年度	240人	128人	53.3%
2018年度	200人	95人	47.5%
平均	244人	178.8人	73.3%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。

3 「定員充足率」については、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

入学定員及び入学者数は、上の表のとおりである。入学定員に対する入学者数の割合は、過去5年間の平均で73.3%となっている。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回る入学者の受け入れとならないよう、入学者選抜においては、正規合格者を発表すると同時に、追加合格が必要な場合には、不合格者のうち総合点の上位から一定数を追加合格候補者とし、入学手続状況に応じて、追加合格候補者の上位ゾーンから順次に区分されたゾーンごとに追加合格者を出すこととしている。

また、入学者選抜における合格者数を的確に判断するため、経年データに基づき、適切に判断している。さらに、入学手続者を対象とした入学前説明会の出欠状況及び進路アンケートの内容に基づき、入学者数の予測及び追加合格の必要有無について、判断している。なお、2016年度入試以降は追加合格者を出していない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

入学者数は、過去5年間の平均で入学定員の73.3%となっており、入学定員を上回る状況となっていない。また、入学定員を大幅に上回る入学者の受け入れとならないよう、入学手続状況等を勘案しながら、必要に応じて段階的に追加合格者を発表する（ただし、2016年度以降は追加合格者を出していない）等、適正な入学者数の確保に努めている。その他、入学前説明会での出欠状況等から入学者数の予測を行う等の工夫もしている。

3 自己評定

合

4 改善計画

本法科大学院における教育の質をさらに向上させるため、2018年度より、法学既修者の入学定員を180名から150名へ、法学未修者の入学定員を60名から50名へと、それぞれ変更した。今後とも、入学定員と入学者数とのバランスの適正化に努めていきたい。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

(注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失していないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A × 100)
2014年度	810人	505人	62.3%
2015年度	810人	538人	66.4%
2016年度	720人	488人	67.8%
2017年度	720人	380人	52.8%
2018年度	600人	287人	47.8%
平均	732人	440人	60.1%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合 計
1年次	26人		26人
2年次	37人	88人	125人
3年次	35人	101人	136人
合 計	98人	189人	287人

- [注]
- 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をい。
 - 2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数は、収容定員を上回っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会において、進級判定制度¹⁶³、

¹⁶³中央大学法科大学院内規集No.30 中央大学法科大学院における進級に関する規程

¹⁶⁴との関連で、要件を変更する際に原級留置者数のシミュレーションを行い、在籍者数が収容定員を上回らないようにしている。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

過去3年度の在籍者数は収容定員を上回ってはおらず、定員充足率は常に110%以内である。大幅に上回らないように、進級制度とのバランスを考慮した運用を行っている。

3 自己評定
合

4 改善計画

現在のところ、在籍者数が収容定員を上回ることとはなっていない。現行の1年次から2年次への進級判定制度に加え、2014年度から実施された2年次から3年次への進級判定制度の導入に伴い、収容人数を上回る在籍者が生じないよう、教務委員会を通じて分析及び検討を毎年行っており、今後も継続していく。

¹⁶⁴履修要項 2018 pp. 4-5, 19

7－4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

(評価基準) 教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

① 教室、ゼミ室とその設備

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、本法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。特に、法律基本科目群の授業科目については、50人規模の受講生を収容する双方向・対面授業に対応した教室（中教室）を必要クラス分設置することとし、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室（大教室・小教室・ゼミ室）、情報処理教室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する教室（中教室）では、学生用の机について学修に必要な広さが十分確保されているほか、教卓や学生用の机の情報環境も整備されている。プラズマディスプレイ2基も配置され、各種プレゼンテーションに必要な設備が用意されている。

ゼミ室は17室設置されており、授業使用のほか、学生は学修を目的とする場合に、法科大学院事務課窓口において使用予定日の1ヵ月前よりその借用申請を行うことができる。

施設	収容人員	面積	教室数	備考
大教室	141人	183.28 m ² ～190.94 m ²	4	
模擬法廷	114人	155.94 m ²	1	大教室を兼ねる
情報教室	100人	184.00 m ²	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63人	99.00 m ² ～152.10 m ²	9	双方向・対面教室 9室
小教室	16～28人	50.40 m ² ～63.60 m ²	7	
ゼミ室	4～12人	10.48 m ² ～24.00 m ²	17	

② 学生自習室¹⁶⁵

法科大学院における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うためにきわめて重要であり、本法科大学院では、従来から学生自習室をはじめとする自習施設の環境整備に努めている。

市ヶ谷キャンパスにおいては、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応した施設を設けている。まず、学生自習室（A～G、J、K、M、N）では、学生1人に一席の固定席を自習席として確保している。また、PC自習室のほか、図書室（A・B）内には、多様な学修のニーズに即した資料の閲覧や読書ができる自由閲覧席やデータベース検索ができる自由席を整備している。

¹⁶⁵履修要項 2018 pp. 43-44

施 設	面 積	設 備	席 数
学生自習室A	209.12 m ²	学生専用自習席(キャレル型)設置。	116
学生自習室B	161.54 m ²	各キャレルに情報コンセント敷設。	98
学生自習室C	73.26 m ²		41
学生自習室D	65.75 m ²		32
学生自習室E	79.20 m ²		44
学生自習室F	93.10 m ²		55
学生自習室G	121.42 m ²		76
学生自習室J	45.95 m ²		20
学生自習室K	19.80 m ²		11
学生自習室M	95.45 m ²		45
学生自習室N	65.75 m ²		27
PC自習室 (1351号室)	66.00 m ²	PC 24台、プリンタ8台、スキャナ4台設置。	24
PC自習室 (2409号室)	117.6 m ²	PC 44台、プリンタ10台、スキャナ4台設置。	44
図書室A (1314号室)	418.75 m ²	閲覧席設置 (PC 2台設置)。	123
図書室B (1414号室)	533.58 m ²	閲覧席設置 (PC 7台設置)。	40
合 計			796

③ 教員研究室

専任教員研究室は、市ヶ谷キャンパス内に合計71室確保されている。専任教員個人研究室として66室、専任教員共同研究室として5室（各2～3人での共同利用が可）を設置し、兼担教員や非常勤教員については教員室として2室が確保されている。

専任教員の個人研究室には、「研究室受付」を設置している。研究室受付は、本法科大学院の教育研究活動支援を担う教育研究支援室（詳細については「第7分野7－6」を参照。）の分室的な機能も有している。研究室受付内には、ミーティングや教材作成のための作業等に利用できるスペースを設けている。教材作成用のPC、スキャナ、コピー機を配置しており、必要な場合には教育研究支援室所属のスタッフに資料検索等のサポートを依頼することができる。近刊の雑誌類も配架されているため、教材作成にあたってきわめて有益な環境であり、また、ミーティングスペースは教員間の授業等に係る打ち合わせにも多く活用されている。

法科大学院における学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィス・アワーを設定するなど、特に教員と学生との間のコミュニケーションの場所を確保することが重要であることから、専任教員研究室、教員室のほかに、1号館5階に学修指導室2室、談話コーナーを設置している。また、1号館6階に教育研究支援室の資料保管室等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制をとることができるように措置している。

④ 情報処理環境

PC自習室(1351号室・2409号室)には、合計67台のデスクトップPCが設置されており、学生が自由に利用することができる。

市ヶ谷キャンパス内に無線LANのアクセスポイントが設置され、現在は、キャンパス内のほとんどのエリアで利用可能である。これによる法令・判例データベース等への接続・検索も可能である。また、セキュリティ上、個人PCからアクセスするためには、事前にウイルス対策ソフトをインストールしたPCを都心ITセンター(市ヶ谷キャンパス内にSEが常駐)に持参して登録することが必須となっている。

PC設置場所	設置状況	PCの台数
情報教室(2301号室)	100席全席に固定型ノートPCを設置	100
PC自習室(2409号室)	43席全席にデスクトップPCを設置	43
PC自習室(1351号室)	キャレル席にデスクトップPCを設置	24
図書室A(1314号室)	閲覧席一部にデスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
図書室B(1414号室)	閲覧席一部にデスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	8
法科大学院事務課	館内貸出用ノートPCを保管	15
合 計		193

⑤ C plus(授業支援システム)

学生の履修登録、講義要項閲覧、授業に関する教員からの指示やレポートの提出等をオンラインで行うことができるネットワークシステムとして導入している。

⑥ e-ラーニングシステム

全学年にTKC提供のシステムなどのe-ラーニングシステムを取り入れている。

また、本法科大学院独自の2014年8月に導入されたCLS e-ラーニングシステムを、授業における自学自修等に活用してきた。とりわけ、本システムは、基礎知識の修得に重点が置かれる未修者教育には、有用である。もっとも、本システムは、契約期間満了のため、2018年度末で運用が停止されることになっている。そこで、本システムに代わる新たな学修支援のあり方について、2018年度に本法科大学院に設置された未修者教育検討ワーキング・グループで検討が続けられた。その提言を踏まえて、2019年度以降は本法科大学院が導入している上記のTKC提供のシステムを活用する方向で、FD委員会を中心に検討を進めている。

⑦ その他の設備等

a ロッカー¹⁶⁶

¹⁶⁶履修要項 2018 p.43

学生用ロッカーは、在学中に個人専用として1人に一つ貸与され、1号館3階～6階の通路に設置されている。

b コピー機¹⁶⁷及びプリンタ¹⁶⁸

学生が使用できるコピー機は、市ヶ谷キャンパス1号館2階及び4階の学生自習室入口前、同5階の談話コーナー、2号館1階の本法科大学院事務課前、同7階及び8階エレベーター前、「ローライブラリー」内に合計7台設置されている。学生に対しては、複写補助として、各年度に1人あたり800枚印刷可能なコピーカードを配付している。また、館内貸出用PC、個人所有PCから無料で出力できるプリンタを、1号館3階図書室Aに5台、5階談話コーナーに6台、合計11台を設置している。これらは、印刷枚数に上限はなく、学生が学修に必要な資料を出力できる環境を整備している。

コピー機及びプリンタは、1号館4階図書室Bにあるものを除き、市ヶ谷キャンパスの開館時間内であれば自由に利用することができる。

⑧施設・設備等の利用可能時間

各施設・設備等の利用可能時間については、館内貸出用PCは本法科大学院事務課の窓口時間（平日9時50分から20時15分、土曜日10時から16時）、ゼミ室は平日10時から20時及び土曜日10時から16時、自習室を含むその他の施設・設備については、年末年始の一時期を除き、土・日・祝日を含む8時から24時まで利用可能とし、防犯カメラによる安全管理も行うなどの配慮をしている。

イ 身体障がい者への配慮

模擬法廷教室内に可動式スロープを設置するなど、バリアフリー化を図っており、キャンパス内は車椅子での移動が可能である。また、2号館1階に多目的トイレを設置しており、本法科大学院内での学生生活を不都合なく送ることができる環境が整備されている。

（2）問題点及び改善状況

施設の設備については、老朽化が進んでおり、学生から音響設備等については、マイクが途切れる等の指摘を受けていたが、2017年度に、必修科目を実施している7つの教室（中教室）のAV機器（有線マイクをデジタルワイヤレスマイクへ）をリプレイスした。

また、学生から、PCの利用環境について、PCやプリンタあるいはスキャナの不調などが指摘されることがあるが、その都度都心ITセンター（市ヶ谷キャンパス内）に常駐するSEが対応している。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院における学修教育環境のさらなる充実を目指し、オピニオン・アンケートを前期、後期ともに各1回実施している。オピニオン・アンケートでは、教室や自習室、施設等について、学生が期待・要望・提案を記入することができる。オピニオン・アンケートは、本法科大学院の研究科長、研究科長補佐及び事

¹⁶⁷履修要項 2018 p.39

¹⁶⁸履修要項 2018 p.45

務課長が内容を確認している。このうち、学生サービスに直結するような要望については迅速に対応し、学生の声を適切に反映するようしている。近年の改善事例として、2018年2月に無線LANアクセスポイントの増設を行い、接続の改善を図ったことが挙げられる。

また、研究室受付（1号館6階）については、教育研究支援室のもとで運営しており、教材作成をはじめ、教員の教育活動の推進にあたりきわめて重要かつ必要不可欠な環境である。研究室受付内のミーティングスペースにおいては、教員間のミーティングや交流が日常的に行われており、分野を横断した情報共有、意見交換に欠かせない場となっている。

（4）その他

法科大学院の研究室に関する事項を取り扱う常設委員会として、研究室委員会¹⁶⁹を設け、教員の良好な研究環境を維持するための検討を行っている。

2 点検・評価

本法科大学院における、教室・ゼミ室・情報処理教室・模擬法廷教室・教員研究室等の施設及びプラズマディスプレイ・無線LAN・コピー機・プリンタ・学生用ロッカー・貸出用PC等の設備については、現段階で合理的に必要な数量や広さが確保されており、かつ、実施される教育の効果向上を図るために、適切な環境が既に整備されている。また、身体障がい者への配慮についても、当該学生のニーズに応じて既に適切な措置が講じられており、入学者選抜要項でも周知を図っている。

教員の教育活動支援としては、上記「1（3）」で述べたように教育研究支援室のもとに研究室受付を設置しているが、教材作成や教員間の打ち合わせのための環境としても大いに活用されており、分野を超えた創造的な取り組みを創出する場ともなっている。

3 自己評定

B

4 改善計画

半期に1度のオピニオン・アンケートで毎回、学生自習室や共用自習室について学生から意見が出ていることから、自習室に特化したアンケートを別途、行った。その結果、自習室の温度や自習室での私語について改善を求める意見が多数あつたため、現在、室温別の自習室や学生向けの談話室の設置について検討を行っている。

また、市ヶ谷キャンパスの校舎は築後50年を経過しており、老朽化が進んでいる。そのため、施設の故障等が判明した場合には、直ちに本法科大学院事務課窓口まで連絡する旨を周知し、都心キャンパス庶務課又は管財課と密に連絡を取りながら、迅速に修繕するよう努めている。

なお、本学の中長期事業計画を基に、キャンパスの移転が全学的に検討されている。

¹⁶⁹中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

7－5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

(評価基準) 教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

ア 図書室の環境整備¹⁷⁰

市ヶ谷キャンパスは本法科大学院専用のキャンパスであり、本法科大学院専用の図書室として「ローライブラリー」が設置されている。利用対象者は、原則として、本法科大学院の学生と本学の教職員である。図書室Aは、年末年始を除き毎日8時から24時まで利用できる。図書室Bは、授業期間を通じて利用が可能である(月曜日から土曜日は9:00～22:00 開室、日曜日・祝日は原則的に10:00～18:00 開室)。

ローライブラリーには、司書を配置し、学生及び教員の図書資料の利用やリーガル・リサーチに関する相談等に応じている。また、法令や判例、法律資料、図書館などの最新情報や教育・研究・学修に役立つ情報を案内する刊行物『L・L便り』も、電子・紙の両媒体で提供するなどしている。新入生には入学時のオリエンテーションで、図書館利用ガイドを実施するだけでなく、原則として出席必須のリーガル・リサーチガイドも行っている。その他、蔵書検索や雑誌論文検索の講習会、日本法・外国法のデータベース講習会等を単にデータベース会社に頼むのではなく、主に司書が講師等を担いながら適宜実施している。これらをはじめとして、専門性を考慮しながら、教育・研究・学修を側面から強力に支援している。

イ 図書資料等の整備

図書資料の整備については、本法科大学院の学生の学修の充実を最優先事項とし、①講義要項に記載の教科書、参考書についてはすべて配架する、②①とあわせ、授業担当教員が推薦する図書を優先的に配架する、③学修の充実に有用であり、図書委員会が必要と判断した図書を配架する、の3点を重視している。特に、①②に該当する授業・学修に密接な図書については3冊以上備えることとしている。

さらに、豊かな人間性の涵養に向け、ローライブラリーに勤務する司書の選書による法律専門書以外の図書も充実させるとともに、法科大学院の学生として知っておくべき最新の時事情報を新聞のクリッピングを通してタイムリーに提供する等の特徴的な取り組みを行っている。

2018年度末における蔵書数は、図書約58,900冊、雑誌511タイトル(うち継続雑誌337タイトル)、製本雑誌約9,700冊で、総計約69,000冊(未製本雑誌の冊数は除く)である。本学の他キャンパスに所在する図書・雑誌も利用可能な体制を設けているが、「ローライブラリー」の蔵書で学修活動をほぼ充足することができる。

¹⁷⁰履修要項 2018 pp. 46-48

データベースについては、法学関係データベースは、オンライン及びオフラインのものを含め、判例・法令データベース、雑誌全文データベースなど 50 種類程度を導入し、このうち約 30 種類は、市ヶ谷キャンパス外からもインターネットを通じて利用できるよう整備し、充実を図っている。データベースの利用にあたっては、「ローライブラリー」の Web サイトにデータベースガイド¹⁷¹を掲載するとともに定期的に『L・L 便り』を配信し、法令・判例を始めとする最新の法情報等を提供するなど、学生がアクセスしやすいものとなるよう努めている。

ローライブラリーの運営にあたっては、教授会のもとに図書委員会を組織し¹⁷²、新刊図書の収集、利用頻度調査による複本の整備、利用規則の改善などをローライブラリーの担当職員（図書館都心キャンパス事務室所属）と連携して行うとともに、ローライブラリーの担当職員が、教育研究支援室の協力を得ながら新刊図書の選書資料の作成を行い、選書・配架の充実と促進を図っている。

ウ 学生の自習に供する情報環境の整備¹⁷³

学生自習室内の全キャレルと「ローライブラリー」（図書室 A・B）の閲覧席には、全席に情報コンセントを設置し、インターネット環境への接続と法令・判例データベース等への接続・検索を可能としている。また、大教室 1 室に 100 台の PC を備え置き、授業で使用できるようにしているほか、15 台の館内貸出用ノート PC を法科大学院事務課に備え置き、市ヶ谷キャンパス内で利用することもできるよう体制を整備している。

加えて、自修環境に資するために、学生用のプリンタ及びスキャナを整備したほか、「ローライブラリー」（図書室 A・B）には、デスクトップ PC を 8 台配置している。

（2）問題点及び改善状況

特になし。

（3）特に力を入れている取り組み

必要な書籍及びデータベースについては、常に最新のものを整備している。ローライブラリーでは、『L・L 便り』として、法令・判例を始めとする法情報や図書館関連情報を年 5 回程度配信しており、最新の法令情報や裁判情報、新刊情報等を発信している。『L・L 便り』は、パスファインダー形式を用いることで最新情報の提供を行っており、学生は最新号刊行の都度、「C plus」を通じて閲覧することが可能であり、自学自修にあたり有益なものとなっている。

その他、過去に発行された資料や外国文献などを収集し、学生及び教員の利便を図っている。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

¹⁷¹ 本学 Web サイト「L・L<ローライブラリー> データベースガイド」

http://www2.chuo-u.ac.jp/library/ichigaya_guideLaw.htm

¹⁷² 中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

¹⁷³ 履修要項 2018 pp. 43-45

教育及び学修のうえで必要な図書・情報源及びその利用環境は、十分に整備されている。

必要な情報へ学生及び教員が適時容易にアクセスできるローライブラリーの蔵書スペース及び閲覧席が十分整備されており、利用や資料検索にあたっては「ローライブラリー」により支援を受けることができる。データベースの利用にあたっては、学生が最新の情報に容易にアクセスできるよう、充実した情報提供に努めている。

「ローライブラリー」の蔵書の充実については、カリキュラムの年次進行と学生数に合わせた蔵書充実計画を着実に遂行するとともに、他のキャンパスの豊富な図書資料も利用可能な体制を設けている。

また、情報環境の整備が行き届き、利用できるデータベースの量と質が確保されていることに加え、利用頻度も高い。

3 自己評定

A

4 改善計画

電子化された学修資源へのアクセスが必須となっている状況に鑑み、利便性の向上とセキュリティの確保を調和させつつ、情報環境を整備する予定である。

図書・資料の購入に際しては、利用図書の入れ替え等の工夫を図り、適宜所蔵・配架スペースの確保に努めていく。法情報データベースについては、今後もその発展に応じた検討を加え、追加・入れ替えを行うことを検討する。

7－6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

本法科大学院に関する事務を取り扱う部署として、法科大学院事務課を置いている。

本法科大学院事務課に所属する事務職員は、専任職員 10 名、嘱託職員 1 名、派遣職員 8 名、パートタイム職員 11 名の合計 30 名である。本法科大学院事務課は、法科大学院の運営に関するすべての事務事項（学生広報、入学者選抜、学籍管理、授業編成、授業支援、学期末試験、学生生活支援、キャリア・就職支援、奨学金、教育研究支援室に関する業務、研究室受付業務等）を取り扱っている。

事務職員の資質向上に向けては、本学人事部が企画・実施する研修プログラムのほか、日本私立大学連盟主催の研修等があり、本法科大学院事務課員も積極的に参加している。

(2) 教育支援体制

ア 教育研究支援室

本法科大学院においては、教育研究活動を支援することを目的に、本法科大学院独自の教育研究支援室を設置している。

教育活動支援にあたっては、個々の教員の授業内容やニーズにあわせたオリジナルサポートを行っている。教育研究支援室を通じて提供されている主な教育支援の内容は、以下のとおりである（詳細については「第3分野3－7」を参照。）。

- (ア) 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- (イ) 授業で配付された教材、成績評価資料の保存
- (ウ) 電子資料（データベース）の利用提供・代行検索
- (エ) 「C plus」利用に関するサポート

これらのサービスには、教育研究支援室と研究室受付をあわせて専任職員 2 名、派遣職員 2 名、パートタイム職員 4 名（1 日 2 名ずつ出勤）が、従事している。

教育研究支援室は、事務組織上は（1）で述べた法科大学院事務課に含まれるため、教員に対するワンストップサービスの観点から、本法科大学院事務課内（2号館 1 階）に所在しているが、「第7分野7－4」において述べた研究室受付（市ヶ谷キャンパス 1 号館 6 階）にも要員を配置し、支援を行っている。

イ 法科大学院事務課窓口における授業及び教育補助

授業実施に係る業務として、教材印刷、休講・補講情報の連絡、出欠情報の管理等、定期試験等の実施に係る業務として、問題印刷、試験監督、答案・レポートの返却等を行っている。

このほか、市ヶ谷キャンパスに所在する教育研究組織は法科大学院のみであることから、奨学金やハラスメントに係る相談等の学生生活支援に関する事項、

キャリア支援に関する事項、修了生の同窓会組織に関する事項等、幅広い領域の支援をワンストップ体制で担っており、学生の利便性はきわめて高い。

ウ 実務講師制度による教育補助¹⁷⁴

本法科大学院では、原則として弁護士としての業務経験が5年以内の弁護士を補助教員（実務講師）として採用している（2018年度は66名）。実務講師は、「模擬裁判」、「ローヤリング」のような実務実践教育における教員補助、学生の学修方法に関する質問や授業の予習と復習をフォローアップする学修相談等の業務を行っている。

（3）特に力を入れている取り組み

教育及び学修を支援するための人的支援体制については、実務講師を採用し、「模擬裁判」、「ローヤリング」のような実務実践教育における教員補助や、学生の学修方法に関する質問や授業の予習と復習をフォローアップする学修相談、「第7分野7－8」において後述するクラス・サポーター等の業務に従事させている。

また、教育研究支援室については、本法科大学院事務課内と研究室受付にそれぞれ人員を配置し、教員のニーズに即応した形でのサポートができる体制を整備している。

（4）その他

教育研究支援室では、図書や外部機関から提供されるDVD等の教材資料の収集・閲覧やシンポジウム案内の広報等を積極的に行い、より充実した支援を行えるよう、工夫を重ねている。

2 点検・評価

教育及び学修を支援する体制として、法科大学院事務課において、専任・派遣・パートタイム職員という豊富な人員をそろえ、教員や学生の様々な要求に迅速かつ適宜に応じている。また、教員の授業支援を行う教育研究支援室が、きめ細やかな支援を行っている。さらに、実務講師は、教育補助要員として十分な成果を挙げている。

3 自己評定

A

4 改善計画

実務講師については、引き続き人員確保に努める。制度の導入から一定の期間が経過したため、業務経験が5年以上の者の割合が増え、任期が一般に長くなる傾向があり、司法修習を修了してからあまり時間の経っていない者の採用を増加させるなどの検討を行っているが、今後もこの点に留意して対応していく必要がある。

事務組織については、法科大学院事務課内のジョブローテーションやグループ間連携を推進し、十全な支援ができる体制を維持していく。

¹⁷⁴CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp. 13, 36-37

7－7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準） 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

ア 本法科大学院独自の奨学金制度の創設と運用^{175、176}

本法科大学院では、開設時より独自の奨学金制度（中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度）を発足させ、多様で優秀な人材が本法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

入学者選抜時の成績優秀者を対象にした学費全額相当（170万円）及び学費半額相当（85万円）の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受けている者は、2018年5月1日現在、全学生の31.0%である。加えて、初年度に奨学金を受給できなくとも、一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額給付を内容とする第三種奨学金を用意している（2018年度支給実績38名）。これらを総合すると、例えば、2018年度における3年次生は、その49.3%が、学費半額相当額以上（第一種、第二種又は第三種）の本奨学金を受給している。

また、以上的第一種、第二種又は第三種の奨学金をいずれも受けていない学生については、政府からの学生支援のための補助金を基にした第四種奨学金を用意しており、対象者1人あたり、2016年度は24万5千円、2017年度は30万9千円、2018年度は33万円を支給している。

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、以上の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（本学出身の先輩法曹）の篤志により給付奨学金制度を設けており、毎年20名程度、1名あたり30万円を支給している。2018年度の給付実績は18名である。

イ 本学の全学的な奨学金制度の運用

2016年度には、本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用して、熊本地震にて本人又は家計支持者が罹災した学生への経済的支援を実施した。

ウ 外部機関による奨学金制度の活用¹⁷⁷

外部機関による奨学金（主に給付）について、案内及び募集を行っている。奨学金によっては、本法科大学院学生に対する推薦枠が設定されている。

¹⁷⁵CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 pp.38-39

¹⁷⁶履修要項 2018 p.41

¹⁷⁷CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p.39

エ 日本学生支援機構の奨学金制度の有効な活用¹⁷⁸

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期採用時に32人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に10人、臨時採用時に1人とすべての申請者が定期採用又は臨時採用時に希望金額どおりの貸与を受けている（いずれも2018年度実績）。

なお、修了等に伴って奨学金の受給を終了した者の第一種奨学金の返還免除については、2015年度が全額免除12名及び半額免除23名、2016年度が全額免除12名及び半額免除22名、2017年度が全額免除9名及び半額免除19名となっている。

オ 提携金融機関の教育ローンの利用¹⁷⁹

本法科大学院の学生は、本学と提携する金融機関の提供する教育ローンを利用することができる。

（2）障がい者支援

本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を2015年度に策定し、2016年4月より施行している。当該ガイドラインにおいては、すべての教職員が障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針として、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談室において初期相談を行ったうえで必要な対応について調整を行うこととし、初期相談の中で調整がつかなかった場合には中央大学障害学生支援検討委員会において審議・調整を行うこととしている。

本法科大学院においても、当該ガイドラインに基づき、学生からの申し出があった場合には法科大学院事務課が中心となり、教務委員会やクラス・アドバイザー、保健センター等との連携のもと、必要な支援について検討・実施している。

これまでの対応事例としては、学期末試験において、対象となる学生の障がいの種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及びPC等の使用を認める等の措置を行った。

このほか、キャンパスにおけるバリアフリー化として、建物内の車椅子での移動が可能となるように可動式スロープの設置等を行い、また、市ヶ谷キャンパス2号館1階には多目的トイレを設置している。さらに必要に応じて、教室に車椅子専用の移動式机を設置し、介助者用のスペースを設ける等の支援を行っている。また、授業においては、座席位置等の配慮を行っている。

（3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では、全学的な対応組織であるハラスメント防止啓発委員会及びその事務組織であるハラスメント防止啓発支援室（多摩キャンパスに所在）が中核となり、各種ハラスメントの防止啓発及びハラスメント事案への対応業務を行って

¹⁷⁸CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2019 p. 39

¹⁷⁹CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2019 p. 39

いる。

本法科大学院のある市ヶ谷キャンパスにおいては、本法科大学院事務課にハラスメント相談窓口が置かれているが、他キャンパスに置かれているハラスメント防止啓発支援室等の相談窓口でも、FAX、メールまたは手紙での相談にも対応することとしており、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。また、その範囲はセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントを含むすべてのハラスメントを対象としている。

具体的な防止啓発活動としては、講演会及び各キャンパスにおける防止啓発キャンペーンの実施のほか、規程及びガイドラインの本学 Web サイトへの掲載¹⁸⁰、全学生及び全教員へのリーフレットの配付及びハラスメント防止啓発ポスター「NON HARASSMENT MOVEMENT」の掲示が挙げられる。また、教員に対する啓発活動については、教授会の開催とあわせた研修会を毎年度実施しているほか、新任の専任教員に対しては、全学の中央大学 F D 推進委員会が実施する新任教員研修会の場において研修・啓発を実施している。

(4) カウンセリング体制

本学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、本法科大学院がある市ヶ谷キャンパスに「専門職大学院学生相談室」（以下、「相談室」という。）を設置している。

相談室の運営は、専門職大学院各研究科長、各研究科教授会から選出された専任教員、及び精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」が担当しており、年 1～2 回会議を開催し、当該委員会の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状及び今後のあり方等を検討している。

相談室が対象とする相談の範囲は幅広く、進路・修学、精神衛生、対人関係など様々な相談に対応している。

これらのうち、精神衛生及び性格・対人関係等に関わる相談には、カウンセラー 1 名（火曜日 13:00-17:00）と精神科医 2 名（水・木曜日 13:00-17:00）が対応し、進路・修学に関する相談事項については、教授会から選出された教員相談員が対応する体制がとられている。

2018 年度の相談室の利用状況は、新規相談者数 18 件（法学未修者 9 件、法学既修者 9 件）、再来相談者数 56 件（法学未修者 38 件、法学既修者 18 件）である。2017 年度は新規相談者数 16 件、再来相談者数 154 件であり、再来については大幅に減少した。

相談内容は、健康 30 件、精神衛生 28 件、性格・対人関係 15 件、その他 1 件であった。

相談室の受付は、保健センター（市ヶ谷分室）において行われ、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、学生相談用面接室において実施されている。2015 年度には、オピニオン・アンケートでの学生からの意見を踏まえて、学生相談用面接室をよりプライバシー確保ができる場所に移動した。

精神衛生を含む学生相談においては、広報活動が不可欠であることに鑑み、

¹⁸⁰本学 Web サイト「ハラスメント対策」
<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/harassment/>

履修要項において掲載¹⁸¹するほか、学年当初のガイダンスにおいて口頭説明をし、これに加えて、パンフレットを全学生に配付している。そこでは、「この危険信号をキャッチする！」との表題の下に、「このような状態が続くな
ら早めにご相談ください」として、10の症状を列挙し、学生の理解を深める努力をしている。

この他にも、各クラスに、専任教員2名のクラス・アドバイザーを配置し、各学期初めのクラス・ミーティング等で学修、進路及び生活相談に対応しているほか、その他すべての専任教員がオフィス・アワーにおいて各種相談に対応¹⁸²しており、必要に応じて、相談室と連携する仕組みとなっている。

(5) 問題点及び改善状況

充実した本学内部の奨学金の支援体制に加え、経済的な支援についてもさらなる充実を目指している。なかでも、外部機関による奨学金については、質・量ともに拡充していくように、情報の収集・発信をし、個別に一人一人の申請書類をチェックし、適宜アドバイスを行うなどの学生サポートを行っている。積極的な広報活動と充実したサポートの成果として、近年は学外の奨学金について、種類や枠が増加している。これとあわせて申請者数も増加していることから、学外奨学金に対する学生の認知度も徐々に高まっている。

(6) 特に力を入れている取り組み

経済的支援体制の強化を目指し、本法科大学院事務課では、外部機関による奨学金の情報を収集し、得られた情報を「C plus」及び掲示を通じて、全学生へ発信している。

また、入学直後の日本学生支援機構奨学金の申請時期（毎年4月上旬から中旬）においては、奨学金を希望する学生が本法科大学院事務課窓口に数多く来訪することから、奨学金に関する専用相談窓口及びスタッフを配置し、学生の経済的不安を取り除くための支援に特に力を入れている。

(7) その他

本学出身法曹の篤志により、本法科大学院学生専用の学生寮が割安な賃料にて提供されている¹⁸³。学生寮には、女子寮（第一志法寮、賃料26,000～32,000円／月）と男子寮（第二志法寮、賃料27,000～39,000円／月）とがあり、いずれも本法科大学院から徒歩圏内にある。

なお、非公認ではあるが、本法科大学院学生で構成される法教育サークルがあり、少年院、中学校及び弁護士会の行事等で法教育を実践している。

2 点検・評価

学生生活を支援するための体制については、奨学金をはじめとする経済的体制、相談室等を含むカウンセリング体制などが十分確保されている。基本的に、本法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、適宜必要な専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行っている。

¹⁸¹履修要項 2018 p. 42

¹⁸²2017年度オフィス・アワー実施記録

¹⁸³志法寮 Web サイト「志法寮」<http://www.志法寮.jp/>

精神衛生を含む各種学生相談については、本法科大学院の所在する市ヶ谷キャンパス内に、専門職大学院生対象の相談室を設け、カウンセラー1名、精神科医2名及び教員相談員を配置し、対応を行っている。毎年度、履修要項への掲載、リーフレットの配付及びガイダンスでの説明等を行い、周知に努めており、きわめて有効に機能している。

障がいを有する学生への支援については、全学的なガイドラインに基づき、本法科大学院事務課や教務委員会、クラス・アドバイザー等との連携により、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めている。

さらに、各種ハラスマントに関する相談については、専用の窓口を整備している。毎年度、ガイダンスでのリーフレット配付及び防止啓発キャンペーンを行い、周知に努めている。相談をする窓口は他キャンパスに置かれている窓口でも良く、手段も電話、メール又は手紙でも受け付けるなど相談しやすい体制が整備されており、きわめて有効に機能している。

その他、本学出身法曹の篤志により、寮が提供されている。

以上のように、法科大学院の学生に特化した形での充実した支援を1キャンパス内で受けられる体制を整えており、また、十分活用されていると評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生の経済的支援を強化するため、外部機関による奨学金の獲得を図るとともに、これらを含めた奨学金情報について、「C plus」及び掲示を通じて、学生が容易に情報にアクセスできる体制をより一層整備する。

学生相談室の周知により一層努め、カウンセラーや精神科医などに学生がより相談しやすい環境作りを一層進める。

7－8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア クラス・アドバイザーによるアドバイス

本法科大学院では、学生の学修生活一般について気軽に相談できる環境を作っている。各学年ともに各クラス2名のクラス・アドバイザーを配置している。クラス・アドバイザーは、当該クラスの授業を担当する専任教員から選任している。クラス・アドバイザーは、学修方法等について助言するのみならず、学生の出席状況、成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている¹⁸⁴、¹⁸⁵。

イ 実務講師によるアドバイス

本法科大学院の特色ある仕組みの一つとして、実務講師によるフォローアップを行っている。実務講師には、本法科大学院を修了した弁護士を中心に、2018年度においては66名の弁護士が就任している。

①フォローアップ演習¹⁸⁶

「第6分野6－1－2」にて詳述。

②クラス・サポーター

2018年度より、2・3年次の各クラスに2名の実務講師をクラス・サポーターとして配置する制度を試行的に導入し、クラス・アドバイザーとともに学生のサポートをする体制の一層の充実を図っている。

クラス・サポーターは、特定の科目に留まらない学修全般にかかる方法や進路全般に係る相談について、身近な先輩法曹の立場からアドバイスを行っている。

ウ リーガル・キャリア・サポート委員会によるアドバイス

在学生及び修了生に対するキャリア・サポートの必要性に鑑みて、リーガル・キャリア・サポート委員会を設置するとともに相談窓口を設け、専属のキャリア・コンサルタントを配置して、在学生及び修了生がキャリア・進路選択等についてのアドバイスを受けられる体制を整備している¹⁸⁷。リーガル・キャリア・サポート委員会は、将来目指すべき法曹等、キャリア・進路選択に資することを目的として各種ガイダンスの開催、求人情報の受付・案内¹⁸⁸、求人開拓、各種相談対応などについて検討し、在学生及び修了生へのキャリア・サポートを積極的に行っている。さらに、在学生及び修了生向けに、定期的に法律事務所、民間企業及び官公庁等の協力を得て説明会及び講演会を開催している¹⁸⁹。

¹⁸⁴中央大学法科大学院内規集No.39 クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ
¹⁸⁵中央大学法科大学院内規集No.40 クラスアドバイザー対応指針

¹⁸⁶CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 13

¹⁸⁷CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 28

¹⁸⁸本法科大学院Webサイト「法律事務所・企業の採用ご担当者様へ（求人情報の受付について）」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/accept/

¹⁸⁹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2019 p. 28

エ 相談室によるアドバイス

「第7分野7－7」にて述べたとおり、学修方法、進路選択等の相談は相談室においても受け付けており、これらの事項については、主として本法科大学院教授会から選出された7名の教員相談員（民事系3名、刑事系1名、基礎法学・外国法・隣接系1名、展開・先端系2名で構成）が対応する体制がとられている。

（2）学生への周知等

それぞれ、履修要項、ガイダンス、リーフレット、「C plus」及び掲示にて周知を図っている。

（3）問題点及び改善状況

2011年頃に学生から就職に関する情報提供が十分でないとの意見が寄せられたことを受けて以来、本法科大学院側の情報提供を順次充実させ、現在では他校に類を見ないレベルのキャリア・進路選択に係るサポートを行っている。

最近では、2015年頃より、本法科大学院の在学生・修了生において国家公務員総合職試験を受験する者が増加したものの、院卒者試験の2次試験において課せられる政策課題討議試験に関する情報が一般にあまり認知されていないことを受け、独自に対策講座を企画・実施し、ニーズに対応した¹⁹⁰。

今後も引き続き、在学生・修了生のキャリア・進路選択について適切なアドバイスが行えるように、法科大学院修了生の職域の変化やニーズ等を注視し続けていく。

（4）特に力を入れている取り組み

法科大学院在学生・修了生に特化したキャリア支援を行う組織体制を設け、専属のキャリア・コンサルタントを複数名配置して、様々な支援を実施していることは、他法科大学院に類をみない取り組みであるといえる。また、入学当初から就職に対する意識を高めるべく、入学時のガイダンスにおいて、在学時から修了後、司法試験受験までの就職活動に関するロードマップを提示して説明する機会を設けて、在学中から就職へ向けた情報収集や活動を行うように注意喚起を行っている。

（5）その他

市ヶ谷キャンパス内では、教員による自主的な学術的研究会や読書会が多く開催されており、学生の参加も可能である。学生にとっては、教員の最新の研究に触れる啓発の場となっており、学修意欲の向上に寄与している。

2 点検・評価

学生が学修方法、進路選択、将来構想等についてアドバイスを受けることのできる体制については、オフィス・アワー、クラス・アドバイザー、クラス・サポート、実務講師、相談室、リーガル・キャリア・サポート委員会による支援など、非常に充実しており、学生に対し「C plus」を通じて告知もされ、それぞ

¹⁹⁰ リーガル・キャリア・サポート委員会「政策課題討議実践講座開催のお知らせ」

れが有効に機能している。

なお、正規科目（「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」等）、各種セミナー、講演会などの企画を通じても、法科大学院修了生の進路の多様性を伝えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後は、学生の修了後の進路の多様化や弁護士の職域拡大も踏まえて、時代を先取りする形で学生生活のサポートをしていくことが望ましく、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に検討を行っていく。

2018年度から導入したクラス・サポーターについては、安定的かつ有効な運用に向けた方策について検討を続けていく。具体的には、クラス・アドバイザーとの間の連携強化に向け、情報共有の仕組み等について、アドバイザーとセンター双方のヒアリング等に基づき、よりよい方策を模索していきたい。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関する事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」¹⁹¹、「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」¹⁹²で定めている。それぞれの事項は、教授会の決議を経て制定されたものである。

個別の科目の成績評価基準の大枠は、以下の「イ 成績評価の考慮要素」、「オ 各教員の担当科目についての成績評価基準」に示すとおりであるが、「第6分野 6-1-2」で述べたとおり、各科目における具体的評定に当たっては、「中央大学法科大学院到達目標」を踏まえて、「ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価」のA～Fの6段階及びNで評価をつけるようにしている。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価基準のうち、骨子である評価区分と評点は、教授会における申し合わせにより設定されている。具体的な内容として、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせて成績評価を行うか否かについては、担当教員が授業科目の内容・性質に応じて各考慮要素のウェイトも含めて適切に決定している。ただし、筆記試験を実施する科目についても、プロセス教育を重視する観点から、学期途中における様々な学力チェック（小テスト・中間試験・レポートなど）、授業への参加・発言状況等を考慮して、一定程度平常点を加味しなければならないものとしている。他方で、複数教員が担当する科目の筆記試験では、学生の最終的な到達度を統一的に判断する必要性から、試験問題及び採点基準を協議したうえ、科目ごとに統一した試験を実施している。各科目における成績評価基準の適切性については、教務委員会が確認するとともに、FD委員会において共通認識を形成し、それに沿った運用がなされている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の評価と評点（Grading System）は、A（90～100点）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（60～69点）、E（60点未満、不合格）、F（評価不能）、N（認定）であり、基準等は以下のとおりである。

A：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る十分な発展的理識が認められる者の中、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位 15%以内に属する

¹⁹¹中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁹²中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程

者

- B：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布上位の40%以内に属する者
- C：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理理解の萌芽が認められる者
- D：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められる者
- E：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められない者
- F：Eのうち、成績評価に必要な資料が得られない等により成績評価が不能であることが不合格の理由である者

なお、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」において、Aは上位15.0%以内、AとBを併せて上位40.0%以内と定めている。さらに、成績評価理由書を提出することで、Aは上位25.0%以内、AとBをあわせて上位50.0%以内とすることを可能にしている。

成績評価の特例として、実務基礎科目群のうち、次の科目については、科目の特性に鑑み、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はA、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。

「法曹倫理」、「法文書作成」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスター・シップ」

また、次の科目については、当該科目の特性に応じて、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を考慮しないで成績評価を行うことができる。

「基礎演習」、「テーマ演習Ⅰ」、「テーマ演習Ⅱ」、「生活紛争と法」、「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」、「4群特講Ⅱ@法整備支援論」、「4群特講Ⅱ@社会安全政策と法」、「研究特論」、履修者数が20名以下の科目、その他FD委員会が適当と認めた科目

なお、「その他FD委員会が適当と認めた科目」に関しては、FD委員会において厳格な審査を行い、判断している。

エ 再試験

実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

大枠の成績評価の評価と評点は、教授会における申し合わせに基づいて設定され、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせて成績評価を行うか否かについては、教員が授業科目の内容・性質に応じて決定し、講義要項において明示している。

複数の教員が担当する科目では、各学年で目標とされる学力到達度を考慮し、最終的到達度を図る試験問題のレベルも含めて、筆記試験、平常点の評価割合を議論して評価基準を設定している。単独の教員が担当する科目については、基本的に当該教員個人がその科目の内容に鑑みて評価基準を設定している。このように、各科目の成績評価基準及びその方法においてばらつきが生じないよう、教

授会にて確認と調整が行われている。

(2) 成績評価基準の開示

入学年度に配付している「履修要項」に評価方法、成績評価とG P Aの関係、G P Aの算出方法、成績発表等の内容が記載されている¹⁹³。また、科目ごとの成績評価基準については、各年度初めに配付している講義要項に記載されており、あわせて「C plus」(授業支援システム)でも同内容のものを開示している。なお、授業開始後に成績評価基準を変更する場合には、「C plus」を通じて直ちに変更内容を周知すると同時に、授業において告知している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

学生に対してあらかじめ講義要項等で示した評価基準を厳守することは教授会での合意事項であり、学期途中において変更の必要が生じた場合には、授業中の告知のほか、「C plus」などを通じて直ちに周知を図っている。

複数教員が担当する科目では、評価方法、試験問題及び採点基準を協議したうえ、科目ごとに統一した試験を実施し、採点についても、あらかじめ統一的な採点基準を徹底し、あるいは複数教員が同一答案を評価するなどして評価の客観化・厳格化を図っている。

学生には成績とともに試験の講評を公開し、自らの答案のコピーを返却していることから、試験の評価が適正・厳格に行われているかどうかを客観的に判断する材料が提供されている。また、学生には成績判定につき異議申立ての機会が与えられていることから、講評の公開・自らの答案コピーの返却と合わせて、成績評価の客観化が事後的にも図られるとともに教員間での評価のばらつきの防止に努めている。

また、F D研究集会においても成績評価のあり方に関する事項を取り上げ、情報共有と意見交換を行い、教員間の認識共有に基づく厳格な成績評価の実施に努めている。

なお、前回の認証評価において、期末試験の採点済み答案を返却することにより異議申立ての実効性を高めるべきではないかとの指摘を受けた。これについては、成績評価は平常点等を含む総合評価であり、期末試験の採点済み答案の返却が異議申立ての実効性に直結するものではないと考えられるが、学修成果の検証の観点からは、現在では一部科目に留まっている採点済み答案返却の運用範囲を拡げることも検討に値する。

イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験問題、採点基準、採点済答案等の成績評価資料については、規程を整備し^{194、195}、回収・保存を確実なものとしている。

また、すべての科目について、①成績評価AからEの割合、②定期試験における素点割合についてそれぞれとりまとめた資料を教授会に提出し、分布状況を共有することで厳格性についての検討に供している。

¹⁹³履修要項 2018 pp.34-36

¹⁹⁴中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁹⁵中央大学法科大学院内規集No.36 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

授業運営は、本法科大学院で修得すべき内容のうち特に重要な部分を中心に展開されるため、学期末試験の出題もこれに相応する内容が多くなるが、この点は学年に応じてバリエーションもある。

1年次配当科目では、授業で扱う基礎的で重要な事項を確實に理解することが大切であるとの見地から、出題は基本的に授業で扱った範囲に限定する傾向にあるが、2年次以降配当科目の授業では応用力・事例分析能力の向上がねらいとされるため、試験問題も授業で扱った論点のみならず、さらに発展させた部分を扱うことが多い。その際には、「中央大学法科大学院到達目標」に鑑みて、学生の自学自修も前提にして当然に修得するのが望ましい論点を出題するように配慮している。このような出題意図は、試験終了後に開示される講評の中で説明するようにしており、学生にも十分伝わっていると評価している。このように、個々の授業及び科目においては、それぞれの担当者レベル（ミクロレベル）で検証が行われ、改善が続けられている。

他方で、教育課程全体としてのマクロ的な観点からの検証の機会としては、教員による学修成果分析会を実施している。「第6分野6-1-2」においても述べたように、本取り組みは2学年終了時に、クラス単位で必修科目担当教員やクラス・アドバイザーが集まってそれぞれの学生の成績等を参照しながら個々の学修到達度を確認するものであり、2017年度の試行実施を経て、2018年度は年2回実施した。実施結果についてはFD委員会において検証を行い、学修指導への活用のみならず、教育改善に向けた取り組みにも活用していくこととしている。

エ 再試験等の実施

実施していない。

（4）特に力を入れている取り組み

学生の到達度の確認については、個々の科目・授業における把握に加え、学修成果分析会を開催することで、教育課程全体を通じたマクロ的な視点からも把握・検証を行っている。当該分析会は、FDの観点からも有効であると評価しており、2018年度は年2回実施した。また、兼任教員へも情報共有できる機会を用意し、さらなる充実を図っていく予定である。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価のあり方については、前回の認証評価における指摘をうけ、FD委員会において改善に向けた検討を重ねた。その結果、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」¹⁹⁶及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」¹⁹⁷を制定し、より客觀性及び厳格性を確保する制度を整え、こ

¹⁹⁶中央大学法科大学院内規集No.63-1 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規

¹⁹⁷中央大学法科大学院内規集No.63-2 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針

れに基づいた運用と検証を不斷に行うことで、客観的かつ厳格な成績評価の実施に努めている。

ただし、成績評価の分布に科目ごとのばらつきがなおあることも確認されているが、このばらつきの多くは科目的特性や学生の実態によるものであると分析しており、FD研究集会等において、成績評価基準の厳格な遵守を啓発し、教員相互の共通認識とするよう努めている。

3 自己評定

A

4 改善計画

厳格な成績評価の方法や基準の設定・開示には、その前提として、各科目の到達目標が明確に定められている必要がある。かねてより、科目別履修ガイドラインの策定・改定や各科目担当者による議論を通じて、司法研修所における修習で求められる能力や司法試験の合格に必要な学力も考慮して、本法科大学院修了時点及び各学年修了時点でどの程度の学修達成度が必要であるのかについてのコンセンサスを形成し、それに沿った成績評価基準を設定する努力をしてきた。その成果として、「中央大学法科大学院到達目標」が完成したことは前述のとおりであるが、今後は、さらなるFD活動や教授会の議論などを通じて、この「到達目標」についてさらに検証を進める。

また、厳格な成績評価の実施に向けては、兼任教員、とりわけ実務家教員における正しい理解が不可欠である。2018年度からは、FD研究集会や学修成果報告会の様子を録音したDVDの貸し出しを開始し、出席が難しい兼任教員も確認できる機会を担保したところであり、引き続き啓発に努めていく。

8－2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず、100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は、学則第64条に定められている具体的な修了認定要件としての必要単位数¹⁹⁸がカリキュラム改正等で異なるため、入学年度及び既修・未修別に分かりやすく履修要項において記載している¹⁹⁹。2018年度入学生については、未修入学者は3年以上在学し、必要な要件を満たしつつ96単位以上を修得すること、既修入学者は2年以上在学し、必要な要件を満たしつつ63単位以上を修得することとしている。

修了認定は、修了に必要な単位数を確認して行っている。各学年に配置された個々の科目を履修し、単位を修得すれば、法曹となるのに必要な能力が体系的に備わるようにカリキュラムを編成したうえ、これを担保するために、法律基本科目群の授業科目については、「履修前提要件」を設定し²⁰⁰、下級年次の一定の授業科目を修得していなければ上級年次の配当科目を履修することができないものとする制度を採用している（詳細については「第8分野8－2」を参照。）。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定の体制・手続は、学則第15条において定められている²⁰¹。

具体的には、修了判定委員会（メンバーは研究科長及び研究科長補佐）にて原案を作成し、運営委員会、教授会へ上程している。

設立当初は、各科目についてD以上の評価を得、修了に必要な単位を取得すれば修了を認めることにしていたが、2008年度からは、1年次から2年次への進級判定制度²⁰²（①判定対象科目のすべてを履修している、②そのGPAが一定以上、という要件を満たさない場合には、翌年度も同一年次に留まり、Cの評価以下の進級判定科目についてもう一度履修する制度）を導入するとともに、修了判定手続をより明確なものとした。これらの点については、学則及び内規を整備し、各種説明会及び入学者選抜合格者への通知文書等で周知させている。入学者には4月の履修ガイダンスで説明するとともに、履修要項に明記している。また、

¹⁹⁸中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

¹⁹⁹履修要項 2018 p. 4, 18

²⁰⁰履修要項 2018 pp. 5-6, 19-20

²⁰¹中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

²⁰²履修要項 2018 pp. 4-5

2014年度からは、2年次から3年次にかけても同様の進級判定制度²⁰³を導入した。

この進級判定も、修了判定と同じ方式によって行っている。

(3) 修了認定基準の開示

入学年度に配付している「履修要項」に「修了要件」という項目にて記載されている²⁰⁴。なお、修了要件等について学生からの問い合わせ等があった場合には、適宜本法科大学院事務課窓口で相談に応じている。

なお、上記「(1)」の履修前提要件制度により、標準修業年限で修了できなくなる可能性があることについては、学生に対して事前に明確な形で告知し、計画的・体系的な履修を行うよう注意を喚起している。

(4) 修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

2018年度3月の修了認定の実施状況については、以下のとおりである。

対象者数	修了者数	法学既修入学者			法学未修入学者		
		男	女	小計	男	女	小計
118	117	75	17	92	16	9	25

修了者における修得単位（平均・最高・最低）※小数点第二位を四捨五入	
法学未修入学者	平均修得単位数 : 98.8 単位
	最高修得単位数 : 108 単位
	最低修得単位数 : 94 単位
法学既修入学者	平均修得単位数 : 64.5 単位
	最高修得単位数 : 76 単位
	最低修得単位数 : 62 単位

本法科大学院で最低限修得すべき内容をフォローした各科目につき合格することに加えて、進級判定基準も厳格に設けていることから、修了認定の適切さは確保されており、修了生の学力水準は十分に担保されている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容については、修了に必要な科目に展開されている。したがって、修了に必要な単位数を修得すれば、最低限修得すべき内容を身につけて修了することができる仕組みとなっている。すなわち、体系的なカリキュラム、科目認定が修了判定の厳正さを担保してきたが、これが十分に機能しているか否かは、主に教務委員会で議論しており、絶えずその適正さを教員間で検討している。

(5) 特に力を入れている取り組み

逆説的な言い方になるが、最後の修了判定に頼らない修了システム、すなわち、各科目の単位認定、各学年での進級判定制度等、段階的な成績評価の実現に努め

²⁰³履修要項 2018 p. 5, 19

²⁰⁴履修要項 2018 p. 4, 18

ていることによって、最終的な修了判定の適正さが担保されている。

(6) その他
特になし。

2 点検・評価

修了判定基準の設定、その実施・開示は適切になされてきたと考えている。

基本的には単位積み上げ方式による修了認定であっても、特定科目で不合格となり、次年度の科目が履修できなくなれば、カリキュラム上標準修業年限で修了することがきわめて困難になるため、実質的に履修前提要件の設定が修了認定の基準設定の一部となっている。

すなわち、各科目的成績評価が適正に行われることで、本法科大学院の修了生として必要な学力の判定が行われているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

2008 年度からは、1 年次から 2 年次への進級判定制度を導入して、それが一定の成果を収めている。また、2014 年度からは、2 年次から 3 年次への進級判定制度も実施され、2017 年度からは、2 年次から 3 年次への進級判定制度の G P A 基準値について、1.50 以上から 1.65 以上へと引き上げた。最終的には、これらの結果なども踏まえて、G P Aによる修了判定制度の導入の是非についても検討していきたい。

8－3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関する事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」²⁰⁵、「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」²⁰⁶において取り決めがなされており、とりわけ新任教員には年度初めに紙媒体で配付している。

成績評価に関する事項については、学期末試験の採点表を配付する時期に「採点についてのご依頼」、「成績評価に関する講評」の作成について（お願い）」、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」²⁰⁷、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」²⁰⁸という書面にて各教員に周知徹底を図っている。

学生には成績評価を通知するとともに教員の講評を「C plus」に掲載して、講評と自己の成績を比較したうえで一定期間内に成績に対する文書による異議申立てをするための機会が与えられている。2016年度からは、異議申立てがなされた場合、当該科目の担当教員1名、及び当該科目を担当しない教員の中から研究科長が指名する教員1名の協議により、評価変更の必要性を検討し、成績変更の有無とともにその理由を異議申立者に文書で通知している。

成績評価異議申立ての件数

年度	前期	後期
2016	37 件	7 件
2017	31 件	50 件
2018	21 件	31 件

イ 異議申立手続の学生への周知等

履修者が自分の成績評価について異議や意見を申し立てる制度については、入学年度に配付している履修要項に「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」²⁰⁹として掲載するとともに、「学期末試験の実施について」という学生周知文書にも異議申立てに関する手続方法やスケジュールを掲載している。

²⁰⁵中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

²⁰⁶中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程

²⁰⁷中央大学法科大学院内規集No.63-1 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規

²⁰⁸中央大学法科大学院内規集No.63-2 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針

²⁰⁹中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

2008 年度に修了判定に係る異議申立手続について規程を設け、その手続を明確にしている。もっとも、修了認定は基本的に単位積み上げ方式であり、2018 年度の修了判定に係る異議申立ては 0 件であった。また、修了認定については、「8 - 2」で示した体制をとっているので、過誤は生じないようになっている。

イ 異議申立手続の学生への周知等

履修者が自分の成績評価について異議や意見を申し立てる制度の把握については、入学年度に配付している履修要項に「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」として掲載している²¹⁰。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

制度の趣旨が学生に浸透し、適切に運用されている。ただ、一部には制度の濫用と思われる申立ても見受けられるので、学生に対する制度趣旨の周知をさらに徹底する必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

異議申立て制度本来の趣旨に沿った利用を学生に呼びかけるとともに、教員に対しては、異議申立ての濫発を防止する意味で、「採点結果及び成績評価に関する講評」を充実させること、授業を通じて成績評価のあり方を学生に理解させることを求め、成績評価に関する学生と教員間の信頼関係の確立に努力していく。

²¹⁰中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神に基づき、4つの「教育理念」を定め（詳細については「第1分野1-1」を参照）、養成する法曹像を明示している。また、養成する法曹像の具体的なモデルとして、①市民生活密着型ホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③渉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーという6つを提示している。これらのいずれのモデルにおいても、社会から期待される法曹となるために備えておくべきものとして、「法曹としての使命・責任の自覚」、「法曹倫理」という2つのマインド、「問題解決能力」、「法的知識」、「事実調査・事実認定能力」、「法的分析・推論能力」、「創造的・批判的検討能力」、「法的議論・表現・説得能力」、「コミュニケーション能力」という7つのスキルの養成を目指している。

これらに加え、本法科大学院では、法曹に必要なマインド・スキルとして「豊かな人間性」を特に重視している。法曹の職務は単なる法技術的な事務処理にとどまるものではない。様々な問題や葛藤を抱えた紛争当事者や被疑者・被告人などの関係者から信頼されるような「豊かな人間性」を基礎として、全人格的に職務遂行にあたることが必要である。何が依頼者の利益にかなうか、といったことも単純には決まらないのであって、そうした判断や専門家としてのスキルは、「豊かな人間性」に基づいてこそ発揮されるものである。本法科大学院では、少人数クラスにおける双方向・多方向の授業、クラス・ミーティングや「ランチ＆トーク」の取り組み、実務講師によるフォローアップ等に代表される「ハートフル・メソッド」により、「豊かな人間性」の涵養に努めている。さらには、授業や各種講演会²¹¹、実務講師との関わりにおいて、実務家から率直に法曹としての経験や人間観等について聞く機会にも恵まれており、そこから直接・間接に得られるものは決して少なくない。

²¹¹本法科大学院 Web サイト「講演会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/lecture/

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

2つのマインド、7つのスキルとして掲げられている事項は、いずれも法曹に必須なものであり、入学者の選抜や入学後の授業実施にあたって実際にこれらをどのように取り入れるかについては、関係委員会（入試・広報委員会、FD委員会、教務委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会等）を中心に検証しており、受験生アンケート、新入生アンケート及び授業評価アンケート等の各種データを検討した結果に基づき改善・改革が行われている。

また、関係委員会における議論を通じて、教員間にマインド・スキルについての共通イメージが共有化されるとともに、FD活動等によるFD委員会の検討を通じて、その具体的成果の各授業への反映を図っている。

さらに、アドバイザリーボード会議を通して、本法科大学院において養成を目指しているマインド・スキルが適切なものであるかについて、外部の視点から検討を行っている。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院のカリキュラムは、基本から応用へと段階的に専門的法知識を積み上げることを基本とし、理論と実務の架橋に十分配慮しつつ、入学者が各人の思い描く法曹像を実現することができるよう多様な科目を設定している。学生は、これらの科目を受講することによって、法曹に求められるマインド・スキルを身につけていくことになる。

具体的には、以下のとおり年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって、専門的法知識を確実に修得させるものとしている。

1年次には、まず導入科目である「生活紛争と法」を置き、法曹に必要なマインド・スキルの全体像を提示している。同時に、「法情報調査」を履修することにより、法情報調査能力の涵養に努めている。また、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法といった法律基本科目を配置し、基礎的な法分野に関する基本知識の体系的な理解と法的思考能力の育成を図っている。さらには、「基礎事案研究」、「基礎演習」を置くことにより、問題解決能力、法的分析能力・推論能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルを身につけさせている。

2年次においては、法曹としての責任感及び倫理観を涵養している。具体的には、必修科目として「法曹倫理」を置き、すべての学生が法曹の役割、使命及び責任について学修することになる。2・3年次配当の臨床実務科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においては、実際の相談者又は依頼者に接することにより、様々な境遇や立場の人たちが法曹に対して法的助力を求めてくることを学生たちは実体験し、法曹になるためには単なる知識のみならず「豊かな人間性」が求められることに気づくことになる。

「エクスターンシップ」においては、様々な法律事務所又は企業における研修を経験することも可能であり、「リーガル・クリニック」においては、6つの法曹像でイメージされる各専門分野の実務家等の指導を受けることができ、裁判実務のみならず広い視野を備えた法曹としてのビジネス・ローヤーのマインド及び企業においても通用するスキルの修得の必要性を学ぶことができる。2014年度から、展開・先端科目として、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」を設け、主として毎回民間企業の法務部門で活躍している実務家又は企業法務を取り扱

う弁護士をゲストスピーカーとして招聘して、企業内法務に要する知識やリーガルマインドを学生に学修させる機会を設けることによって学生の広い視野を醸成するように取り組んでいる。さらには、これも2・3年次配当科目であるが、「法哲学」、「法社会学」、「法の解釈」、「比較法文化論」、「比較契約法」等の科目を置き、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力等の養成に努めている。

また、法律基本科目においては、公法、民事法及び刑法の総合科目を置き、より高度の専門知識の修得や総合的な法的分析・推論能力、問題解決能力、コミュニケーション能力等のスキルの要請に力を入れている。

3年次には、法曹に必要なマインド・スキルをさらに向上させ、個々の学生の法曹像を実現に導くため、高度な法律基礎科目のほか、多様な展開・先端科目や実務基礎科目、基礎法学・外国法・隣接科目を配置している。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

(ア) 本法科大学院では、学生が「最低限修得すべき内容」として、2つのマインドと7つのスキル、「豊かな人間性」を踏まえ、中央大学法科大学院到達目標²¹²を設定している。各法分野に共通する基盤となる要素は、制度や規範（規律）を正確に理解するとともに、その法的知識を運用するのに必要な法的思考方法に習熟し、それらを用いて法的紛争を解決する能力を修得することであり、その具体的な内容・能力としては以下の6つを挙げることができる。

(a) 基礎的知識と調査能力

事実に法規をあてはめて法的紛争を解決に導く以上、そこでは基礎的な知識を正確に身につけていることが求められると同時に、法的な紛争を解決するために必要な情報の検索能力を修得していることが必要である。

(b) 事実調査・事実認定能力

紛争を解決するにあたっては、法的推論の前提である「事実」を正確に認識することが必須である。したがって、まず「事実」を調査する能力を身につけることが必要である。これと同時に、「事実」の存否を裏づける（事実を認定する）ために必要な「証拠」を収集する能力の修得も求められる。

(c) 法的分析・総合的判断能力

複雑な事実関係を解きほぐし、その中から法的に重要な事実を抽出し、紛争の解決においてもっとも適切な方法を総合的に判断する能力の修得が求められる。

(d) 批判的・創造的思考力

既存のルールや判例の考え方を理解しつつ、それと現実問題のギャップを埋めるための、正義に適った新たなルールを提示できる柔軟な思考力の修得が求められる。

(e) 説得的表現力・議論能力・コミュニケーション能力

人と人の営みの中で起こる紛争解決手段が法であり、法曹は他者への働きか

²¹²中央大学法科大学院到達目標

けをその職務とするから、当然これらの能力の修得が求められる。

(f) 問題解決能力

「豊かな人間性」に基づき以上の能力を駆使して、事案や当事者の意向はもとより、法曹倫理にも適った最終的な問題解決を図る力の修得が求められる。

(イ) 法科大学院による検討・検証等

最低限修得すべき内容(能力)の設定にあたっては、「第1分野」、「第4分野」及び「第6分野」で詳述した、本法科大学院開設時の方針や学期末試験を含む各授業科目の運営、FD研究集会などを通じて検討・検証されている。このような能力を備えたか否かは、各科目の成績評価及びその総合力としてのGPAによる進級判定で評価されている。

(ウ) 科目への展開

(a) 基礎的知識と調査能力

法律基本科目(1年次・2年次)及び実務基礎科目の履修を通じ、また、各科目における学生の到達目標を設定しこれを学生に修得させることによって、学生が法曹として幅広く一般法律知識(いわば法律常識)を身につけることは最低限の要請である。それに加えて、展開・先端科目や基礎法学・外国法・隣接科目の履修を通じて一定の分野の専門的法律知識を修得することも学生には期待されており、ほとんどの学生はそのような高い志を持っている。その際、6つの法曹像とそれぞれに対応した「履修モデル」が手引きとなる。また、「法情報調査」では、絶えることのない新たな法形成に対応して、電子データベース等から最新の法令・判例などの法律情報を検索・調査する基礎的能力を涵養している。

(b) 事実調査・事実認定能力

法律実務において問題を法律的に分析・推論し、適正な判断を下すためには、要件事実とその他の事実の識別や、法的結論に至る論理的道筋の整理、そのための証拠の適切な評価に基づく事実認定が必要である。そのためには、事実調査・事実認定能力をしっかりと身につけておく必要がある。この能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」等で実践的に修得される。

(c) 法的分析・総合的判断能力

複雑な事実関係を解きほぐし、その中から法的に重要な事実を抽出し、そのうえでなされる判断は、社会常識に照らしても首肯し得る適切な解決となるべきである。そのためには、経験則等の十分な理解とバランスの取れた総合的な判断能力も要求される。これらの能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」等において、設例や実際の事例に即して理論のあるいは実践的に修得されるほか、法律基本科目群のうち3年次の総合科目(「民事法総合Ⅳ」、「刑事法総合Ⅲ」、「総合事案研究」)においても、諸事例に即した適正妥当な解決を追求する中で学ぶ機会が与えられる。

(d) 批判的・創造的思考力

下級審裁判例が対立しているような法律問題、まだ先例がない争点、社会の変化によって法律や判例が時代遅れになっているような問題、立法者がまったく想定していなかった法の欠缺などの事態に直面した場合に、既存のルールを批判的に見直したり、新たなルールを創造したりすることが法曹に求められる。このような高度の能力は、主として、2年次以降の法律基本科目（公法、民事及び刑事の各総合科目）において、事例中心のソクラテス・メソッドを基礎とした日頃の思考訓練を通じて培われるべきものである。外国法科目等の履修を通じて学ぶ外国の法制度及び紛争解決システムとの比較考察なども、創造的提案の基礎を提供する。

(e) 説得的表現・議論・コミュニケーション能力

法的知識と分析・判断の内容を、正確かつ説得的に表現したり議論したりする能力は、依頼者のほか、相手方ないし相手方代理人、裁判官・検察官など、他者への働きかけを職務上不可避とする法曹にとって欠くべからざるものである。科目としては「法文書作成」が、文書によるそのような能力の訓練に直接関わる。そのほかの科目においても、レポートや訴状・準備書面の起案という形で、文書による表現能力を涵養することを重視しているし、国際的素養を育む一貫として外国語文書の読解・作成、これに基づく発表等の能力の修得を目指している。また、授業におけるソクラテス・メソッド（双方向）や口頭報告、グループごとのバズセッション（多方向）を通じて、授業における口頭表現能力・コミュニケーション能力・議論能力が養われている。「総合事案研究」は、文書及び口頭での表現能力の涵養にも重点を置いている。2015年度からは、2年次に「中級事案研究」において、簡潔明瞭にして要を得た法律文書を作成する能力を養う機会を増やしたところである。また、この能力に関連して、依頼者・被疑者等の話を聞く能力も重要であり、「ローヤリング」においては依頼者役（補助教員たる弁護士）から事実関係や意向を聴取し、ときには説得を試みるシミュレーション型授業が行われている。

(f) 問題解決能力

法曹は、以上のような各種の能力を総合的に発揮して具体的な問題の実践的解決にあたることになるが、前述の各種能力の集合は「問題解決能力」と称することができる。訴訟を典型としながらも、仲裁・調停・和解などの代替的紛争解決手段による解決も、あるいは、外部弁護士や企業内弁護士の扱う企業法務における各種業務で直面する交渉なども、広い意味で法的紛争解決の一環として位置づけることができよう。「裁判外紛争解決制度」や「生活紛争と法」などは、紛争解決・問題解決の多様性とその選択について理論的かつ実践的に学ぶ機会を提供している。また、特に「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」等においては、学生の問題解決能力を高めることを意識した実際的な指導が行われている。

また、問題解決は法曹倫理に適った形で行われることが大前提であることから、必修科目として「法曹倫理」を設置するとともに、臨床科目における教育を通じても倫理観の涵養が図られている。

「豊かな人間性」をその基礎に考えていることは、もとよりである。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況 ア 入学者選抜

法曹に必要なマインド・スキルを養成するため、入学者選抜にあたっては、法学未修者・法学既修者ともに、法曹となるにふさわしい資質・能力を備えているかどうかについて、提出書類に基づき慎重に判断している。具体的には、適性試験の結果（2018年度入学者選抜まで）、志願者調書（「社会における実務等の経験の有無」、「法曹を志望する理由および目指す法曹像」、「活動歴、奨学金の受給、受賞等」などの記載を求めている）、成績証明書、その他の資格・能力証明書等の精査を通して、法曹となるべき者が備えるべき、①思考力・分析力・判断力、②健全な社会常識、③強い使命感、④高い志、⑤各種分野の専門的能力、⑥表現力という資質・能力を審査している。

また、2019年度以降の法学未修者の入学者選抜では、小論文試験を実施し、与えられた情報を正確に読み取り、問題点を抽出したうえで、自己の主張を論理的に説明する能力の有無を判断している。さらに、法学既修者の入学者選抜では、「法律科目試験」（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法）を実施し、本法科大学院における2年次からの学修の基礎となるべき基本的知識や文書作成能力を身に附けているかを判定している。なお、2019年度入学者選抜（法学既修者）では「早期入学枠」を新たに設け、この「法律科目試験」において、民事訴訟法又は刑事訴訟法が合格水準に達しなかつたとしても、憲法、民法、刑法及び商法の4科目並びに提出書類が一定水準に達している者は、後日（12月頃）実施する民事訴訟法・刑事訴訟法の再試験（2科目）を受験することにより、合格を目指すことができるようとした。

イ カリキュラム

カリキュラムは、すべての科目群において、上記の能力を醸成するための科目を厳選したうえ、多様に展開している。また、6つの法曹像に対応した「履修モデル」に基づき、履修選択上、適切な指導を行っている。

ウ 授業

法曹として活躍するためには、法的知識を正確にしっかりと修得したうえで、事実関係を正確に把握し、これを適切に解きほぐすことによって問題点を抽出し、的確な分析・推論を通じて、紛争の解決として最も適切な解決を導き、その解決策を、説得力をもって表現する能力を身につける必要がある。これを実現するため、特に2年次からの科目では、双方向・多方向の授業を行っており、これによって、事実調査・事実認定能力、法的分析・総合的判断能力、批判的・創造的思考力、説得的表現・議論・コミュニケーション能力、問題解決能力を涵養しつつ、高度の法的知識の修得を目指している。

エ 成績評価・修了認定

本法科大学院では、いわゆるコア・カリキュラムをとりいれた授業計画を策定し、さらに各科目において到達目標を設定し、これを学生に周知してそれを反映させた成績評価基準（講評）を作成・公開して成績評価にあたり、これを総合し

たG P A基準によって、2008 年度法学未修者コース入学者より、1 年次から 2 年次への進級判定制度を実施している²¹³。また、2013 年度法学未修者コース入学生及び 2014 年度法学既修者コース入学者より、2 年次から 3 年次への進級判定制度にもとりいれている²¹⁴。

また、本法科大学院における修了認定は、単位積み上げ方式によっており、所定の単位が取得できない限り、修了は認められない。カリキュラムで定められた科目のすべてにおいて法曹に必要なマインド・スキルの修得が求められている以上、これらを身につけていない者は修了できない。

ただし、それらを身につけて終了したものであっても、その目的である司法試験合格の確率が低いままであっては、教育機関として、社会から寄せられた期待に応えているとはいいがたい。

才 自己改革等の取り組み

本法科大学院では、法曹に必要なマインド・スキルの養成について、その具体的な成果の検証も含め、執行部会議（研究科長及び研究科長補佐）、入試・広報委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会、教務委員会、F D委員会等で不斷に検討しており、また、F D研究集会のテーマとして議論している。なお、2018 年度から、法学未修者の入試制度・カリキュラムを中心とする教育内容、フォローアップ体制など、未修者教育の現状分析と課題の抽出を目的としたプロジェクトチームを立ち上げ、課題検討にあたることとした。このうち、未修者教育に関するプロジェクトチームからは、2018 年度中に提言を得た。2019 年度からは、そこに盛られた施策の実現の検討に入る。

これらの検討や議論を踏まえ、入学者選抜では、広報活動にあたって、本法科大学院が入学者に対して求めている資質・能力がいかなるものであるかを重点的に説明するとともに、2013 年度からは過去問題解説会を開催し、前年度の「法律基本科目試験」を題材として取り上げ、本法科大学院が既修者として認定するにあたって備えている必要がある資質・能力を具体的に伝えている。また、入学者選抜（未修者）では、受験者の負担を軽減するため、小論文試験において、2016 年度から適性試験第 4 部の利用を開始した（適性試験の廃止に伴い 2019 年度入学者選抜は、本法科大学院独自の問題とした）。入学者選抜（既修者）では、「法律科目試験」において、受験生の学修状況に鑑み、2014 年度入学者選抜より、試験科目から行政法を除き（同時に、1 年次科目である「行政活動の法的統制」を廃止し、2 年次科目として「行政法基礎」を新設）、本法科大学院独自の「法律科目試験」との重複を避けるとの目的で、2017 年度入学者選抜から「法学既修者試験」の受験を求めないこととした。なお、「法律科目試験」の問題については、入試・広報委員会が中心となって、①柔軟な法的思考力が試されるような内容となっているか、②法学既修者として認定するにふさわしいレベルのものかを毎年度検証し、必要があれば改善を求めている。

カリキュラムについては、特に未修入学者に対して、法科大学院で修得すべき「法曹に必要なマインド・スキル」の全体像を早く理解してもらうために、2011 年度から導入科目として「生活紛争と法」を設け、あわせて事例分析の基礎力を養成するために「基礎事案研究」を新設した。法学既修者（及び法学未修者 2 年

²¹³履修要項 2018 pp. 4-5

²¹⁴履修要項 2018 p. 5, 19

次生) に対しては、法律文書作成能力の向上を目指して、2015 年度に「中級事案研究」を新設し、2018 年度には 3 年次配当の法律基本科目群の中に、特別講義（選択科目）を置くこととした。

授業の内容や方法に関しては、FD 委員会を中心として、それが法曹に必要なマインド・スキルの育成にふさわしいものとなっているかについて不断の検討を行っており、その検討結果は各科目担当者にフィードバックされている。

また、学生による授業アンケートや教員相互による授業参観が、授業担当による授業改善へ向けた契機となっている。

さらに、マインド・スキルの修得にあたっては、学生間の切磋琢磨によるところも大きく、この場面では実務講師（本法科大学院のOB・OGである若手弁護士）による指導が大きな役割を果たしている。この実務講師による活動は教務委員会が把握しており、実務講師から同委員会に提出された情報や提言もまた、改善・改革のための貴重な資料となっている。

カ 法曹養成教育の達成状況

そもそも、法曹に必要なマインド・スキルとは何であるのか、法科大学院認証評価に振り回されずに追求する必要がある。しかも、それは修了生がそもそも法曹や法律職につくことができなければ意味のないことである。この点で、現状はきわめて不十分である。

（3）特に力を入れている取り組み

複雑化した現代社会に求められる法曹として、本法科大学院では、法曹としての確かなスキルとマインドに裏打ちされた高度な問題解決能力に加え、豊かな人間性と高い倫理観を有する人材を養成し、社会の様々な分野に輩出していくことこそが法曹養成機関として果たすべき重要な使命であるとの認識に立ち、以下の取り組みに特に力を入れている。

ア 法曹に求められるマインド、スキルの理解・浸透

本法科大学院では、養成する 6 つの法曹像を掲げている。いずれの分野の法曹を目指す場合においても、法曹に求められるマインド・スキルはその基盤となるものである。そのため、入学前段階から修了に至るまでの間、各種のガイダンスや学修指導、個々の教員や実務等との関わりを通じ、これらのマインド・スキルを涵養することの重要性について理解・浸透を図っている。

マインドの中でも、とりわけ倫理観については多様化・複雑化する社会において法曹として活動していくにあたっての確固たる軸となり得るものである。そのため、本法科大学院においては、「法曹倫理」を裁判官、弁護士及び検察官の各法曹三者経験者が担当し、それぞれの法曹の立場で求められる倫理感を学生に体感させることで、固有の倫理ばかりでなく、特定の立場によらない多角的な視点に立った法曹倫理を涵養できるよう注力している。

イ 多様な社会への問題意識・関心を涵養する取り組み（ICT を活用した遠隔教育の展開）

問題解決能力の向上にあたっては、社会全般に対する問題意識と、特定の分野にとどまらない幅広い視野に立って課題を発見し、その核心をとらえることの

できる高い感性を養うことがまずもって必要である。

そのための取り組みのひとつとして、本法科大学院では国内における多様性に目を向け、地方に所在する大学との連携のもと、I C Tを活用した授業を実施し、それぞれの地域に特化した題材を取り上げる科目を展開している。東京のみならず、国内の様々な地域固有の課題に触れることで、国内における多様性を意識し、問題意識を涵養するとともに、課題解決の前提となる高い感性をも養うことを見込んでいる。

また、本取り組みによる成果については、本学内はもとより、機関誌への掲載等を通じて学外にも発信しており、日本各地において法科大学院の廃止・縮小が相次ぐ中、大学間の連携による教育課程の充実、新たな教育手法の開発という観点で、きわめて大きな意義を有している。

さらに、将来的には、これらの科目的履修を通じて構築された学生間のネットワークから、法科大学院修了後の法曹間のネットワークに発展していくことも資するものとなるよう期待している。

ウ グローバル・ビジネスへの対応

人・モノ・カネ・サービス・情報が国境を越えて行き交う社会におけるリーガル・サービスの国際化は不可避である。

本法科大学院では、基礎法学・外国法・隣接科目群に、「英米法総論」、「英米公法」、「英米契約法」、「ヨーロッパ法」、「Study Abroad Program I・II」、「3群特講Ⅱ@アジアビジネス法」、展開・先端科目群に、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際法Ⅰ（基礎）」、「国際法Ⅱ（応用）」「国際人権法」、「国際経済法」、「国際刑事法」などを設置しており、これらの科目では、必要に応じて外国人教員・実務家をゲストスピーカー等として招聘している。正規の授業科目のほかにも、随時外国人教員による講演会を催したり、日本比較法研究所主催の講演会を市ヶ谷キャンパスで開催したりするなどして、学生への刺激としている。

加えて、2018年度からは、本学国際会計研究科からの移籍教員を加え、会計・ファイナンス分野の科目の充実を図っており、グローバル化した企業活動における複雑な紛争解決にも対応できるビジネス・ローヤーの養成にも対応できる体制を整えている。

エ 繙続教育

社会の変化が激しい現代においては、法科大学院を修了し、法曹資格を得た後においても不断のスキル・アップを図っていくことは必須の事項である。そのため、本法科大学院においては、法曹リカレント教育も重要な社会的使命のひとつと考え、一般財団法人新日本法規財団から資金を得て、税務等に関する短期セミナーを実施している。当該セミナーは、前述のI C Tによる遠隔授業の実施において得られたスキームを活用してその内容を地方にも配信する取り組みを行っており、全国規模で展開している²¹⁵。

（4）その他

特になし。

²¹⁵ 〈新日本法規財団寄付講座〉CLS 法曹リカレント・無料セミナーのご案内

2 点検・評価

本法科大学院は、本学における法曹養成教育の伝統を継承し、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の建学の精神を現代に体現するものとして創設された。高度な専門家の養成を目指すという建学の精神は、司法制度改革の中核をなす法科大学院における「プロセスとしての法曹養成教育」、「理論と実務の架橋」に表された教育理念と及び「法曹に必要とされるマインド・スキルの涵養」という教育目標と軌を一にするものであり、本法科大学院における法曹養成教育は求められる法科大学院教育をまさに実現しているものといえよう。

本法科大学院における教育理念は、その創設以来、教育及び学生（ならびに修了生）、さらには本学出身の法曹にも広く共有されている。

本法科大学院の学生は、充実した法律基本科目に加え、6つの法曹像を指針としつつ、各自の明確な目的意識に基づいて多彩な科目の中から必要な科目を選択・履修し、実践的な課題に積極的に取り組んでいる。加えて、学修支援として、クラス・アドバイザーを務める専任教員、若手実務家から構成される実務講師等により、ひとりひとりの学修状況に応じたきめ細かなフォローを受けることが可能である。授業や課外における学修を通じ、様々な背景・個性を有する学生相互が研鑽しあうこと、さらに教員や実務講師、修了生からのきめ細かな指導・支援が展開されている。これらの取り組みこそが、本法科大学院が特徴に掲げる「ハートフル・メソッド」であり、法曹に必要とされるマインド・スキルの涵養にあたり有効に機能している。

3 自己評定

B

4 改善計画

本法科大学院の現状は、法科大学院に求められる水準を満たすとはいえる、伝統ある本学の法科大学院としては、負託に応えるものとなっていないことから、前述ならびに下記のとおりの諸課題について、検討し、改善計画を立案、実施のうえ、その評価とさらなる改革のシステムを構築する。

- ①未修者教育の検証及びさらなる強化
- ②2019年度早期入学枠入学者へのサポート体制策定
- ③入学予定者へのフォローの充実
- ④FD活動のさらなる強化
- ⑤カリキュラムの改善・改革
- ⑥優秀な若手教員の確保
- ⑦法学部との連携

別紙 6－1－2 授業（2）1（1）授業の実施、（2）到達目標との関係

■憲法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次配当の憲法科目は、2007年度から前期「人権の司法的救済」（3単位）1科目であったが、2011年度から後期選択科目として「統治の基礎」（1単位）を設置した。もともと「人権の司法的救済」（3単位）で憲法全体を説明することは困難で、内容は「人権」と「司法」を中心であり、それ以外の「統治」部分は1週3コマで概観し、学生の自学自修を促すにとどまっていた。学生の反応は大きく2つに分かれ、一方は、統治は自修できるので人権をより詳しく説明してほしいというものであり、他方は、統治についても人権や司法と同じように詳しく説明してほしいというものであった。「統治の基礎」（1単位）を選択科目として設置したのは両方の希望に対応するためであったが、履修者が少なく、自学自修も不十分であったため、2017年度からこれを必修化することにした。同時に、「人権の司法的救済」を「憲法Ⅰ」に、「統治の基礎」を「憲法Ⅱ」に科目名を変更した。</p> <p>2年次には、これまで「公法総合Ⅱ」（2単位）及び「公法総合Ⅲ」（2単位）を配当しており、前者は、憲法訴訟・行政訴訟の融合科目であったが、2012年度から「公法総合Ⅱ」は全体が行政法科目に、「公法総合Ⅲ」は憲法3単位科目に変更した。これにより、人権と憲法訴訟を融合的に扱うことが容易になった。なお、「公法総合Ⅲ」は、1年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を取得させることを目的とした内容となっている。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>前期「憲法Ⅰ」及び後期「憲法Ⅱ」は、2クラスを同一教員が担当する。</p> <p>2年次科目のうち「公法総合Ⅲ」は前期2クラス、後期3クラス設けられ、前期2人・後期3人の憲法教員で担当する。テキストは共通で、扱う項目と順序も、事前に担当者間で大枠を決定しているが、配付資料等は各担当者の裁量に委ねている。</p> <p>2年次は双方向・多方向を基本とした授業を心がけている。1年次は講義形式が基本だが、ウのかたちで双方向・多方向の要素を取り入れている。</p>

ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>2年次配当科目では、授業で多くの学生に質問し、その回答を聞いて理解度を測っている。必要があれば繰り返し説明する。</p> <p>1年次配当科目ではそこまでいかないが、あらかじめ正誤問題を出しておき、授業で正答とその理由を聞いて理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業終了後やオフィス・アワーを活用して、できるだけ丁寧に学生の質問に対応している。担当者のうちの1人は、オフィス・アワーできわめて多くの学生に対応したことにより、本法科大学院のベスト・ティーチャー賞を受けたことがある。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>目視による確認だけでなく、学生の出席名簿に自分で署名させるなどの方法で、授業時に出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>1・2年次配当科目ともに、できるだけ授業で学生に発言させ、授業への主体的参加を促している。また、2年次配当科目では、理論と実務の架橋を意識して、当事者の訴訟代理人であればどのような主張をするかなどを考えさせるようにしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次配当科目では、基本的な知識と理解を浅くとも広くつけさせる。2年次配当科目でその論点は初耳ということにならないようにするためである。2年次配当科目では、最高裁判例を中心とした具体的な事例に即して、論点を絞って深く議論するように心がけている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>各学年で学生が到達すべき目標は、あらかじめ「C plus」で学生に事前に伝達している。1年次配当科目と2・3年次配当科目では、扱う論点自体が異なるというよりも、要求される理解のレベルが異なるものと考えている。</p>

ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>2年次科目では、テキストにはない新判例を取り上げて検討するなど、それぞれの担当者が学生の関心を引き出す工夫をしている。1年次科目でも、授業で使う判例集に掲載されていない判例を他の判例集からコピーして配付したり、新聞記事等を用いて説明して、現実とのかかわりを感じさせるようにしている。</p> <p>同じ学年でも、毎年度、各クラスで学生のレベルや気質が異なるので、従来のやり方に固執することなく、なるべく柔軟に対応できるよう心がけている。</p>
-------	---

■行政法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>2013年4月以降、2年次前期に「行政法基礎」(1単位)、2年次後期に「公法総合Ⅰ」(2単位)、3年次前期に「公法総合Ⅱ」(2単位)が必修科目として配当されている。「行政法基礎」は行政法の基礎的事項の修得を目的とするものであり、「公法総合Ⅰ」は主に行政法総論及び国家補償法の分野における主要問題を扱い、「公法総合Ⅱ」は主に行政救済法の分野における主要な問題を扱うものである。「公法総合Ⅰ・Ⅱ」とも、「行政法基礎」の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を修得させることを目的としている。基礎の重要性に鑑み2014年度からは後期に再履修者向けの「行政法基礎」を開講している。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方にについての工夫、等。</p> <p>「行政法基礎」(1単位)では、毎回レジュメを作成・配付し、レジュメに即して授業を展開した。授業は基本知識の伝達を主要な目的にしているため、講義形式を中心にしていたが、得なかった。なお、2017年度も中間試験を実施し、基本知識の定着を図るようにした。再履修者向けの基礎については、少人数クラスの利点を活かして、双方向の講義を行って知識の確認を図っている。</p> <p>「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、専任教員が独自に作成した課題集を事前に配付し、これを各クラス共通の教材として双方向・多方向の授業を展開した。また、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」のいずれについても、学生が授業の復習をする際の補助教材として、授業終了後に詳細な解説レジュメを配付した。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「行政法基礎」においては「中間試験」を実施することで、学生の理解度を確認している。また、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、各週の事例問題の前に、事例問題を解く前提として理解が必要な事項についての簡単な設問を置いており、講義の中で必要に応じて学生に当該事項について質問をして理解度を確認している。さらに、担当者3名が隨時集まって、学生の理解度について情報交換をしている。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>担当者3名とも、講義終了後30分から1時間程度、教室に残って質問を受けています。行政法一般に対する質問、起案の仕方についての質問等は、週1回のオフィス・アワーを利用できる。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>行政法関連科目では、担当者の話し合いの下、統一的に、毎回、目視による確認と出席名簿に氏名を自署させている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>双方向の授業の中で教員と学生との間で交わされたやりとりの意味、論点を、クラスの他の学生に示すなどの工夫をしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「行政法基礎」では、できるだけ具体例を挙げながら、難解な行政法理論の要点を簡潔に説明するよう心がけている。また、口頭の説明だけでは十分な理解が得られない可能性があるので、詳細なレジュメを作成・配付し、授業後の自学自修でも利用できるよう、復習事項を列挙するなどの工夫を行っている。再履修者向けのクラスでは、簡単なレジュメの配布の他に、口頭で基本知識の確認を繰り返すなどの工夫を行っている。</p> <p>「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、行政法総論及び行政救済法の基礎的理解を前提に、事例形式の問題を素材にして、個別の学習項目を有機的に関連づけて、紛争解決の具体的手法を学修できるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」において、科目ごとの到達目標を掲げるとともに、行政法関連科目のすべてにおいて、「中央大学法科大学院到達目標」を意識して課題の選択を行っている。なお、講義を補充するレジュメ、裁判例に関する情報の提供などを、「C plus」を通じて行っているほか、自学自修を支援するために、独自に作成した事例形式の問題集（解説付き）を公刊している。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>行政法は他の分野に比して、個別法の制定改廃の著しい分野であるので、常に立法の動向を注視するとともに、学生に身近な講義の糸口となるような日常的な話題がないか目配りをするように努めている。</p>

■民法分野

科目的分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p><u>1年次においては、前期に「民法Ⅰ」〔主に総則・物権法〕、「民法Ⅲ」〔主に債権法総論〕、「民法Ⅳ」〔主に総則・債権法各論（法定債権を除く）〕、「民法Ⅵ」〔主に家族法〕を配当し、後期に「民法Ⅲ」〔主に担保物権法・債権法総論〕、「民法Ⅴ」〔主に不法行為を中心とする法定債権〕を配当している。これらの授業は、法学未修者に対し、相次ぐ改正の内容も踏まえて民法全般を広く鳥瞰し、基礎的な概念・原則を理解させることを目的とする。</u></p> <p><u>2年次配当の「民事法総合Ⅰ」は、民法の重要論点を含む長文の事例をベースに、判例の分析並びに事案の分析・法的論点の抽出・問題解決プロセスについて学修することを目的とする。また、民法科目の復習や発展的学習の機会を設けるため、2018年度から「1群特講Ⅰ@改正民法解説」及び「1群特講Ⅱ@判例民法」を新設した。</u></p> <p><u>3年次配当の「民事法総合Ⅳ」は民法・民事手続法の融合科目である。民法・民事手続法の双方に関わる事例問題をとりあげ、理論・実務の視点から総合的に検討することを通じて、民事法全体の理解を確実にすることを目的とする。</u></p> <p>教育内容については、基本的に講義要項の内容に従つて行われており、理論と実務の架け橋となる内容としている。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p><u>1年次配当の各科目には、それぞれ1クラスが設けられており、いずれも研究者教員が担当している。いずれの科目においても、テキストや参考書の他、担当教員オリジナルの補助教材を利用し、学生の理解を助けている。授業は、講義と双方向を併用している。</u></p> <p><u>「民事法総合Ⅰ」は前期に2クラス、後期に3クラス設けられ（2018年度）、教員8人（研究者教員6人、実務家教員2人）で各クラスを担当している。同科目では、担当教員が共同で作成した教材を用い、事前の予習指示に基づいて、学生は、教材の事例の分析、参考判例の読み込みを済ませ、授業においては双方向の意見交換により、法的思考の深化を目指している。</u></p> <p><u>「民事法総合Ⅳ」は、前期に2クラス、後期に3クラスが設けられ、元裁判官の実務家教員2人が担当している。学生には、事前に発表を担当するグループに、民法・商法・会社法・民事訴訟法などに関わる事例問題の分析・検討、レジュメの作成を行わせるとともに、他の学生には</u></p>

	全体の半分につき課題ごとにレポートの作成を行わせるようにしたうえ、クラスの中で学生とともに教員が議論を行い、双方向・多方向の意見交換を通じて、実務的な問題提起能力、実践的思考能力、問題解決能力を修得することが可能となっている。授業の仕方については、講義要項の内容とおりに行われている。
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>科目全体にわたって、双方向の授業の中で理解の確認を行っている。</p> <p><u>「民法Ⅰ」・「民法Ⅱ」・「民法Ⅲ」・「民法Ⅳ」については、それぞれ中間小テストを講義要項に明記して2回にわたって実施するとともに、レポートの作成等を通して、学生の理解度を確認している。その他の科目については、授業内の質疑応答やレポート等を通して口頭ないし書面の形で適宜学生の理解度を確認している。</u></p> <p>「民事法総合Ⅰ」においては、授業内の質疑応答等で学生の理解度を確認するとともに、学生からの質問には丁寧に対応し理解度の向上に努めている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」においては、学生にレジュメ、レポートを作成させ、クラス内で教員が質問し、学生と意見交換することによって学生の理解度を確認している。また、多数回のショートテストも実施し、学生の理解度を確認するとともに、理解度の向上を図るように努めている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>民法分野の科目においては、授業実施後、可能な限り、学生の質問に対応できる時間を確保している。また、レポート等について、学生の希望に応じて、口頭での指導や添削も行っている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」においても、授業の実施後、学生の質問等に応じるとともに、希望する学生に別途時間を設けて質問等に応じ、授業時間前にも質問等の時間を設けるようにしている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席の確認については、各科目とも、授業時に目視、又は、出席者名簿に氏名を自署させて出席を確認している。</p>

力 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p><u>「民法Ⅰ」・「民法Ⅱ」・「民法Ⅲ」・「民法Ⅳ」の授業においては、中間小テストやレポートを実施して、学生の理解を深める工夫をしている。</u></p> <p>「民事法総合Ⅰ」については、1事例につき2コマの授業を充て、1コマ目で「確認事項」の確認と「基本的設例」をもとに簡単な事例問題の検討を行い、2コマ目で「発展的設例」をもとにやや複雑な事例問題に関する検討を行って、段階的に学生の理解を深めるようしている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」については、民法によって認められる権利が民事訴訟法等の手続法によって実際上どのように実現されるかについて重要な事項を繰り返して強調し、白板を利用する等して分かりやすく説明するよう努めている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次、2年次、3年次に、徐々に基本的な内容から高度で専門的な内容となるように、授業内容を工夫している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>到達目標との関係では、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容について、「C plus」を通して学生に事前に伝えて注意を喚起するという形で、自学自修を支援するための体制をとっている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>各授業とも授業準備に相当の時間をかけて、学生の理解度を高めるような授業の組み立てを工夫している。</p> <p>「民事法総合Ⅰ」については、担当教員が共同で共通の教材を作成して事前に配付しており、学生が予習と準備を十分にしたうえで授業に臨むことができるようくふうしている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」については、民法等の実体法と民事手続法が関連した基本的で重要な事項が争われる事例問題の作成に努めるとともに、当該問題の解決だけでなく、事実認定に関わる理論的な事項にも目配りするように呼びかけ、学生の柔軟かつ体系的な問題解決能力の向上を図るように努めている。</p>

■商法分野

科目的分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次においては、2007年度から「商法Ⅰ」〔総則商行為・有価証券法〕(2単位)と「商法Ⅱ」〔会社法〕(2単位)を必修科目としているが、2011年度から、2年次以降に進級した際に学修がスムーズに接続するように内容を少し見直し、「商法Ⅰ」のうち総則商行為・手形法小切手法のコマ数を若干圧縮して、従来の3分の2程度にし、残りの3分の1を会社法の短い事例問題の演習に充てるとした。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」においては、前年度までと同様に、主に会社法分野を対象として、事例問題を中心に事案の分析・法的論点の抽出・問題解決能力の向上を図っている。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「商法Ⅰ」においては、主に商法総則・商行為・手形法小切手法分野(2011年度からは、これに加えて会社法分野の一部も)をとりあげ、講義レジュメ集と市販のテキストを用いて、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得を図り、簡易事例を用いたケーススタディを導入して、基本的知識の活用と理解の定着を図っている。「商法Ⅱ」では、会社法分野のうち特に株式会社制度について、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得とその定着を図っている。「商法Ⅱ」の担当者と「民事法総合Ⅱ」の担当者の間で、両科目の連続性を保つようにしている。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」は前期3クラス、後期2クラスが設けられ、3人の商法教員が各1つのクラスを学期を通して担当している。授業では、裁判例及び事例問題を素材とした教材を元に、双方向授業を通じて、事実関係の分析、法的利害の抽出、問題解決能力の向上を図っている。2014年度からは従来よりも裁判例に充てる時間を減らし、事例問題を取り上げる時間を増やして、履修者がより効率的に学修できるようにしている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、学期中に1回ないし2回の負荷の軽い試験を行い、それによって学生の理解度を担当教員が確認し、また学生が自己の水準を認識できるようにしている。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」においても、3(ないし2)クラスが共通の中間レポート(中間試験)を実施し、学生の理</p>

	解度を担当教員が確認し、学生が自己の水準を認識できるようにしている。また、一方向的な解説の時間と双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようしている。
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>いずれの科目においても、担当教員は時間の許す限りで授業後に学生の質問に対応するようにしており、質問時間が長時間にわたる教員も見られる。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」については、中間レポート・期末試験について、担当教員の中には、点数や評価、コメントなどを付して学生に知らせている例がある。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>いずれの科目においても、固定座席制であるので、目視により確認の上、座席表を用いて、毎時間、学生の出欠を記録し、各学生の出欠状況を把握している。また、毎時間、出席表を回覧して学生に自署させることも行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「商法Ⅰ」では、手形や登記等のサンプルを授業資料として配付するなどしている。また、「民事法総合Ⅱ」においては、株式会社の運営状況についてイメージを持つてもらうために、定款等のサンプルや下級審の裁判例を教材に含めている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、各担当教員の工夫として、カバーする範囲や各セクションの深さを制限することにより、履修学生の理解とその定着を確実なものとするよう授業が運営されている。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」においては、双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>学生には、学内の「中央大学法科大学院到達目標」によって、各学年において到達すべき知識の範囲と深さとを提示している。授業では時間の制約からすべてを取り扱うことはできないが、「C plus」で既に提示している。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「商法Ⅰ」では、「C L S e-ラーニングシステム」を通じて問題演習（短答式問題）を利用可能とし、中間試験で理解度を試すことが行われている。また、「商法Ⅰ」では、3人の教員のオムニバス授業となっているため、</p>

	<p>担当教員3人で時おり会議を開催して、授業の進捗状況や当年度の学生の特質、授業方法の工夫についての情報交換などを行っている。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」では、教材を担当教員が共同で開発することで、授業の内容・質・水準をそろえるようにしている。</p>
--	---

■刑法分野

科目的分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次前期に配当の「刑法Ⅰ」では、刑法の総論・各論の両方にわたり、基本的知識を確実なものにし、関連の重要な判例・学説をその合理性・問題点などとともに理解して、2・3年次でのさらなる学修のための十分な基礎を築くことが目標であり、ほぼ実際の内容でもある。なお、2014年度までは、内容が具体的で初学者でも比較的理 解が容易ではないかといった観点から、各論・総論の順序で授業を進めていたが、2015年度からは、総論・各論の順序に変更した。刑法に固有の理解の難しさは、その体系的思考にあるとの認識の下、やはり総論の基本事項をまずしっかりと理解することが重要であると考えたことによるものである。</p> <p>2011年度からは、本格的な事例問題の検討の場として、1単位ながら1年次後期に「刑法Ⅱ」を必修科目として設けている（これに伴い、前期科目「刑法」は「刑法Ⅰ」と改称された）。この新しい科目では、問答・添削・講評も実施され、教員の負担はやや重いが、授業評価アンケートでみると、大部分の学生から有意義と受け止められており、その存在意義は確かな感がある。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法関係の重要な判例と主要な学説については事案内容・論拠等も十分そしやくし、発展的に応用可能なところまで修得させるとともに、事実関係を的確に分析し把握する能力も養うことが目標であり、少なくとも基本的には実現されているように思われる。</p> <p>3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」は、刑事法のまとめ科目として、多くの事例問題を素材として、刑事訴訟法の問題にも留意しつつ、更に事実認定の面でも、十分な総合的学力及び実践的能力を身に付けさせることを期する。そのため、この授業は刑事法の広い分野にわたり、実際に生起する多様な事案に取り組み解決する上級修練の場となっている。</p> <p><u>近時、学生の理解度にかなりの幅がみられることから全体の底上げを図ることを主たる狙いとして、2018年度からは、基本事項の正確な理解、とりわけ判例の理解を確かなものにするために3年次配当の「判例刑法」(選択)を新設した。</u></p>
--------	--

イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次前期配当の「刑法Ⅰ」では、刑法の基本的な理解を得させるため、基礎的諸事項の説明に加え双向的議論・プロブレムメソッドも採用している。また、予習範囲を具体的・明確に指示するなどして予習の徹底を促し、毎授業後かなりの数の受講生の多様な質問に答えていく。1年次後期配当の「刑法Ⅱ」においては事例問題を合計7つ示して、受講生にひとり2回まで、それぞれにつき予め（各問題を扱う授業の前に）レポートを作成させ添削するとともに、授業の時間に双向的な問答を行い、最後に資料を配布するほか、成績評価の資料とし、なお、各回比較的優れたレポート2通前後を選んで、そのコピーを全員に配付した。2017年度まで、「刑法Ⅰ」・「刑法Ⅱ」では、2名の教員が各1クラスを担当していた。どちらの科目についても、両担当教員は緊密な共同作業によって共通の講義要項作成など、授業の統一的な計画・準備をしたうえで、授業を開催した。<u>2018年度は、クラスが1つになった関係でクラス間での授業のすり合わせという問題はなくなったが、授業内容はこれまでの蓄積を踏まえ、従前と同様のクオリティの維持に努めている。</u></p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、オムニバス方式で授業を実施しており（総論部分を研究者教員3名で、各論部分を実務家教員3名で、それぞれ分担）、各回の授業で修得されるべき事柄を明示した講義要項に沿って、学生の問題分析力・思考力・意見発表力等の伸張・発展を期している。事前に配付される事例問題群についての十分な予習を前提として、双向的に、予習度・理解度をチェックしつつ行われる点は、各担当教員に共通である。</p> <p>3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」では、各回の授業の留意・修得事項を明示した講義要項に沿って、オムニバス方式（<u>2019年度は実務家教員4名と研究者教員3名が参加</u>）かつ双方向方式で授業を行っている。ここでは実際に生起する具体的な事例を基にして、刑法及び刑事訴訟法上の各種問題を融合的に取り上げ、事実認定と法令解釈運用の両面において実務家レベルに近い実践的能力を身に付けさせるようにしている。</p> <p>3年次配当の「判例刑法」では、講義要項に沿って、各回に取り上げられるテーマについて、課題判例と基本的な確認事項を事前に指示し、その点について予習をしてくることを前提に、双方向方式の授業を開催している。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>1年次前期の「刑法Ⅰ」では、小テストを総論関係・各論関係の計2回行うことにより学修到達度の点検・評価</p>

	<p>を実施し、頻繁に指名して受講生の理解度をチェックしながら授業を進め、同後期の「刑法Ⅱ」では、提出レポートを添削して理解を確認している。「刑事法総合Ⅰ」では、毎回、頻繁に指名して受講生の理解度を確認しながら授業を進めているほか、小テストを実施して学習到達度をチェックしている。「刑事法総合Ⅲ」では、具体的な事例をもとにして展開される授業そのもの、実践さながらの思考訓練が、そのときどきに理解度の確認となっている。</p> <p><u>「判例刑法」では、事前に指示されている事項について授業で必ず質問することにより、その段階での理解度を確認し、授業終了時に、授業で説明した内容を踏まえて再度質問をすることによって理解が進んだかどうかを確かめている。</u></p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>各授業の担当教員において個別にオフィス・アワーを実施し、学生の質問や学修相談に対応して、授業のフォローとして成果をあげている。もっとも、授業の直後にその教室の場あるいは廊下などで、相当の時間をかけて学生からの質問に受け答えをすることも頻繁であり、こちらも同様に役立っていると思われる。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>全科目、各クラス、各授業時間において、目視による確認と出席名簿への氏名の自署により出席確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>科目によってレジュメの課題のほか、その項目の発展的な問題について判例を基礎に検討させ、また必須問題と関連問題とに分けて理解の助けとする、多くの判例を学生に提示して読み込ませる等の工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次からの各授業については、最終的に「刑事法総合Ⅲ」の実務を意識した授業展開に充分に対応することができるよう、これを目標とした授業構成のもとに組み立てられている。したがって、各対象学年次においては、その学修状況と進度に充分に配慮した授業展開を心がけることを各教員において確認している。<u>また、近時、学生の理解度・習熟度にかなりの幅がみられることから、2018年度より、全体の理解の底上げを期して「判例刑法」を新設した。</u></p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」で学生へ提示している法科大学院で学ぶべき事柄、「中央大学法科大学院到達目標」についての教員</p>

	間の共通認識のもと、不足や漏れの無いよう細心の注意をもって授業運営にあたっている。 ※授業準備として工夫していること等。 「C plus」からの電子媒体あるいは印刷した紙媒体でのレジュメや資料の配付を適宜行うことで、学生の学修活動を支援し、またモチベーションを一層高めるのに効果を発揮している。
ケ その他	

■民事訴訟法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「民事訴訟法」(3単位)では、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」に準拠したテキスト及び配付資料を用いて、法学未修者が民事訴訟法に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力を十分に身に付けることができるよう、体系的な授業を実施している。とりわけ、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」において要求されるより高度で実践的な応用力の基盤となる原理・原則に基づく基本的な考え方を涵養することに重点を置き、2年次以降の学修へ円滑に移行し得ることを目指している。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅲ」[民事訴訟法中心](3単位)では、民事訴訟法の重要問題を網羅したテキストの各ユニットに掲載された設例を素材として、事実関係の分析、法的論点の抽出、必要な判例・学説の確認、具体的な問題解決の仕方(事案の特殊性や結論の妥当性など)の検討というプロセスを踏み、受講者が問題解決のプロセスや考え方を自然と身につけることができるよう心掛けている。取り上げるユニットは、いずれも理論的・実務的に重要なトピックを含んでおり、これらの学修を通じて、実務法曹に必要な問題解決能力を修得させることを目指している。</p> <p>また、民事訴訟法科目の復習や発展的学习の機会を設けるため、2018年度から3年次配当の「1群特講I@多数当事者訴訟の諸問題」を新設した。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方にについての工夫、等。</p> <p>「民事訴訟法」では、後期に1クラス開講し、講義要項に即した体系的な講義を行うとともに、簡単な事例を掲載した配付資料を用いて、自学自修及び授業で得た体系的な知識・理解や法的思考能力が民事訴訟手続の中で具体的にどのように役立ってくるのかを測定する機会を設けた。その際、特定の学説に固執することなく、判例及び一般的な学説状況を紹介し、問題解決の考え方について深度ある理解をすることができるよう配慮した。さらに、基本問題について順不同に受講生を指名して解答を求め、他の受講生にその解答に対して反論を求めるなど、双方向・多方向の授業展開を心がけた。さらに、授業期間内に小テストを2回実施し(答案を返却し、解説及び講評を配付している)、受講生自身による効果測定の機</p>

	<p>会を提供した。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、前期に3クラス、後期に2クラスを設け、同一内容の授業を提供するために前後期とも4名の教員の分担によるオムニバス方式を採用している。授業は、ソクラテス・メソッドを採用しており、事前に配付されている「設問集」(担当教員が協力して独自に作成した印刷・製本教材)に掲載された設問に沿って、教員とアトランダムに指名した受講生との間で、あるいは、受講生間で質疑応答し、双方向的または多方向的な授業運営を実施している。重要な問題や多少高度な問題については、教員が若干の解説を加え、それをベースにより深みのある議論の展開を図っている。授業期間内に中間試験を1回実施して理解度をチェックしており（答案を返却し、解説及び講評を配付している）、これを期末試験とともに成績評価の重要な成績評価資料としている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「民事訴訟法」では、授業時における双方向的または多方向的な質疑応答を実施することにより、受講生各自が基礎的学力をどの程度身につけたかを確認する機会を設けるほか、授業期間内に小テストを2回実施して、受講生自身が自らの学力を再度チェックする機会を提供している。なお、「中央大学法科大学院到達目標」を事前に紙ベースで配付し、自学自修時に各自の理解度を自分自身で確認することを可能とした。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、ソクラテス・メソッドを採用し、毎回多くの受講生を指名して質疑応答を行っており、その都度、各受講生が基礎的応用力をどの程度身につけたかをチェックするとともに、授業期間内に中間試験を1回実施して、受講生自身が自らの学力を検証する機会を提供した。また、「中央大学法科大学院到達目標」を事前に配付し、自学自修時に各自の理解度を自己診断できるようにしている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>「民事訴訟法」は、毎回授業終了後、その回の授業内容についての質問（それまでの授業内容、それ以降の授業内容に関するものもある）に丁寧に回答した。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーの時間帯等で個別に対応した。また、受講生が自学自修をする際のデバイスとして「Cplus e-ラーニングシステム」を導入している。当然、自学自修において生じた疑問等についても、オフィス・アワーの時間帯等で丁寧に対応している。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」は、木曜日の5・6・7限の授業（当</p>

	日の最終授業)として開講されていることから、毎回授業終了後、その回の授業内容についての質問（それまでの授業内容、それ以降の授業内容に関するものもある）に丁寧に答えている。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーの時間帯等で個別に対応した。また、毎回授業終了後に「確認問題」を配付し、復習時に自己の理解度を自己診断し得る機会を提供した。自学自修において生じた疑問についても、オフィス・アワーの時間帯等で丁寧に答えている。さらに、期末試験においては、成績発表直後に「講評会」を開催し、試験後に配付した「解説・講評」では伝えきれなかったことを補うとともに、参加者からの質問に直接答えている。そのうえ、成績不良者に対しては個別に呼び出し、今後の勉強方法等について指導・助言する機会を設けている。
オ 出席の確認	※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 「民事訴訟法」および「民事法総合Ⅲ」とともに、受講生の「出席簿」への署名及び目視で（いずれも必修授業であり、固定席である〔教員は「座席表」をもっている〕ことから、教員は座席表により目視で出欠確認可）、出席を確認している。なお、質疑応答によっても、出欠の再確認をすることができる。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 初学者を対象とする「民事訴訟法」では、民事訴訟手続の流れ図、訴状や判決書等の各種書式、理解しづらいと一般にいわれる基礎的概念について詳しく説明した資料を配付するなどして、受講生が民事訴訟手続を具体的なものとしてイメージできるように工夫した。また、実際の民事訴訟手続を知ってもらうため、裁判の傍聴を積極的に勧めている。 2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合Ⅲ」では、基本的にすべてを質疑応答による授業展開を行うことによって、受講生が自学自修で身につけた法的知識・理解と法的思考力がどの程度活用できるのかを実際に体験してもらうように努めている。質疑応答用の資料として事前配付している「設問集」に掲載された「設問」は基本的な知識を問うもの、基礎的応用力を問うもの、応用力を問うものにわかれしており、受講生各自が自身の理解度を確認できるようにしている。さらに、受講生が授業の中で感じた疑問、復習をしていて気づいた疑問に対して丁寧に答えている。なお、民事訴訟手続の実際にについて身をもって知ってもらうため、派遣裁判官企画の裁判傍聴、法律事務所等へのエクスターンシップ、公設事務所のリーガルクリニックなどに積極的に参加するよう勧め、多数の参加を得た。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>初学者を対象とする「民事訴訟法」では、まず、配付資料等を用いて、民事訴訟手続の全体像ができるだけ早く理解してもらうことに努めた。また、基本的な概念については丁寧に説明し、簡単な設例を題材として質疑応答することによってその基礎的な概念をどのように使うのかを実感してもらうようにした。さらに、自学自修のデバイスとして「Cplus e-ラーニングシステム」を導入している。</p> <p>2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合III」では、受講生の法的思考能力を涵養するため、知識の修得は自学自修に委ね、授業中は徹底して質疑応答に集中してもらうようにしている。そのうえで、各自が見出した疑問に対して丁寧に答えている。なお、「民事訴訟法」の単位を修得していることは「民事法総合III」の履修前提要件であり、「民事法総合III」の単位を修得していることは「民事法総合IV」及び「総合事案研究」の履修前提要件とされている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合III」とともに、「中央大学法科大学院到達目標」に基づいて授業を計画・準備し、その内容を記した講義要項どおりに授業を進めている。この「中央大学法科大学院到達目標」及びそれをやや詳しく説明した「科目別学修支援のガイドライン」を（「C plus」等を通じて）事前に配付し、受講生がそれぞれの学年においてどの事項についてどの程度の理解度が必要か、さらには授業で取り上げる事項は何であり自学自修に委ねる部分は何かを告知している。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合III」とともに、受講生が授業を最大限有効に利用するため、講義要項に記載したとおりの授業進行に努めている。それに伴い、授業用資料は可能な限り第1週の授業前にすべてのものを配付するようしている（「民事法総合III」については春季休業時及び夏季休業時に一括して事前配付している）。この授業用資料の内容については、担当者すべてが参加する協議を経て決定している。授業準備だけでなく、各担当者の授業内容のチェック、小テスト・中間試験の作成、期末試験の作成、採点基準の決定、採点など、すべての面にわたって、全担当者が密接に協議を行い、協働して作業を進めている。</p>

■刑事訴訟法分野

科目分野ごとに、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「刑事訴訟法」では、刑事手続の仕組み・流れを知ること、基本的概念について理解すること、制度の原理・原則を理解すること、判例の読み方を知ること、簡単な法理の理論構成ができ、これを書いて表現できること、を目的として授業を展開している。このことは、講義要項に明示されており、実際の進行もお概ね講義要項どおりであり、教材として教員作成のレジュメを事前配付している。C plusには、「中央大学法科大学院到達目標」を記載して予習・復習の指針としている。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的知識を前提として、判例を教材とし、過去に起こった事案の具体的事実を知り、どのような論理によってその解決が図られたかを分析・検討することで、同様の事案や新しい問題を含む事案を解決する知恵を育むことを目標としており、このことは講義要項に明示してある。とりわけ、混沌とした事実の中から法的に重要な事実を抽出すること、それを法律論の中にどのように取り込むかということ、また、結論にいたる論理を緻密に分析し、自ら口頭及び文章で表現することができるようになることに重点をおいている。教材としている判例設問集は、毎期、加えるべき新たな判例の有無を検討している。他に各担当者がレジュメを作成し、これらを事前配布している。進行順序はほぼ講義要項どおりであるが、クラスによって進度は若干異なる。3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」については、刑法の項目を参照。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次配当の「刑事訴訟法」では、大半を講義形式で行うが、レジュメに設けた課題や、判例の事実及び判旨の概要などについては学生に応答を求め、知識の定着度を測るとともに、法律用語を用いながら自らの言葉で法律問題を表現する訓練をしている。これにより、判例を含む基礎的知識の修得と、具体的な事案に即した問題解決のために必要な考え方の修得を目指している。学生の質が変化してきているため、法律文の表現の仕方など丁寧な授業展開を心がけている。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅱ」では、まず基本的な条文や原理・原則を確認しつつ、特定事案における法的に重要な事実の抽出、それへの評価、法廷意見及び反対意見の論理の分析を行う。そのうえで、判例集に付した設問も適宜用いながら、学説や裁判所の立場を参考に、自ら</p>

	<p>はそのような事案ないしは類似の事案をどのような論理でどのように解決するのかを口頭で説明させたうえ、教員がこれを補足するなどの手法をとっている。また、法律論述の指導をとり入れている。</p> <p>ちなみに、「刑事訴訟法」及び「刑法総合Ⅱ」共、履修者の学力差が大きいため、講義の進行にあたり、個々の学生の能力に応じた指導を心がけている。</p> <p>「刑法総合Ⅱ」においては、到達目標によりフォーカスした授業内容とするため、教材の全面改訂を行った。</p> <p>また、条文の内容や、その制度趣旨の理解といった、いわば短答式試験的な知識の定着は、論文式試験対策としても実務家となった後においても有益なことから、この点を意識した指導を心掛けている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「刑事訴訟法」では、授業における質疑のほか小テスト及び中間試験を実施している。「刑法総合Ⅱ」では、授業中の学生との質疑、及び設問集の設問の検討が理解度の確認となっている。クラス（教員）によっては、論述力の指導をすることによってこれを補っている。「刑法総合Ⅲ」は、毎回の起案とそれをもとにした授業展開という授業方法そのものが、理解度の確認となっている。なお、起案の提出が遅れる者や起案の様式自体が分からぬ者も増加しているため、その具体的な指摘等を授業時に実施している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>オフィス・アワーを各教員が実施している。中間試験を実施したのちの個別指導や、任意提出課題の論述指導などは隨時実施している。学年末試験については、その実施後に詳細な講評及び解説を公表し、各学生が自らの理解不足を確認し再学修をするよう促している。また、期末試験の過去問を起案するなどして、論理的な法律論述の力を高めるよう指導している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席はすべてのクラス・科目で目視による確認ないし出名簿への氏名の自署により、厳格に把握・確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>レジュメに各種資料のリンクを張った電子ファイルを公開して授業中に紹介したり、証拠関係カードの見本等を用いて理解の助けとするなどの工夫を科目・クラスごとにしている。</p>

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次配当の「刑事訴訟法」から3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」に至るまで、段階的に学修が進む授業内容となっている。また、「刑事訴訟法」の単位を修得していることは2年次の「刑事法総合Ⅱ」の履修前提要件、「刑事法総合Ⅱ」の単位修得は「刑事法総合Ⅲ」の履修前提要件とされており、学修内容が未消化のままに次の科目に進むことがないように工夫してある。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>とりわけ1年次の学修内容はそれを踏まえたものとしつつ、全学年を通じて、他の科目と同様「中央大学法科大学院到達目標」に盛られた内容の重要度に差を設けて学生に公開しており、教員はこれを意識して授業を組み立てており、学修内容に漏れや途切れがないように工夫している。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>レジュメや共通の資料集は、第1週の授業に先立って配付して予習させるほか、質問への回答や授業の補足等は、「C plus」を通じて適宜補足するなどしている。教材は各学年とも新判例を追加するなど毎期小幅な修正を施している。近年、原級留置やE評価によるとりわけ未修入学者の再履修者が増加傾向にあり、未修者教育全体の見直しとも連携させながら、どのような対策をとるべきか検討が必要と認識している。</p>

2019年度 中央大学法科大学院アドバイザリーボード会議概要

- I. 日 時 2019年7月10日（水） 15時30分～17時25分
II. 場 所 中央大学市ヶ谷キャンパス 2111会議室

III. 出席者（敬称略）

アドバイザリーボード委員

- 伊藤 茂昭 【継続】※会長
- 伊藤 鉄男 【継続】
- 佐野 慶子 【継続】
- 杉山 忠昭 【継続】
- 小木曾 綾 【新任】 ※法務研究科長が指名する本学教職員
(欠席 = 田中 克郎 委員【継続】)

法科大学院出席者

- 法務研究科長 小木曾 綾 <再掲>
- 法務研究科長補佐 小林 明彦
- 法務研究科長補佐 高橋 直哉
- 法務研究科長補佐 宮下 修一
- 自己点検評価委員会委員長 二羽 和彦

事務スタッフ陪席者

- 専門職大学院事務部長 副島 武
- 法科大学院事務課長 中村 知広
- 法科大学院事務課副課長 小宮 孝志
- 法科大学院事務課副課長 志賀 努
- 法科大学院事務課副課長 藤山 直人

IV. 会議次第

1. 法務研究科長挨拶
2. 法科大学院の近況について
3. 「自己点検評価報告書2018」の説明
4. その他

V. 配布資料

資料1 中央大学法科大学院アドバイザリーボード委員

資料2 中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規

資料3 令和元年司法試験受験状況

資料4 令和元年司法試験短答式結果（過去3年合格率・合格者数）

資料5 「法曹コース」の学生を対象とする特別選抜の導入に伴う

法科大学院入学者選抜の全体イメージ

資料6 中央大学法科大学院自己点検評価報告書2018

資料7 法科大学院評価基準・規定集2016

資料8 自己点検評価報告書<自己評定一覧>

資料9 2019年度履修要項

V. 会議概要

1. 法務研究科長挨拶

冒頭、小木曾法務研究科長より「平成31年4月1日付けで改正された専門職大学院設置基準において『教育課程連携協議会』の設置が義務化されたことに伴い、本学においては当アドバイザリーボードを活用して対応すること、また、これに伴い構成員として本学教職員が加わる必要があるため、研究科長をこれに充てることになった」旨の説明があった。

また同じく小木曾法務研究科長より「新たなアドバイザリーボード会議では、①産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、②産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項、の2点について審議し学長又は研究科長に意見を頂くことになっているため、忌憚のないご意見を頂きたい」旨の依頼があった。

2. 法科大学院の近況について

「中央大学法科大学院アドバイザリーボードに関する内規」に基づき、伊藤茂昭アドバイザリーボード会長が議長となり議事を進行。

小木曾研究科長から、令和元年の司法試験受験状況、ならびに「法曹コース」の設置とそれに伴う入学者の特別選抜方法、法科大学院施設の充実計画など、本学法科大学院の近況について配付資料に基づき説明がなされた。

これを受けて、アドバイザリーボード委員から出された主な質問(●印)とその回答(➢)は以下の通り。

- 5年一貫型の特別選抜枠を設ける大学間協定について、他大学を含めてどのような状況なのか。
 - 上位国立大学は自大学のみで他大学との連携に積極的ではないが、私立大学は本学と同様に協定先を模索している。
 - 本学では本学法学部だけでなく国私立の計10大学との協定を計画しているが、協定を締結しても優秀な学生を囲い込むことはできず、例えば本学の法学部法曹コースで学んだ学生でも、「開放型」といって協定に関係なく他大学の法科大学院へ進学することができる。
 - 本学法学部の優秀学生を取り込むためには、施設の移転は最大の武器になる。既に法科大学院教員が法学部授業を担当しているが、これを来年度からは組織的に実施し、法科大学院の顔が見える教育を一層充実させたい。
- 優秀な学生を取り込むために、積極的に学費免除等の経済支援をしたら良いのではないか。
 - 現在でも学費免除の奨学金を出しているが、他大学、特に一橋大学に流出している。本学法学部が2023年度から都心に移転することで、他大学に流出する優秀層を本学法科大学院に引留めることができると期待している。
 - そのためにも5年一貫型で育成した最初の修了生の司法試験合格率が上位になれば、本学への進学希望者が増え、他大学に流出することなく優秀層が本学に集まつ

てくると期待している。まずは人数を絞ってでも司法試験合格率を上げることが大事な戦略である。

- 司法修習や就職活動の際に、法科大学院修了より予備試験合格を表に出した方が優秀だと評価される傾向が否めない。5年一貫型で年数的には負担軽減されても、法科大学院の修了の意味づけが大切であり、優秀な学生を本学の法科大学院に入れるためには他大学への流失だけではなく予備試験組への対応も必要である。
- そのためにも今回の制度改革に合わせて、本学の司法試験合格率を上げて、予備試験を目指す層も、本学の法科大学院へ大勢取り込む必要がある。
 - 新制度においては、司法試験の受験までに実質1年半しか法科大学院での教育ができないため、学部での教育が重要になるが、幸いにして本学の法学部には既存の法曹コースがあり200人程度が学んでいる。これを新制度に対応するよう連携して再編することで、本学法学部の優秀層を取り込みたい。
- 法科大学院の移転を含めて都心キャンパス構想の全体像が理事会で正式決定していないようだが、何が問題になっているのか?
 - 法学部が2023年から茗荷谷キャンパスを中心に都心展開することは既に理事会決定しているが、それに関連した研究所・大学院法学研究科および法科大学院の移転について最終決定していない。その理由は、中央大学の学則にて「校地・校舎の変更に関する事項」については「学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」と定められており、その手続きを踏んでいるためである。

3. 「自己点検評価報告書2018」の説明

二羽自己点検評価委員長から「自己点検評価報告書2018」をはじめとする自己点検評価に関する資料を基に、昨年受審した日弁連法務研究財団による認証評価において「C」評価であった項目を中心に説明がなされた。

これを受けて、アドバイザリーボード委員から出された主な質問とその回答、ならびに委員からの評価・助言は以下の通り（「⇒」以降は大学側の回答・補足）

- 「自己点検評価報告書2018」の「3-6 教員支援体制(1)〈担当授業時間数〉」において、法学部との連携の中で益々忙しくなると思われるが、法学部での授業時間数も含まれているのか?
 - 学部の授業を担当しても16単位以上30単位以内で担当して授業準備時間と研究時間も確保できるように申し合せている。
 - 今年度から法科大学院のクラス数を5クラスから4クラスへ減らしているため、今後法学部との連携強化により法学部授業の担当が増えても申し合せの範囲で担当できると考えている。
- 「自己点検評価報告書2018」17ページの表中では2018年度の入学定員充足率が47.5%であるが、19頁の説明文では「2019年度には6割を回復した」と表記してある。具体的な入学者数も表記したほうが良いのではないか?また、入学して途中退学せずに修了できるのはどのくらいの割合いるのか?
 - 文部科学省への報告は2019年3月末日現在の数字を報告しているが、自己点検評価報告書には作成時点のわかる範囲で追記している。具体的な2019年度入学者数は112人である。

- 修了率は、法学既修者で8割程度、未修者は4割程度である。進級時にはGPA評価基準があり、基準に満たない学生は留年となるが、この時点で休学・退学してしまう学生が一定数いる。特に法学未修者クラスでは法律の基礎知識だけでなく小論文方式の試験が苦手などの理由で、年次進行のたびに進級できない学生が多い。
- 新司法制度の発足時には多様性の確保という理念があったが、法学未修者の志願者が実際には減少し、さらに「3+2」の制度が施行されているにもかかわらず、未修者を一定数受け入れることが認証評価基準で定められていることに時代に合わない矛盾を感じる。法学未修者の別コースを設けるのではなく、優秀層は加点制度等で一般の中に溶け込ませて受け入れたほうが良いのではないか？
- 現在、認証評価基準の改定作業を進めるとともに、認証評価機関も外部機関の認証評価を受審すべく自己点検評価を開始しているところである。
- 司法試験が法科大学院在学中に受験できるよう制度改革が進められているが、これは5年一貫教育の優秀層には期間短縮となるが、未修者をはじめ大多数の者にとっては実質1年半の在学中に司法試験に合格することは難しく、実際には法科大学院修了後の夏に司法試験を受験し、合格後の司法修習が翌年4月スタートと、今より遅れることが懸念される。
- 法科大学院にとっては、修了後の司法試験受験を視野に入れたカリキュラム等を用意して、合格率を上げる対策が必要ではないか？
- 在学中の夏に司法試験を実施することになると、合格発表までに合格する自信のある学生には後期授業として国際性を養う等の社会勉強用の科目を用意できるが、ボーダーラインや自信がない学生に向けては次年度の受験準備のためのカリキュラムを用意する必要がある。
- 未修者をはじめとして学力についての共通到達度確認試験を受験させ、教育方法などプロジェクトチームを立ち上げて提言をまとめることになっている。
- 「自己点検評価報告書2018」の「1-2 特徴の追求」について、前回2017年度はA評価だったのに2018年度はB評価になっている。記載内容だけでは評価が下がってしまう理由が読み取れないが、目標設定の基準が変わったのか？
- 昨年度のアドバイザリーボード会議において「総花的な対応になっている印象がある。(中略)正直に記載しそぎであり、他大学に比べて優位な部分を強調する等、もう少し表現を工夫すべきである」との指摘を受け、特徴を整理して全面的に改訂し再点検した結果、自己点検評価もA評価では甘すぎると判断した。
- 「2-1 入学者数者選抜」で、昨年度は追加合格者の順位付けを「ゾーンで示す」という特徴的な記述があったが、2018年度は無くなったにもかかわらず評価はBからAに上がっているのはなぜか？
- 評価をAに上げたのは、危機感を持って充実した広報活動を行い志願者も増加したためである。2018年度も追加合格ゾーンを設定したものの、実際には追加合格者の入学後の成績が芳しくないことから追加合格を出していなかったため、記載から削除した。
- 「自己点検評価報告書2018」の42頁・56頁掲載の表については、2017年度と同じ表が使われているが、年度が替われば2019年度データも入れた最新に更新したほうが良いのではないか？
- 本来は当該年度末までの結果をもって自己点検評価報告書に記載すべきところ、昨年度の報告書には、記載時の最新データ(2018年度分)を先取りして掲載していた。今年度はこれを当該年度に改めたことから結果的に2017年度と同じデータになってしまったが、一部に先取りデータ(2019年度)も掲載して混在してしまった。

- 「9-1 法曹に必要なマインドスキルの養成」の前回 2017 年度は A 評価だったが、2018 年度は B 評価になっている。改善計画の記載に「さらなる」が追記されただけで昨年度と大きな変更がないにもかかわらず、評価が下がっているのはなぜか?
 - 司法試験合格率が昨年度は全国平均以下であった現実を受け止め、同じ努力をしていて前年度と同じ評価にすることなく、抜本的な対策を始めたばかりで未だ成果が出てないため、計画・実施中ということから B 評価に下げた。

最後に、伊藤茂昭会長から「本日出された委員からの意見・評価は、今後の法科大学院の教育研究活動に活かしてほしい」旨のアドバイスがあり、小木曽法務研究科長からは「今年度の自己点検評価報告書はアンダーラインを表記する等の工夫でしたが、次期に向けては問題点と対応策・今後の課題等を分かりやすく表記し、ご意見を頂きやすくなるよう報告書を改訂したい」旨の報告と、合わせて 4 年間の研究科長任期満了に伴い、今までの委員各位からの指導・助言に対する謝辞が述べられ、閉会した。

以上